章∙節	現行	修正	案	
1 • 4	第1章 総則 第4節 地震・津波被害想定	第1章 総則 第4節 地震・津波被害想定		
	第4回 - 地展 - 神放板音応足   1 - 最大規模の被害想定	第4即 地展・岸放牧音波に   1 東日本大震災直後に実施した本市による被害想定訓	田本红甲	
	東日本大震災を教訓に最大規模の地震・津波被害想定を行うため、市域及び周辺で発生する内	本市では、東日本大震災を教訓とした、地震・津流		めに 雲災直後上り
	陸型(活断層型)地震・海溝型地震の中から、本市に大きな影響を及ぼす次の地震を対象とし、	当時想定された最大規模の地震・津波被害想定を行		
	想定する地震規模等については、既往研究結果や文献、さらには国の地震調査研究推進本部等に	断層型)地震・海溝型地震の中から、本市に大きな影響を		
	おける評価結果を踏まえ設定した。	害想定調査を実施した。		之内象C 0、四百万区
	(略)	(略)		
	,	3 被害想定結果(本市被害想定調査結果)		
	(略)	(略)		
	(新設)	5 令和4年11月に公表された県被害想定調査結果		
		福島県において、平成10年3月に地震被害想定調	査結果を公表している	が、県内の人口分布や
		建物分布状況、インフラの整備状況が変わり、特に本	本市を含む浜通りの沿	岸地域では、東日本大
		震災の津波被害や復興、そして福島第一原子力発電所	「事故による帰還困難」	区域などの影響を踏ま
		え、最新の科学的知見や手法及び近年国内で発生した	土地震における課題や	教訓を反映するととも
		に、約20年ぶりの全面的な被害想定調査の見直しを行	<b>行い、津波については</b>	、福島県土木部で令和
		4年8月に公表した津波浸水想定に基づき被害を想定	し、同年 11 月に公表	した。
		(1) 想定地震の概要		
		想定地震名	マグニチュード	本市の最大震度
		① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.8、Mw7.1	<u>5弱</u>
		② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	M7.7、Mw7.0	<u>4</u>
		③ 想定東北地方太平洋沖地震	M9.0, Mw9.0	 6 強
		④ 各市町村直下の地震(震源:市町村役場直下)	M7. 3、Mw6. 8	7
		※ M はマグニチュードを示し、地震計で観測される波の振幅から計算された地震		
		※ Mw はモーメントマグニチュードを示し、大きな地震など地震計の波から計算が ことである。	困難な場合に、岩盤のずれの規	<u> </u>

章•節	現行	修正案
(新設)		「2  神波浸水規定の概要

章•節	現 行			修正案					
(新設)		【最	【最大クラスの津波の概要 1/2 <b>】</b>						
			対象津波	① 東北地方太平洋沖地震津波 (内閣府モデル)	② 房総沖を波源とする津波 (茨城県モデル)				
			マグニチュード*	Mw = 9.0 $Mt = 9.1 \sim 9.4$	Mw = 8.4 $Mt = 8.6 \sim 9.0$				
			使用モデル	内閣府モデル(すべり量 0.9~1.3 倍)	茨城県モデル				
			説明	平成23年3月11日、三陸沖を震源 とした地震により発生した津波。 東日本大震災を引き起こし、東北から関東を中心に甚大な被害をもたら した津波の再来を想定。					
	概 要	震源域							
				жмwia>>	ノトマグニチュード、Mtは津波マグニチュード				

章•節	現行			修正案	
(新設)		【最	大クラスの津波の概要	要 2/2】	
			対象津波	③日本海溝における地震に起因す る津波	④千島海溝における地震に起因す る津波
			マグニチュード**	Mw=9.1	Mw=9.3
			使用モデル	日本海溝(三陸・日高沖)モデル	千島海溝(十勝・根室沖)モデル
			説明	中央防災会議から令和 2 年 4 月に 公表された「日本海溝・千島海溝沿 いの巨大地震モデル検討会」により 検討されたモデル。 津波堆積物調査等を踏まえ、岩手 県から北海道の海溝沿いの領域に おける最大クラスの津波のうち、岩	中央防災会議から令和2年4月に 公表された「日本海溝・千島海溝沿 いの巨大地震モデル検討会」により 検討されたモデル。 津波堆積物調査等を踏まえ、岩手 県から北海道の海溝沿いの領域に おける最大クラスの津波のうち、襟 裳岬から東の千島海溝沿いの領域
		概要	震源域		
					ントマグニチュード、Mtlは津波マグニチュード

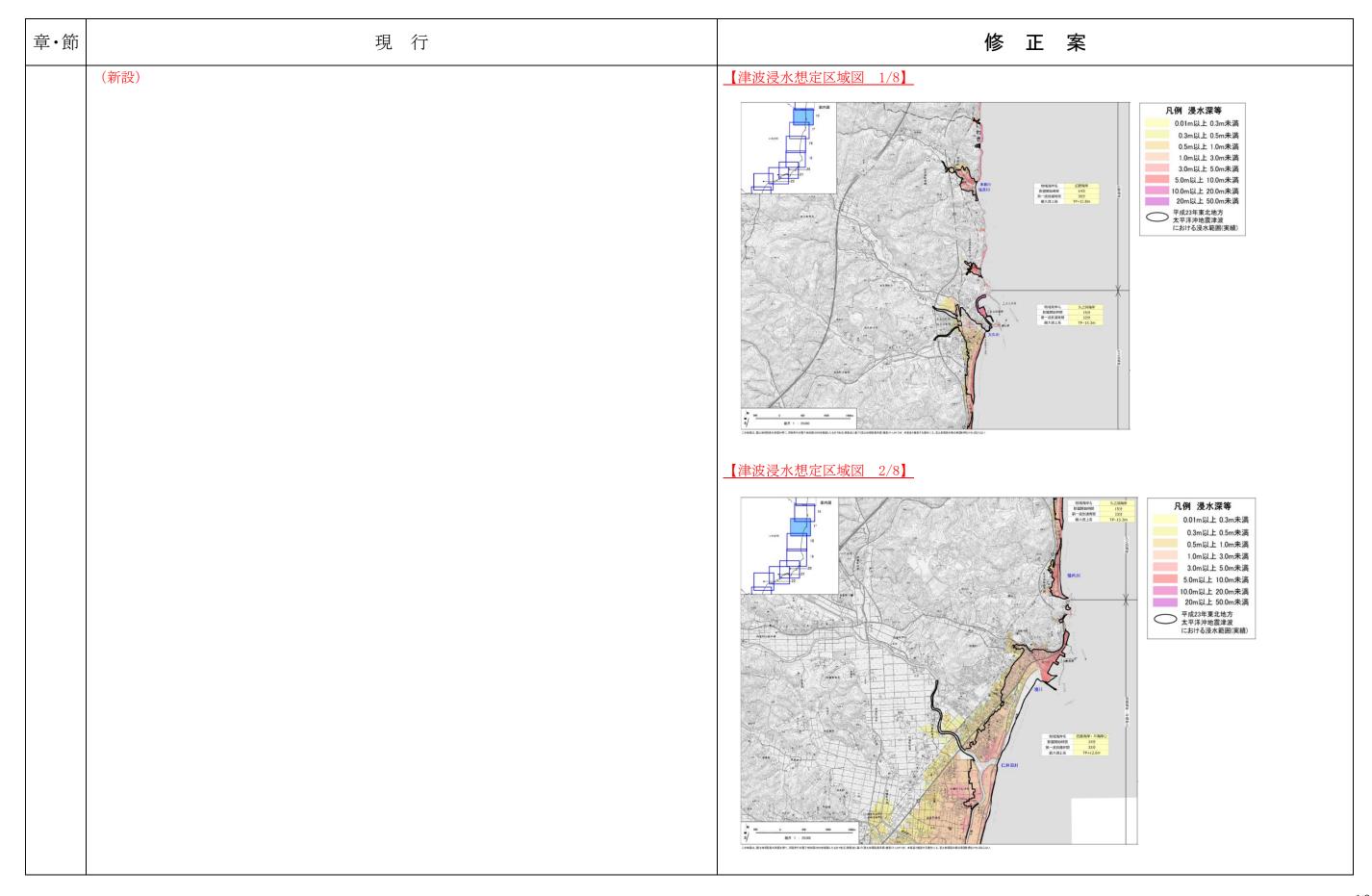
章•節	現 行				修	正案			
	(新設)	本市 よる清 水域、	における津泊 き波シミュレ 最大となる	ーションの結	浸水深の算 果を重ねる 出している	合わせ、下図の	のとおり各計	・算メッシニ	スの津波の波源に <u>2 で最大となる浸</u> 、浸水深は、10m
			曼水深(漫水域)分		浸力	(深(浸水域)分布 A 重ね合わせ	/ +B 最大と	なる浸水深(浸水 (最大包絡値)	域)分布
		<u>ア 浸</u>	:県津波浸水 :水面積 :わき市の浸	想定の結果 水面積は、最	<b>貴大で 355</b> 4	4. 4ha が想定	されている。	_	
		市町名	<u>市町面積</u> _[ha]			浸水面積 [ha			<u>市町面積</u> に対する 浸水割合 [%]
				①内閣府 モデル	② <u>茨城県</u> モデル	③日本海溝 モデル	<u>④千島海溝</u> モデル	<u>最大</u> 包絡值 <sup>※1</sup>	<u>最大</u> 包絡値 <sup>※1</sup>
		いわき市	<u>123, 226</u>	<u>3477. 5</u>	<u>2350. 6</u>	<u>1527. 7</u>	<u>1751. 4</u>	<u>3554. 4</u>	2.9
		注 1. 最大包 注 2. 小数第							とがある
			<u> </u>		10.00	4 124 ->->->	<b>D</b> H 1 H 1		<u> </u>

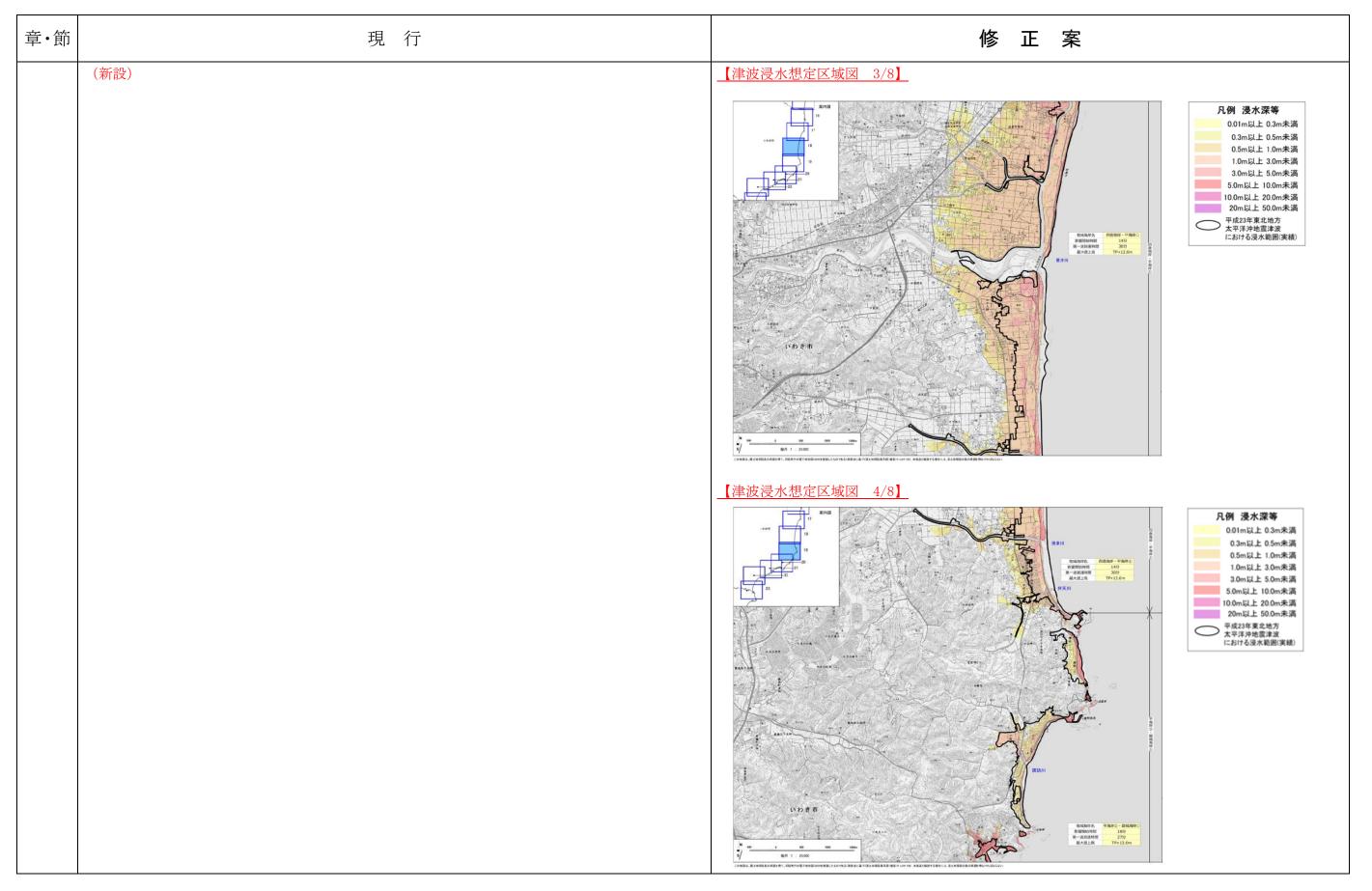
	現行	修正案
(新設)		<u>イ 最大遡上高</u>
		最大遡上高は②茨城県モデルの磐城海岸②が17.0mと最も高い。
		地域の区分(地域海岸)     ①内閣府     ②茨城県     ③日本海溝     ④千島海溝       モデル     モデル     モデル     モデル
		広野海岸     15.8     14.4     10.0     10.3
		Description     15.3     14.6     8.2     6.1
		よつくら 四倉海岸・平海岸①12.611.66.75.4
		<u> 平 海岸②・磐城海岸① 12.6 13.6 6.5 4.8</u>
		<u>磐城海岸②</u>
		<u>勿来海岸</u> 10.8 11.3 6.7 6.4
		注1. 最大遡上高とは、各地の津波が到達する最高の標高 [単位: T.P.+m] 注2. 最大遡上高は小数点第2位を切上げ
		Tan   Ta

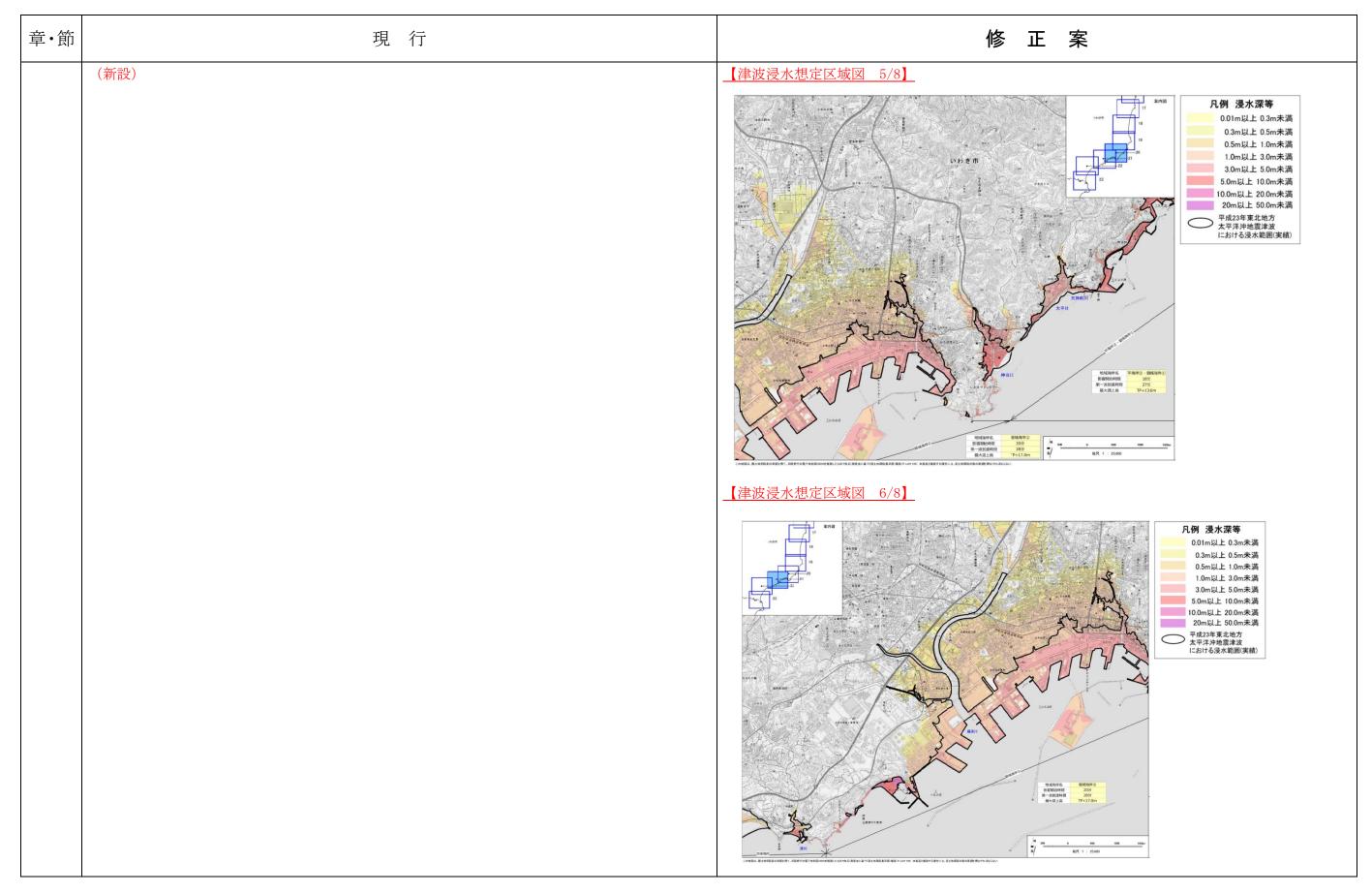
章•節	現行	修正案	
章•節	現 行 (新設)	「最大遡上高と浸水深の模式図	<u>)</u>
			<u>)</u>
		工 影響開始時間 影響開始時間は①内閣府モデルの広野海岸および四倉海岸・平海岸①が 14 分と	
		地域の区分(地域海岸)     ①内閣府     ②茨城県     ③日本海溝     ④千島海溝       モデル     モデル     モデル     モデル	
		立。     立。     五     31     58     78	
		文之浜海岸     15     28     56     74	
		<u> </u>	
		<u>久之浜海岸</u> <u>15</u> <u>56</u>	

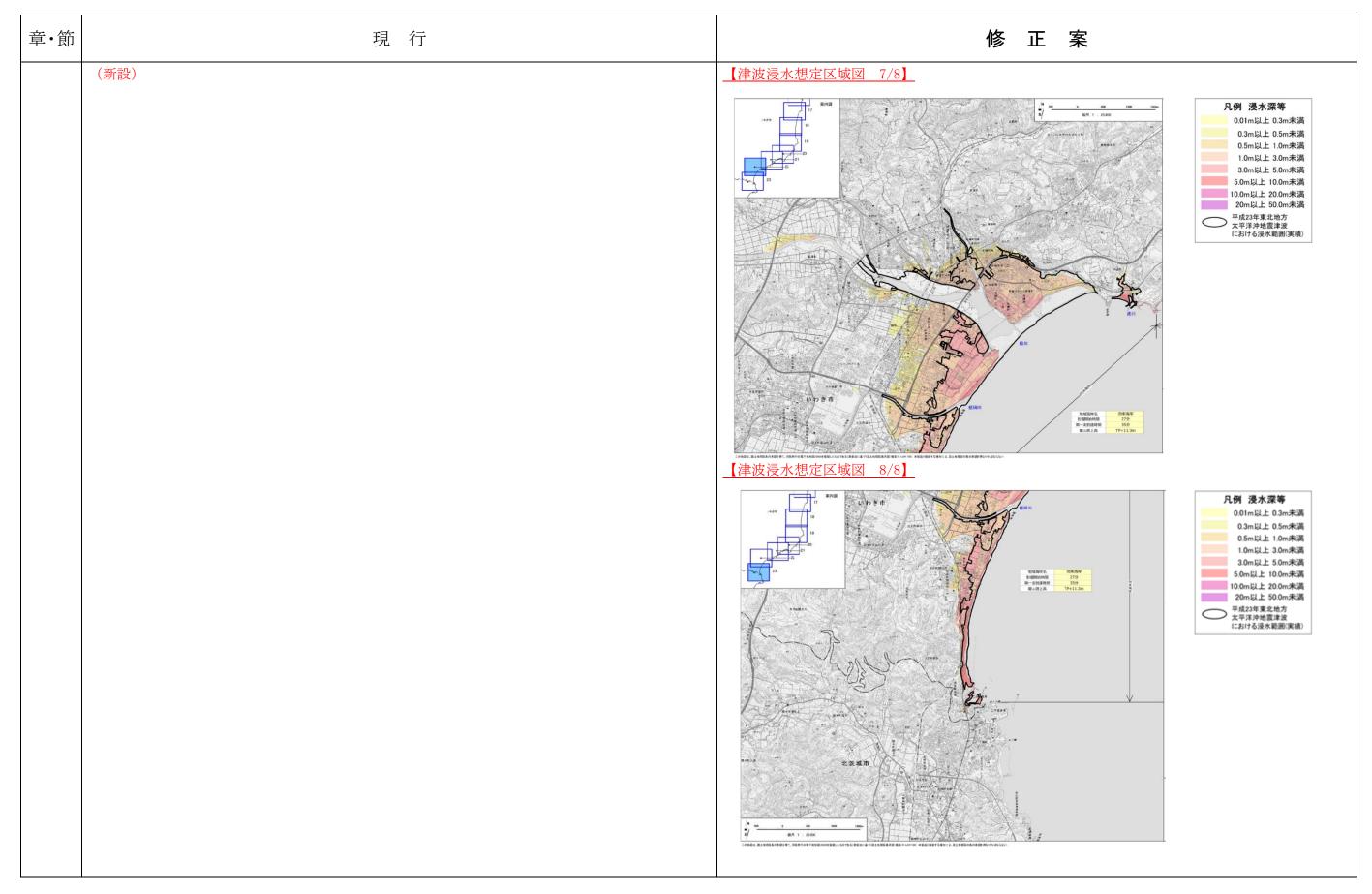
章•節	現行			修	E 案			
	(新設)		平海岸②・磐城海岸①	<u>18</u>	23	<u>51</u>	<u>69</u>	
			整城海岸②	<u>20</u>	<u>24</u>	<u>54</u>	<u>71</u>	
			かった <u>勿来海岸</u>	<u>27</u>	<u>28</u>	<u>60</u>	<u>78</u>	
		· ·	  響開始時間とは、沖合の代    る津波による水位変化(初					響が出る
			分] (参考基準:気象庁の					
			響開始時間は、小数点第1		1. H- >	供司		
			響開始時間は、沖合の代表 第一波到達時間	(地点における	水位波形がら	<u>集計</u>		
			第一波到達時間は①内閣府	1		1		1
			地域の区分(地域海岸)	<u>①内閣府</u> <u>モデル</u>	<u>②茨城県</u> <u>モデル</u>	<u>③日本海溝</u> <u>モデル</u>	<u>④千島海溝</u> <u>モデル</u>	
			<sup>ひろの</sup> 広野海岸	<u>36</u>	<u>44</u>	<u>65</u>	<u>87</u>	
			ひきのはま <u>久之浜海岸</u> よつくら たいら	33	<u>39</u>	<u>62</u>	<u>83</u>	<u> </u>
			### ### ### #########################	30 27	36 34	<u>60</u> 58	80 78	
			<u> </u>	<u>21</u>	<u>35</u>	58	<u>82</u>	
			なこそ クス・海岸	<u>35</u>	41	<u>64</u>	<u>88</u>	
			一波到達時間とは、沖合の する時間 [単位:分]	代表地点にお	ける、津波水	位波形から判	断した第一波!	<u> </u>
			<u> 9 る時間 [単位・分]</u> 一波到達時間は、小数点第	51位を切下げ				
		注3. 第一	一波到達時間は、沖合の代	表地点におけ	る水位波形か	ら集計		

章•節	現。行	修正案	
	現 行	【海岸線、沖合の模式図】  「海岸線」「沖合」の定義  【海岸線】 ・海岸線(汀線)位置より1メッシュ(10m)海側の地点(右図の●地点)。津波最大水位 [単位:T.P.+m]を集計。  【沖合】 ・漁港や港湾などの地域を代表する箇所の沖合の代表地点(右図の●地点)。影響開始時間、第一波到達時間[単位:ともに分]を集計。 ・代表地点の海岸線からの距離は地点により異なり、海岸線からおよそ100m~3km程度沖合位置に設定。  本) は、シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- (10m) 危とした陸海境界) (海域)   **   **   **   **   **   **





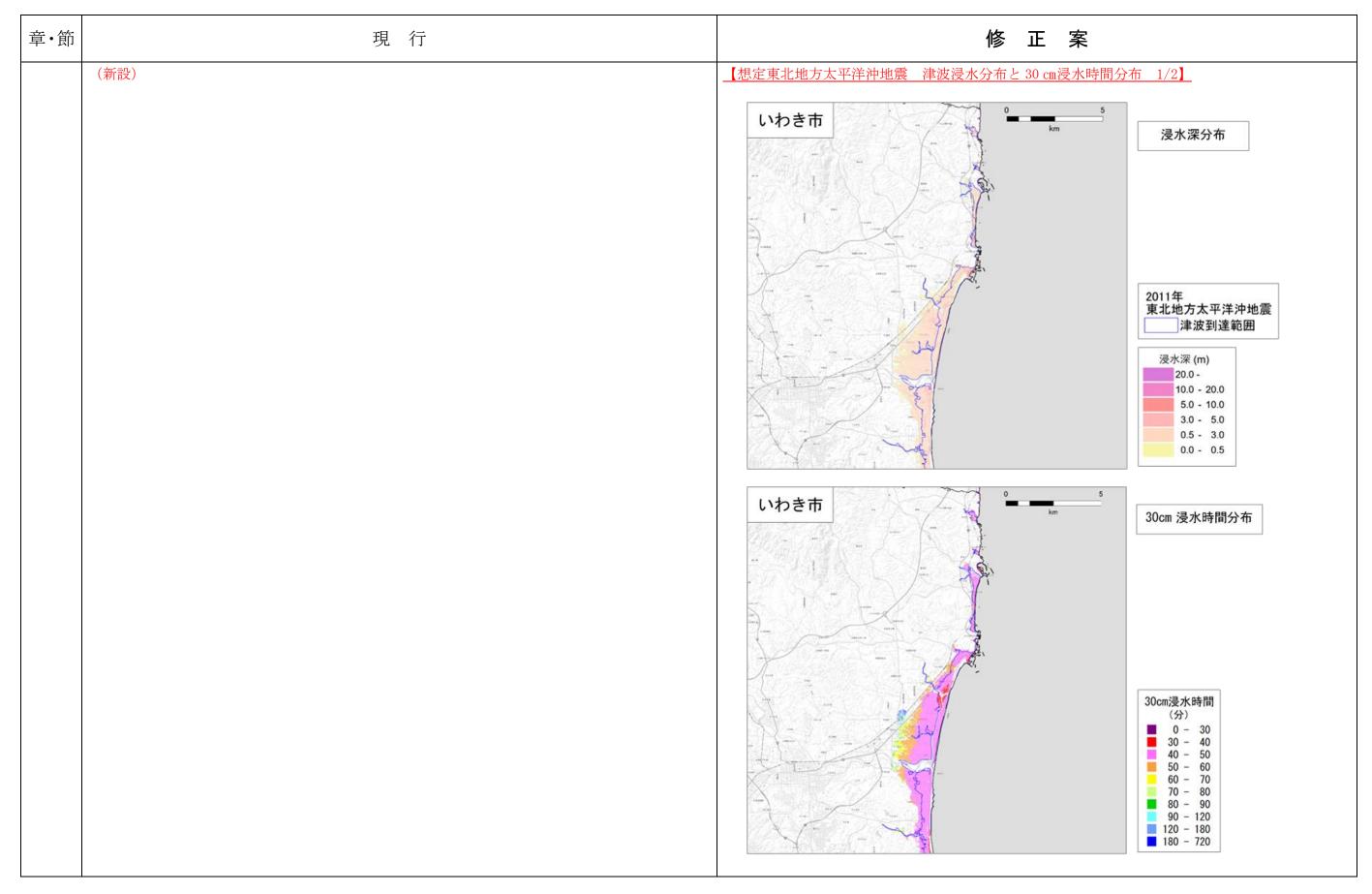


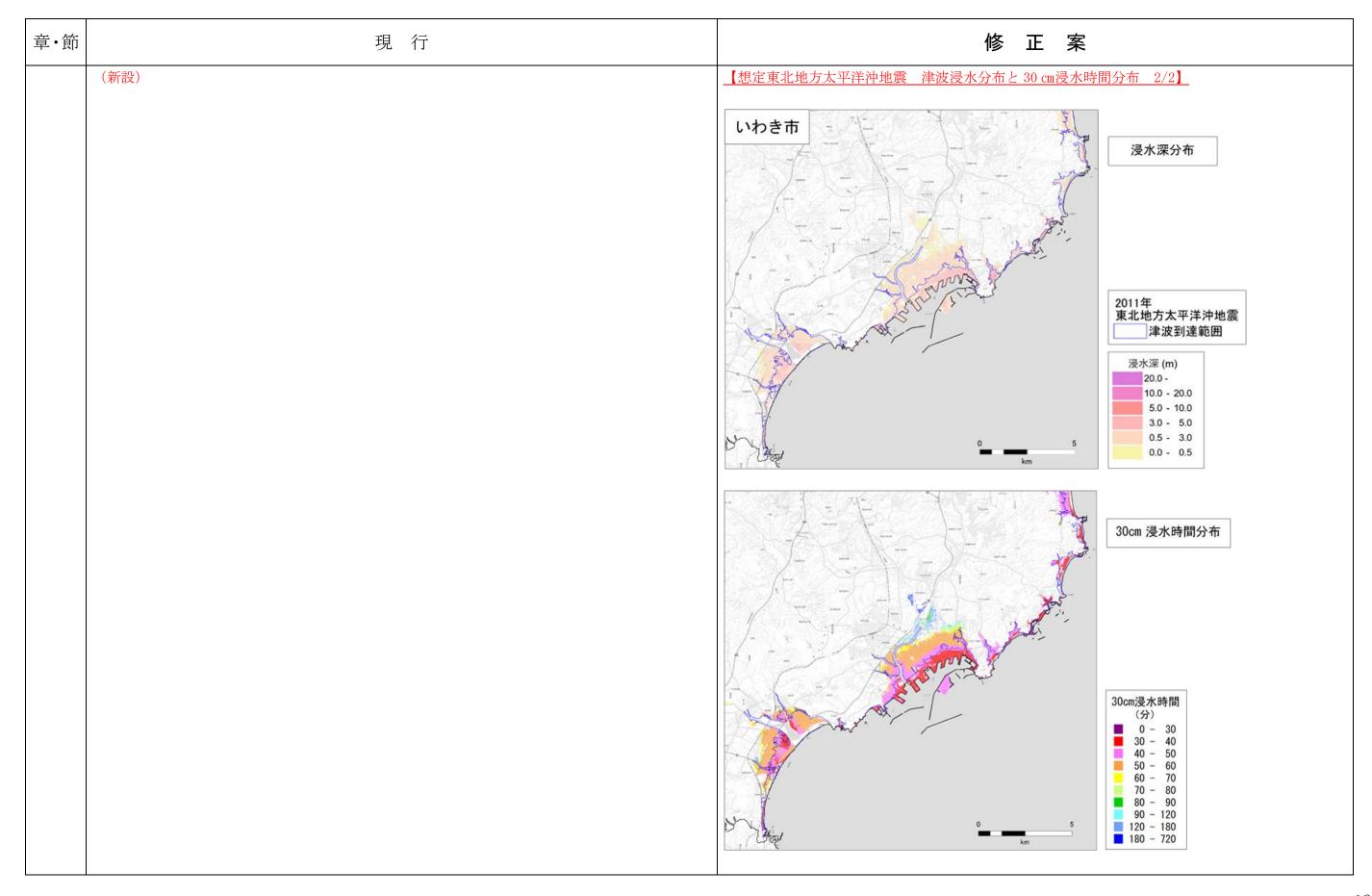


章•節	現行	修正案
章•節	(新設)	個島県が全球とは、福島県被害想定調査結果) 福島県が公表する被害想定では、福島盆地西縁断層帯、会津盆地東縁断層帯、想定東北太平洋沖地震の3地震を想定しているが、これらの地震で大きな被害が発生しない市町村においても、潜在的な断層が存在する可能性がある(地震災害が発生する可能性がある)ため、市町村役場直下に仮想の地震(市町村直下型地震)を設定した。被害の想定にあたり、発災時刻や季節の異なる、①冬5時、②夏12時、③冬18時の3つのシーンを想定している。 また人口は平成27年国勢調査、建物は各市町村の固定資産台帳等のデータを活用するとともに、津波については、福島県土木部で令和4年8月に公表した津波浸水想定に基づき想定した。なお、想定される地震のうち、福島盆地西縁断層帯を震源とする地震及び会津盆地東縁断層帯を震源とする地震の被害はわずかであると予測されているものの、想定東北地方太平洋沖地震では、本市を震度6強の揺れと沿岸部に巨大な津波が到達すること、市町村直下地震では、最大震度7の揺れにより、共に大きな被害が予測されている。  (1) 想定東北地方太平洋沖地震の被害(※ わずか、0被害なし)東日本大震災の教訓を踏まえ、本市で想定されうる最大クラスの地震と津波を想定。想定東北地方太平洋沖地震では、本市を震度6強の揺れと沿岸部に巨大な津波が到達することにより、最大で死者数648人、建物被害(全壊・消失)6,800棟、半壊24,522棟などの大きな被害が予測されている。  【想定東北地方太平洋沖地震 主な被害内容】
		全壊     揺れ     1,922     1,922     1,922       ・ 急傾斜地     41     41     41       消失     津波     2,090     2,090     2,090       火災     0     0     1,126       合計     5,674     5,674     6,800       海状化     7.466     7.466     7.466       揺れ     12,066     12,066     12,066       急傾斜地     88     88       津波     4,902     4,902     4,902       合計     24,522     24,522     24,522
		火     全出火     5     9     21       火     炎上出火     2     4     8       残出火     0     0     6       合計     7     13     35

節	現行				修』	E 案		
(新設)		時刻·時期			冬:5時	夏·12時	冬·18時	
		風速			8m/s		8m/s	
		/AVA		建物倒壊	123	52	92	
				(うち屋内収容物等)	123	7	7	
			死	急傾斜地崩壊	4	2	3	
			者	津波	521	456	518	
			"	火災	0	0	30	
				ブロック塀等	*		*	
				合計				
				建物倒壊	648 2,415	509 1,606	643 1,745	
			台	(うち屋内収容物等)	210	167	160	
			負担	急傾斜地崩壊	5	2	4	
			傷者	津波	129	102	125	
			1	火災	0	0	505	
				ブロック塀等	*			
				合計	2,549	1,710	2,379	
				建物倒壊 (うち屋内収容物等)	186 40	137	137	
		重 傷 者	急傾斜地崩壊	3	1	2		
			津波	66	52	64		
	者	火災	0	0	202			
			ブロック塀等	*				
			合計	255	190	406		
			要配慮者	НЫ	233	170	400	
		的	X HUMEN EI	建物倒壊	23	10	17	
		被		(うち屋内収容物等)	2	1	1	
		害	死	急傾斜地崩壊	1	*	1	
			死 者	津波	96	84	95	
			_	火災	0	0	6	
				ブロック塀等	*		*	
				合計	119 443	94 295	118 320	
				建物倒壊	443	295	320	
			負	(うち屋内収容物等)	39	6	29	
			傷	急傾斜地崩壊	1	*		
			者	津波	24	19	23	
			"	火災	0	0	93	
				ブロック塀等	<u> </u>			
			<u> </u>	合計	468	314	437	
				建物倒壊 (うち屋内収容物等)	34 7	25	25	
			重	急傾斜地崩壊		6 ※	6 ※	
			傷		<u>*</u>		12	
			者	津波	0	10		
				<u>火災</u> ブロック塀等	<u> </u>		37 ※	
					47	35	75	
			要救助者(	州雪)	432	550	503	
			要救助者(	(津波)	8,031	7,788	7,476	
			女似则目(	/ <del>=</del> //X/	0,031	1,100	7,470	

章•節	現行		1	多正案	Į.	
	(新設)	時刻·時期 風速		冬·5時 8m/s	夏·12時 8m/s	冬·18時 8m/s
		ライフライン	電力停電率 断水率 下水道機能支障率 都市ガス供給停止率 LPガス機能支障率 通信不通率		74.7% 45.8% 30.9% 100.0% 1.2% 74.7%	6
			被災1日後	60,210 うち避難所 39,451 うち避難所外 20,759		59,809 うち避難所 39,100 うち避難所外 20,709
		数	被災1週間後	41,518 うち避難所 25,038 うち避難所外 16,481	40,530 うち避難所 24,422 うち避難所外 16,108	42,274 うち避難所 25,342 うち避難所外 16,931
			被災1か月後	69,974 うち避難所 20,992 うち避難所外 48,982	69,843 うち避難所 20,953 うち避難所外 48,890	70,075 うち避難所 21,023 うち避難所外 49,053
		要	被災1日後	11,054 うち避難所 7,243 うち避難所外 3,811	10,381 うち避難所	10,981 うち避難所 7,179 うち避難所外 3,802
		要配慮避難者	被災1週間後	7,622 うち避難所 4,597 うち避難所外 3,026	7,441 うち避難所 4,484 うち避難所外 2,957	7,761 うち避難所 4.653 うち避難所外 3,108
		難者数	被災1か月後	12,847 うち避難所 3,854 うち避難所外 8,993	12,823 うち避難所 3,847 うち避難所外	12,865 うち避難所 3,860 うち避難所外
		災害廃棄物	可燃物(トン) 不燃物(トン) コンクリートがら(トン) 金属(トン) 柱角材(トン) 合計	148, 519, 1,076 55,6	419 466 5,037 657 657 5,235	148,944 860,783 1,238,818 76,661 55,657 2,380,863
		津波堆積物		1,855	34,982	2,380,863





章•節	現行	修正案
章•節	現 行 (新設)	修正案   11.8%   207,888   24,537   25時   12時   18時   25時   12時   18時   5時   1250   661   1,173   2,297   1,652   1,720   2,297   1,652   1,720   2,297   1,652   1,720   2,297   1,652   1,720   2,297   1,652   1,720   2,297   1,652   1,720   2   2,297   1,652   1,720   2   2,297   1,652   1,720   2,297   1,652   1,

Ī	現行			修正	案			
		(3) 従来の被害						
		平成 24 年度美	<b>尾施の本市独</b>	自調査による被害想定と、	、令和4年11月に福島県	具が公表した被		
		定の結果を次の	とおり比較し	た。_				
		■ 被害想定の	比較					
		想定災害	想定災害		≪海溝型地震・津波あり≫			
					中地震(M9.0、Mw9.0)			
			1	福島県(A)	いわき市(B)	差(A-B)		
		建物被害		6,800	17,756	▲ 10,956		
(棟数) 半壊	24,522	49,615	▲ 25,093					
		648	1,912	▲ 1,264				
				うち建物倒壊等被害	うち建物倒壊等被害			
			死者	123	294	▲ 171		
		うち津波による被害	うち津波による被害					
			<b>*</b> +	521	1,618	▲ 1,097		
			重症	406	824	<b>▲</b> 418		
			負傷	2,549	7,398	<b>▲</b> 4,849		
				(地震)	(地震)			
		人的被害   (人数)	要救助者	550	(油油)			
		(八致)		(津波)	(津波)			
				8,031	E0 975	225		
				60,210	59,875	335		
				39,451	うち避難所 35,270	4,181		
			避難者数	うち避難所外	うち避難所外	<del>-</del>		
			<u>発災1日後</u>	20,759	18,666	2,093		
					> 4 7 0 M			

章•節	現行			修正案						
	(新設)			≪内陸型地震						
		想定災	後害 福島県想定   市町村直下地震(M7.3、Mw6.8)							
			いわき市独自調査   双葉断層地震(Mw7.4)							
				福島県(A)	いわき市(B)	差(A-B)				
		建物被	***************************************	24,537	15,430	9,107				
		(棟数)	1 -20	36,795	56,623	▲ 19,828				
		人的被	死者	1,520	1,017	503				
		(人数)	里址	2,297	1,493	804				
			負傷	10,063	11,260	▲ 1,197				
		(4) 福島県被害	想定調査結果	を踏まえた今後の防災・減	或災対策					
				踏まえ、巨大地震や津波を	が発生した際に起こり	うる事象を冷静に受				
				ことが重要である。						
		-		インフラ・ライフライン						
				て備えることで、想定され		の防災・減災効果が				
		別付されて		<u>てつぎの防災・減災対策</u> 対	<u>につとめ(いく。</u>					
				<u>心</u>  加に対応するため、既存の	の指定避難所におけるね	布設の利田スペース				
		·		スポ <del>レスリル・アンアとの、発力で</del> こ、災害が発生または発生						
		-		の施設等(集会所)の活月		<u> </u>				
		② 人的被害 <sup>(2)</sup>	つ減少に向けて							
		耐震診断に	より耐震基準に	適合していないと診断さ	へれた住宅の耐震改修Ⅰ	[工事及び現地建替工]				
		事に要する費	州の一部を補助	<u> 助する「いわき市木造住</u> 写	它耐震改修支援事業」だ	などによる建物の耐				
				到防止等による屋内収容特						
		通電火災の防	近対策及び、	<u> </u>	<u> 啓発を図り、人的被害の</u>	)減少を目指す。				

章•節 修正案 現行 2・4 第2章 災害予防 第2章 災害予防 第4節 都市の防災構造化 第4節 都市の防災構造化 (略) (略) 2 各主体の責務 2 各主体の責務 (略) (略) (6) 市の役割 (6) 市の役割 (略) (略) ② 災害に強い都市基盤づくり ② 災害に強い都市基盤づくり イ 道路・橋梁の整備 イ 道路・橋梁の整備 (略) (略) d 道路環境の整備 d 道路環境の整備 交差点改良、道路改良及び排水の整備等、区間に応じた災害に対する補強整備を行う 交差点改良、道路改良及び排水の整備等、区間に応じた災害に対する補強整備を行う ほか、道路の路面の損傷については逐次補修に努める。 ほか、道路の路面の損傷については逐次補修に努める。 また、良好な道路環境を維持するため、道路の緑化を推進し、特に延焼遮断帯として また、良好な道路環境を維持するため、<u>道路の緑化に際し、</u>特に延焼遮断帯として の役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、地区により樹種の の役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、地区により樹種の 選定に配慮する。(略) 選定に配慮する。(略) e 橋梁防災対策 e 橋梁防災対策 長寿命化や架け替え時期の平準化を図り、整備を順次進 車道橋や人道橋の橋梁に係る長寿命化や架け替え時期の平準化を図り、整備を順次進 めていくとともに、災害時の避難経路及び緊急輸送路の確保のため、橋梁の耐震化を順 めていくとともに、災害時の避難経路及び緊急輸送路の確保のため、橋梁の耐震化を順 次進めるなど、防災対策に努める。 次進めるなど、防災対策に努める。 2 · 7 | 第7節 避難所事前対策 第7節 避難所事前対策 (略) (略) 2 各主体の青務 2 各主体の青務 (2) 市の役割 (2) 市の役割 (略) (略) 避難所については、災害時に迅速かつ円滑な開設が可能となるよう、あらかじめ開設に必要 避難所については、災害時に迅速かつ円滑な開設が可能となるよう、あらかじめ開設に必要 な資機材等を備蓄するとともに、施設管理者や地元行政区、自主防災組織等の協力のもと開 な資機材等を備蓄し、施設管理者や地元行政区、自主防災組織等の協力のもと開 設・運営体制の確立に努める。 また、市民や観光客等に避難所等の場所を周知するた 設・運営体制の確立に努めるとともに、また、市民や観光客等に避難所等の場所を周知するた め、避難所案内板等の整備を行う。 め、避難所案内板等の整備を行う。 さらに、社会福祉事業者等の協力を得ながら、要配慮者が避難・滞在可能となる福祉避難所 さらに、社会福祉事業者等の協力を得ながら、要配慮者が避難・滞在可能となる福祉避難所 を指定する。 を指定する。

章•節	現行	修正案
	(新設)	【在宅避難者への対応】 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じて、在宅避難者が利用しやすい場所へ在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 【車中泊避難者への対応】 市は、やむを得ず車中泊等により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。 その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
2 • 32	第32 節 廃棄物処理体制の整備         【本庁】生活環境部         【関係機関】         ・いわき市環境整備事業協同組合、協同組合いわき市環境保全センター、福島県浄化槽協会、 廃棄物の収集運搬処理業者等	<ul> <li>第32節 廃棄物処理体制の整備</li> <li>【本庁】生活環境部</li> <li>【関係機関】</li> <li>・いわき市環境整備事業協同組合、協同組合いわき市環境保全センター、福島県浄化槽協会、いわき市建設業協同組合、福島県解体工事業協同組合、廃棄物の収集運搬処理業者等</li> </ul>
	<ul> <li>(略)</li> <li>2 各主体の責務及び業務の内容</li> <li>(略)</li> <li>(2) 市の役割</li> <li>(略)</li> <li>② し尿処理体制の整備</li> <li>ア 主要な避難所には、断水や下水道施設等の損傷時にも使用可能な簡易トイレ等を備蓄する。なお、車椅子対応用のトイレの設置にも配慮する。</li> <li>イ 下水道施設等の復旧に時間を要する場合を想定し、レンタル業界等と協定を締結し、災害時に仮設トイレを確保できる体制を整備する。</li> <li>(略)</li> <li>(4) 防災関係機関の役割</li> </ul>	<ul> <li>(略)</li> <li>2 各主体の責務及び業務の内容</li> <li>(略)</li> <li>(2) 市の役割</li> <li>(略)</li> <li>② し尿処理体制の整備</li> <li>ア 主要な避難所には、断水や下水道施設等の損傷時には簡易トイレを設置する。</li> <li>なお、車椅子対応用のトイレの設置にも配慮する。</li> <li>イ 下水道施設等の復旧に時間を要する場合を想定し、</li> <li>(略)</li> <li>(4) 防災関係機関の役割</li> </ul>
	(略) ③ いわき市建設業協同組合 会員への緊急連絡体制を構築するとともに、応援協定に基づき市から要請があった場合は、すみやかに損壊家屋の解体等に従事できる体制を整備する。	(略)  ③ いわき市建設業協同組合・福島県解体工事業協同組合 会員への緊急連絡体制を構築するとともに、応援協定に基づき市から要請があった場合 は、すみやかに損壊家屋の解体等に従事できる体制を整備する。

章•節

2・33 第 33 節 備蓄体制の整備

(略)

- 2 各主体の責務及び業務の内容
- (5) 市の役割
- 公的備蓄
  - ア 防災備蓄倉庫等の整備
  - a 休日・夜間も含めた初動対応の迅速化と避難所機能の充実を図るため、地区災害対策本部(本庁・支所)や主要避難所(小、中学校、地区体育館等)に防災備蓄倉庫を設置し、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目(非常用発電機、投光機、携帯トイレ、ストーブ、間仕切り(パーテーション)、毛布、炊き出し道具等)や燃料(ガソリン缶詰、灯油)、非常用食糧及び飲料水等を備蓄する。

現行

(略)

イ 非常用食糧等 の確保

(略)

b 備蓄目標は、災害アセスメント調査の結果等に基づき、家屋が流出 または 全壊、 焼失、半壊となることに伴う避難所への避難者 (35,300人) を対象とし、国や他の自 治体からの救援物資の到着及び市内の流通機能の回復までの期間を考慮して発災後 2 日間分(6食)に相当する数量(211,800食)のうち、2分の1(105,900食)を公的 備蓄により、また残りの2分の1を流通在庫備蓄による。

なお、飲料水については、原子力災害により水道が使用できなくなる場合も想定し、 必要数量  $(211,800 \ 0)$  のすべてを公的備蓄により賄う。

c 非常用食糧の備蓄にあたっては、1日あたりの必要摂取カロリーや食物アレルギー、 乳幼児や高齢者、食事制限が必要な者などへの配慮から、乾パンやパンの缶詰に加え、 アルファ化米(またはおかゆ)やフリーズドライご飯等も備蓄するなど、品目の多様 化に努める。

(略)

ウ 備蓄目標

非常用食糧等の備蓄目標数量については、次のとおりとする。

	規格	必要数量	公的備蓄	流通在庫備蓄
乾パン缶詰	1 缶	47,400食	23,700食	23,700食
パン缶詰	1 缶	71,100食	35,550食	35,550食
アルファ化米及びフリーズドライご飯	1袋	93,300食	46,650食	46,650食
飲料水 (一人あたり)	3 ℓ	211,800ℓ	211,800 ℓ	_

#### 修正案

#### 第33節 備蓄体制の整備

(略)

- 2 各主体の青務及び業務の内容
- (5) 市の役割
- 公的備蓄
  - ア 防災備蓄倉庫等の整備
    - a 休日・夜間も含めた初動対応の迅速化と避難所機能の充実を図るため、地区災害対策本部(本庁・支所)や主要避難所(小、中学校、地区体育館等)に防災備蓄倉庫を設置し、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目(非常用発電機、投光機、携帯トイレ、ストーブ、間仕切り(パーテーション)、毛布、炊き出し道具等)や燃料(ガソリン缶詰、灯油)、非常用食糧及び飲料水等を備蓄する。

なお、孤立する恐れのある集落や、長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について把握するものとする。

(略)

イ 非常用食糧等 の確保

(略)

b 備蓄目標は、福島県が令和4年11月に公表した被害想定に基づき、家屋が流出また は全壊、焼失、半壊となることに伴う避難所への避難者(39,500人)を対象とし、国 や他の自治体からの救援物資の到着及び市内の流通機能の回復までの期間を考慮して、 発災後3日間分(9食)に相当する数量(355,500食)のうち、4食分(158,000食) を公的備蓄により、残りの4食分(158,000食)を流通在庫備蓄により、また1食分 (39,500食)を避難者が避難所に持参することとする。

<u>なお、飲料水については、原子力災害により水道が使用できなくなる場合も想定し、</u> 必要数量 (237,000 @) のすべてを公的備蓄により賄う。

c 非常用食糧の備蓄にあたっては、1日あたりの必要摂取カロリーや食物アレルギー、 乳幼児や高齢者、食事制限が必要な者などへの配慮及び避難所運営スタッフの負担軽 減から、長期保存可能なパンに加え、調理不要(水やお湯が不要)なレトルト食品 (ご飯)やフリーズドライご飯等も備蓄するなど、品目の多様化に努める。

(略)

ウ 備蓄目標

非常用食糧等の備蓄目標数量については、次のとおりとする。

品目	必要数量	公的備蓄	流通在庫備蓄	家庭内備蓄 (避難所への持出分)
非常用食糧	355,500食	158,000食 (パン及びご飯)	158,000食	39,500食
飲料水	237,000 ℓ	237,000 ℓ	_	_

章•節			現 行					修正	 案				
3 · 1	第3章 災害応急対策						第3章 災害応急対策						
	第1節 災害対策本部の組織・運営					第1節 災害対策本部の組織・運営							
	(略)						(略)						
	3 災害対策本部及び災害対策各地区本部の設置・廃止基準					3 災害対策本部及び災害対策各地区本部の設置・廃止基準							
	(1)	設置基準及び	が設置場所			(1)	設置基準及び	が設置場所					
		(略)					(略)						
	7	1 職員配備体	*制と配備内容は、以下のとおりと	する。		7	職員配備(	本制と配備内容は、以下のとおりと	する。				
		配備体制と	: 参集職員				配備体制。	: 参集職員					
		(略)					(略)						
3 • 4	(1) ()	<b>務の内容</b> 情報の種類 (5)	震ま 休及び出向中の職員を除く。) 震動 され くは	3 配備体制で設置 し、全組織をあげて 対応する。 動門 た場 避業 待材 る場	震度 6 弱以上の地震をは長れる。 または長間測される。 は、すいでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	(1) (略)	階級4が、名が、名が、名が、名が、名が、名が、名が、名が、名が、名が、名が、名が、名が	震ま 休及び出向中の職員を除く。) 震動 され くは 発表 <u>害に</u> が総 <del>応す</del>	災害対策本部を第 3配備体制で設置 し、全組織をあげて 対応する。	①震度 6 弱以上の地震または長周期地震動階級 4 が観測された場合は、すべての避難所について確認待機し、避難者る。 ②大津波警報が発表された場合は、予発をされた場合は、強難所を開設し、その他のすべての避難所を開設し、の避難所を開設しの避難所を開設を行う。			
			水土甘油	H-125	.⇒		地震情報	₹ ± ± ±		H 12			
		情報の種類	発表基準	内容	<del>'</del>		情報の種類	発表基準 (原名)		内容			
		(略)	(略)	(略)	けっいて 時長の		(略)	(略)	(略)	h 乗り ついて しゅ 乗っ			
		遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上	国外で発生した地震	•		遠地地震に			也震について、地震の			
		関する情報	都市部など著しい被害が発生する。	発生時刻、発生場所			関する情報			場所 (震源) やその規			
			る可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外	模(マグニチュード)						ード)を、地震発生か			
			きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模時代を覚知し	ら概ね30分以内に発				きな地震を観測した場合(国外		に発表*。日本や国外			
			で発生した大規模噴火を覚知した場合になるますることがあ	外への津波の影響に    ※実				で発生した大規模噴火を覚知した場合になるますることがあ		<b>工関しても記述して発</b>			
			た場合にも発表することがあ	発表。					表。	・七田樹庵した夢をは			
			る。)					る。)	<u>↑ 国外で発生し</u>	と大規模噴火を覚知し			

		現行							修正	案		
(略)	(略)		(略)				略)	(略)				いら 1 時間半~2
② 津波情報		(略)	(PH)	内容		② 	津波情報  略)  気象庁は さいである。 はこであるには 準治岸大波の ・最大波の ・観測され	情報の種類 トームページ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・予報」にまとめた形 る到達予想時刻は、各 の時刻よりも1時間以 級の発表内容について 皮の第1波の到達時刻 高さを発表する。 いては、大津波警報又に さが低い間は、数値では	F刻・予想。 で発表する 津波予報区 上遅れて津 と押し引き は津波警報	<u>。</u> でもっとも 波が襲って 、及びその を発表中の	早く津波が到達する時 くることもある。 時点までに観測された 津波予報区において、
<ul><li>③ 大津波警</li><li>(略)</li></ul>	報、津波警報	8、津波注意報の種類				_		<b>报、</b> 津波警報、	津波注意報の種類			
種類	発表基準	予想される津波の高さ区分	発表される 数値での 発表	る津波の高さ 定性的表現で の発表	想定される被害ととるべき 行動		種類	発表基準	予想される津波の高さ区分	発表される 数値での 発表	5津波の高さ 定性的表現で の発表	- 想定される被害ととるべき 行動
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
津波注意報	予想される津 波の最大ないと ころで0.2 m以上、1 m 以下のて、災害の によれがある 場合。	0.2m≦予想される津波の最 大波の高さ≦1m	1 m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに 海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なの で注意報が解除されるまで 海に入ったり海岸に近付い たりしない。		津波注意報	予想される津 波の高さで0.2 m以上、1 m 以下のて、災害のよるでよそれがある 場合。	0.2m≦予想される津波の最 大波の高さ≦1m	1 m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに 巻き込まれ、また、養殖いか だが流失し小型船舶が転覆 する。 海の中にいる人はただちに 海から上がって、海岸から離 れる。 海水浴や磯釣りは危険なの で注意報が解除されるまで 海に入ったり海岸に近付い たりしない。
	② 津波情報 (略) (新設) (3) 大津波警 (略) 種類 (略)	(略)	(略) (略)  ② 津波情報  「情報の種類 (略) (略)  (新設)  (新設)  (新設)  (本)  (本)  (本)  (本)  (本)  (本)  (本)  (	(略) (略) (略) (略)  ② 津波情報  「情報の種類 (略) (略)  (新設)  (新設)  (本表表準 予想される津波の高さ区分 数値での発表 (略)	(略)	(略)	(略) (略) (略) ((略) ((略) ((略) ((略) ((略) ((	(略5) (略5) (略5) (略5) (略5) (略5) (略5) (略5)	(所名) (所名) (所名) (所名) (所名) (所名) (所名) (所名)	(略)	(略) (略) (略) (物) (物) (物) (物) (物) (物) (物) (物) (物) (物	(協)

	現り行	Ī			修正案	3				
				<ul><li>④ 津波予報</li></ul>						
	情報の種類	内容			発表基準	内容				
	津波が予測されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表			津波が予測されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表				
	0.2m 未満の海面変動が予	高いところでも 0.2m 未満の液	毎面変動		0.2m 未満の海面変動が予	高いところでも 0.2m 未満の	り海面変			
(☆広⇒凡)	想されたとき	のため被害の心配はなく、特段 対応の必要がない旨を発表	の防災	净冲之却	想されたとき	のため被害の心配はなく、特 対応の必要がない旨を発表	持段の防			
(新設)	津波警報等の解除後も海面	津波に伴う海面変動が観測さ	されてお	<u>津波予報</u>	津波警報等の解除後も海	津波に伴う海面変動が観測	削されて			
	変動が継続するとき	り、今後も継続する可能性が高	いため、		面変動が継続するとき	り、今後も継続する可能性が	高いた。			
		海に入っての作業や釣り、海水				海に入っての作業や釣り、淮				
		どに際しては十分な留意が必要	更である			どに際しては十分な留意が必	公要で あ			
		旨を発表				旨を発表				
			(の)	- ス情報の伝達		(2) 地震及び津波に関する情報の伝達				
	波に関する情報の伝達									
アー県は、福	島地方気象台が「地震及び津波に	関する情報」を発表したときは、!	県総合	ア 福島地方気象台が	ら通報される情報は、県総合情	情報通信ネットワークにより直で ない。	ちに市町			
ア 県は、福 情報通信ネ		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	県総合	ア 福島地方気象台が 消防機関、県出先機	ら通報される情報は、県総合情	情報通信ネットワークにより直で 	ちに市町			
ア 県は、福 情報通信 <i>注</i> (略)	島地方気象台が「地震及び津波に ットワークを活用してすみやかに「	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	県総合	ア <u>福島地方気象台が 消防機関、県出先機</u> (略)	ら通報される情報は、県総合情	情報通信ネットワークにより直ち 	ちに市町			
ア 県は、福 情報通信ネ (略) (3) 津波警報等	島地方気象台が「地震及び津波に  ットワークを活用してすみやかに「 の標識	市へ伝達する。		<ul><li>ア 福島地方気象台が 消防機関、県出先機 (略)</li><li>(3) 津波警報等の標識</li></ul>	ら通報される情報は、県総合信 後関に伝達する。					
<ul><li>ア 県は、福 情報通信ネ (略)</li><li>(3) 津波警報等</li><li>ア 津波注</li></ul>	島地方気象台が「地震及び津波に  ットワークを活用してすみやかに の標識 気報、津波警報及び大津波警報をす	市へ伝達する。 サイレン音によって伝達する場合に		<ul> <li>ア 福島地方気象台が 消防機関、県出先機 (略)</li> <li>(3) 津波警報等の標識 ア 津波注意報、津</li> </ul>	ら通報される情報は、県総合情 機関に伝達する。 皮警報及び大津波警報をサイレ	情報通信ネットワークにより直生 				
<ul><li>ア 県は、福 情報通信ネ (略)</li><li>(3) 津波警報等</li><li>ア 津波注 よるもの</li></ul>	島地方気象台が「地震及び津波に  ットワークを活用してすみやかに「 の標識 「報、津波警報及び大津波警報をす とし、サイレン音の反復は適宜とす	市へ伝達する。 サイレン音によって伝達する場合に		<ul> <li>ア 福島地方気象台が 消防機関、県出先機 (略)</li> <li>(3) 津波警報等の標識</li> <li>ア 津波注意報、津流</li> <li>るものとし、サイ</li> </ul>	ら通報される情報は、県総合情 機関に伝達する。 皮警報及び大津波警報をサイレ レン音の反復は適宜とする。					
<ul><li>ア 県は、福 情報通信才 (略)</li><li>(3) 津波警報等</li><li>ア 津波注 よるもの</li><li>【津波警報</li></ul>	島地方気象台が「地震及び津波に ットワークを活用してすみやかに の標識   「報、津波警報及び大津波警報をするし、サイレン音の反復は適宜とす   等の標識	市へ伝達する。 サイレン音によって伝達する場合に		<ul> <li>ア 福島地方気象台が 消防機関、県出先機 (略)</li> <li>(3) 津波警報等の標識 ア 津波注意報、津</li> </ul>	ら通報される情報は、県総合情 機関に伝達する。 皮警報及び大津波警報をサイレ レン音の反復は適宜とする。 機】					
<ul><li>ア 県は、福 情報通信才 (略)</li><li>(3) 津波警報等</li><li>ア 津波注 よるもの</li><li>【津波警報</li></ul>	島地方気象台が「地震及び津波に ットワークを活用してすみやかに の標識   「報、津波警報及び大津波警報をするし、サイレン音の反復は適宜とす   等の標識	市へ伝達する。 サイレン音によって伝達する場合に つる。		ア 福島地方気象台が 消防機関、県出先機 (略) (3) 津波警報等の標識 ア 津波注意報、津 るものとし、サイ 【津波警報等の標詞 標識の種類	ら通報される情報は、県総合情 後関に伝達する。 皮警報及び大津波警報をサイレ レン音の反復は適宜とする。 数】 サーイ	ン音によって伝達する場合は、				
<ul><li>ア 県は、福 情報通信才 (略)</li><li>(3) 津波警報等</li><li>ア 津波注 よるもの</li><li>【津波警幸</li></ul>	島地方気象台が「地震及び津波に ットワークを活用してすみやかに の標識   「報、津波警報及び大津波警報をするし、サイレン音の反復は適宜とす   等の標識	市へ伝達する。 サイレン音によって伝達する場合に つる。		<ul> <li>ア 福島地方気象台が 消防機関、県出先機 (略)</li> <li>(3) 津波警報等の標識 ア 津波注意報、津 るものとし、サイ 【津波警報等の標調 標識の種類 <u>津波注意報</u></li> </ul>	ら通報される情報は、県総合情 機関に伝達する。 皮警報及び大津波警報をサイレ レン音の反復は適宜とする。 機】	ン音によって伝達する場合は、				
<ul><li>ア 県は、福 情報通信才 (略)</li><li>(3) 津波警報等</li><li>ア 津波注 よるもの</li><li>【津波警幸</li></ul>	島地方気象台が「地震及び津波に ットワークを活用してすみやかに の標識   「報、津波警報及び大津波警報をするし、サイレン音の反復は適宜とす   等の標識	市へ伝達する。 サイレン音によって伝達する場合に つる。		ア 福島地方気象台が 消防機関、県出先機 (略) (3) 津波警報等の標識 ア 津波注意報、津 るものとし、サイ 【津波警報等の標詞 標識の種類	ら通報される情報は、県総合情 後関に伝達する。 皮警報及び大津波警報をサイレ レン音の反復は適宜とする。 数】 サーイ	ン音によって伝達する場合は、				
ア 県は、福 情報通信才 (略) (3) 津波警報等 ア 津波注 よるもの 【津波警章	島地方気象台が「地震及び津波に「ットワークを活用してすみやかに」の標識で報、津波警報及び大津波警報をするし、サイレン音の反復は適宜とす等の標識】	市へ伝達する。 サイレン音によって伝達する場合に つる。		<ul> <li>ア 福島地方気象台が 消防機関、県出先機 (略)</li> <li>(3) 津波警報等の標識 ア 津波注意報、津 るものとし、サイ 【津波警報等の標調 標識の種類 <u>津波注意報</u></li> </ul>	ら通報される情報は、県総合情 後関に伝達する。 皮警報及び大津波警報をサイレ レン音の反復は適宜とする。 数】 サーイ	ン音によって伝達する場合は、				
ア 県は、福 情報通信才 (略) (3) 津波警報等 ア 津波注 よるもの 【津波警章	島地方気象台が「地震及び津波に「ットワークを活用してすみやかに」の標識で報、津波警報及び大津波警報をするし、サイレン音の反復は適宜とす等の標識】	市へ伝達する。 サイレン音によって伝達する場合に つる。		<ul> <li>ア 福島地方気象台が 消防機関、県出先機 (略)</li> <li>(3) 津波警報等の標識 ア 津波注意報、津 るものとし、サイ 【津波警報等の標調 標識の種類 <u>津波注意報</u></li> </ul>	ら通報される情報は、県総合情 後関に伝達する。 皮警報及び大津波警報をサイレ レン音の反復は適宜とする。 数】 サーイ	ン音によって伝達する場合は、				
ア 県は、福 情報通信才 (略) (3) 津波警報等 ア 津波注 よるもの 【津波警章	島地方気象台が「地震及び津波に「ットワークを活用してすみやかに」の標識で、建波警報及び大津波警報をする。し、サイレン音の反復は適宜とす等の標識】  強の種類  (新設)	市へ伝達する。 サイレン音によって伝達する場合に つる。	は、次の図に 	<ul> <li>ア 福島地方気象台が 消防機関、県出先機 (略)</li> <li>(3) 津波警報等の標識 ア 津波注意報、津 るものとし、サイ 【津波警報等の標調 標識の種類 <u>津波注意報</u></li> </ul>	なら通報される情報は、県総合情 後関に伝達する。 皮警報及び大津波警報をサイレ レン音の反復は適宜とする。 数】 サーイ (約10秒)	ン音によって伝達する場合は、				
ア 県は、福 情報通信才 (略) (3) 津波警報等 ア 津波注 よるもの 【津波警章	島地方気象台が「地震及び津波に「ットワークを活用してすみやかに」の標識で、建波警報及び大津波警報をする。し、サイレン音の反復は適宜とす等の標識】  強の種類  (新設)	市へ伝達する。 サイレン音によって伝達する場合に つる。		<ul> <li>ア 福島地方気象台が 消防機関、県出先機 (略)</li> <li>(3) 津波警報等の標識 ア 津波注意報、津 るものとし、サイ 【津波警報等の標調 標識の種類 <u>津波注意報</u></li> </ul>	なら通報される情報は、県総合情 後関に伝達する。 皮警報及び大津波警報をサイレ レン音の反復は適宜とする。 数】 サーイ (約10秒)	ン音によって伝達する場合は、				

章•節	現行	修正案				
3 · 5	第5節 災害情報の収集・伝達	第5節 災害情報の収集・伝達				
	(略)	(略)				
	11   県及び関係機関の連絡先	11 県及び関係機関の連絡先				
	県または国(総務省消防庁)へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡により行う。	県または国(総務省消防庁)へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡により行う。				
		[被害状況の報告先]				
	県(災害対策課)NTT回線 024-521-7194 (FAX) 024-521-7920 総合情報通信ネットワーク 衛星系 <u>T N-80-10</u> -20 <u>0</u> -2632, 2633, 2640 衛星系 (FAX) <u>T N-80-10</u> -20 <u>0</u> -5523	県(災害対策課)NTT回線 024-521-7194 (FAX) 024-521-7920 総合情報通信ネットワーク 衛星系 <u>810</u> -20 <u>1</u> -2632, 2633, 2640 (防災電話/防災 FAX からかける場合) 衛星系 (FAX) <u>810</u> -20 <u>1</u> -5523				
	地上系 TN-80-11-200-2632, 2633, 2640 地上系 (FAX) TN-80-11-200-5523 県(いわき地 NTT回線 0246-24-6203 (FAX) 0246-24-6228 方振興局) 総合情報通信ネットワーク 衛星系 TN-80-10-800-452~454 衛星系 (FAX) TN-80-11-800-452~454 衛星系 (FAX) TN-80-11-800-452~454	地上系 <u>811</u> -20 <u>1</u> -2632, 2633, 2640 地上系 (FAX) <u>811</u> -20 <u>1</u> -5523 県(いわき地 NTT回線 0246-24-6203 (FAX) 0246-24-6228 方振興局) 総合情報通信ネットワーク 衛星系 <u>810</u> -800-452~454 衛星系 (FAX) <u>810</u> -800-7 <u>2</u> 0 地上系 <u>811</u> -800-452~454				
	地上系(FAX) <u>T N-80-11</u> -800-750 国(消防庁) N T T 回線 03- <u>5574-0119</u> (FAX)03- <u>5574-0190</u> 消防防災無線 9-6060 (FAX)9-6069	地上系(FAX) <u>811</u> -800-7 <u>2</u> 0 国(消防庁) NTT回線 03- <u>5253-7527</u> (FAX) 03- <u>5253-7537</u>				
	<u>消防防災無線 9-6060 (FAX) 9-6069</u> 地域衛星通信ネットワーク <u>T N-</u> 048-500- <u>6060</u> (FAX) <u>T N-</u> 048-500- <u>6069</u>	地域衛星通信ネットワーク <u>810</u> -048-500- <u>9043421</u> (FAX) <u>810</u> -048-500- <u>9049033</u> (防災電話/防災 FAX からかける場合)				
3 • 9	第9節 避難対策	第9節 避難対策				
	(略)	(略)				
	11 避難所の開設	11 避難所の開設				
	(略)	(略)				
	(3) 開設時の留意事項	(3) 開設時の留意事項				
	(略)	(略)				
	(新設)	オ 災対各地区本部避難所班は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう避難所 開設当初から、パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。				
	(略)	(略)				
	12 避難所の運営	12 避難所の運営				
	(略)	(略)				
	(4) 運営上の留意事項	(4) 運営上の留意事項				
	(略)	(略)				
	⑪ 在宅被災者に対する支援	⑪ 在宅被災者 <u>及び車中泊避難者</u> に対する支援				
	避難所運営委員会は、自宅での生活が可能であるものの、食料等の調達が困難な在宅被災	避難所運営委員会は、自宅での生活が可能であるものの、食料等の調達が困難な在宅被災				
	者に対しても、消防団や民生委員、自主防災	者 <u>及びやむを得ず車中泊により避難生活を行う者</u> に対しても、消防団や民生委員、自主防災				
	組織等の協力のもと避難所への避難者と同様、支援物資や食料品の配付等を行う。	組織等の協力のもと避難所への避難者と同様、支援物資や食料品の配付等を行う。				

章•節	現 行	修正案
		また、在宅被災者及び車中泊避難者の実態把握に努め、食料等の必要な物資数等を集約し、
		必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援に係る情報を提供するものとす
		<u>3.</u>
	(新設)	迎 避難が長期化する者に対する支援
		避難生活が長期化場合など必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無
		及び利用頻度、選択等の頻度、受療機会や保健師等巡回相談の実施状況、暑さ・寒さ対策の
		必要性、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や、衛生状態の把
		握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事や、入浴・洗濯に必要となる水の確保、福祉的
		支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
	<u>⑫</u> ペット対策	<u>10</u> ペット対策
		市は、指定緊急避難場所や避難所にペットと同行避難した被災者について、適切に受け入
		れるともに、避難所等におけるペットの受入れ状況を含む避難状況等の把握に努めるものと
		<u>する。</u>
	<u>市は、</u> 県獣医師会等関係団体の協力のもと、飼い主とともに避難したペットについて、飼	<u>また、</u> 県獣医師会等関係団体の協力のもと、飼い主とともに避難したペットについて、飼
	育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。	育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
	15 車中泊避難者への支援	15 車中泊避難者への支援
	(略)	(略)
	イ 車中泊避難者への支援	イ 車中泊避難者への支援
	(略)	(略)
	・避難者の健康管理、健康指導	・健康管理に関する情報提供、保健指導
	16 指定避難所以外の施設に避難者がいる場合の対応	16 指定避難所以外の施設に避難者がいる場合の対応
	(略)	(略)
	イ 災対各地区本部避難所班及び医療班は、指定外避難所への避難者に対し、次の支援を行う。	イ 災対各地区本部避難所班及び医療班は、指定外避難所への避難者に対し、次の支援を行う。
	(略)	(略)
	・避難者の健康管理、健康指導	・健康管理に関する情報提供、保健指導
3 • 26	第 <u>25-2</u> 節 <u>宅地の危険度判定</u>	第 <u>26</u> 節 <u>宅地の危険度判定</u>
	(略)	(略)
3 • 27	(新設)	第 27 節 住家等被害概況調査
		【災対本部】災対財政部、災対都市建設部
		1 計画の目的
		地震・津波災害発生後、迅速に住家等被害概況調査を実施し、被災地域の被害概況、住家等の
		被害概況等を把握し、発災以降の各種対応に向けた市災害対策本部の基礎的な資料にするととも

章•節	現行	修正案
	(新設)	に、復旧~復興期に向けた被災者支援施策の実施に向けた有効な情報収集を行うことを目的とす
		<u>る。</u> <達成目標>
		被害概況調査 の実施スケジュールは、概ね以下のとおりとする。
		災害後 1 日 住家等被害概況調査開始
		<u>"~3日</u> <u>住家等被害概況調査活動終了</u>
		<u>2 業務の内容</u>
		災対財政部と災対都市建設部は連携し、発災から3日以内に住家等被害概況調査を実施し、災
		対統括部へ調査結果を報告する。
		<u>なお、本調査における各部の役割や詳細等については、「災害初動期における住家等被害状</u>
		<u> </u>
		<u>【主な調査内容】</u> ① 地震・津波における調査内容
		<u>・ 浸水エリアの特定(被害規模によるゾーニング、浸水高の把握)</u>
		<ul><li>・ 住家被害の概要把握(被害戸数、壊滅エリア等)</li></ul>
		<u>・ その他必要な事項</u>
		② 地震被害のみ(津波被害なし)における調査内容
		・被災エリアの特定(被害規模によるゾーニング)
		<u>: 大規模な土砂災害や液状化現象等、被災エリアが広範囲に及ぶ場合</u>
		・住家、宅地被害の概要把握(被害戸数及び被害程度等)
		<u>・その他必要な事項</u>
3 - 28	第 <u>26</u> 節 <u>応急住宅対策</u>	
	(略)	(略)
3 • 29	第 <u>27</u> 節 り災証明書発行対策	第 <mark>29</mark> 節 り災証明書発行対策
	(略)	(略)
3 • 30	第 <mark>28</mark> 節 鉄道業者の応急対策	第 30 節 鉄道業者の応急対策
	(略)	(略)
3 • 31	第 <u>29</u> 節 バス事業者の応急対策	第 21 第 パフ車業者の内色計算
	(略)	第 <u>31</u> 節 バス事業者の応急対策 (略)

章•節	修正案
3 · 32 第 <u>30</u> 節 コミュニティ放送事業者の応急対策	第 <u>32</u> 節 コミュニティ放送事業者の応急対策
(略)	(略)
3 · 33 第 <u>31</u> 節 ライフライン応急対策(電話)	<b>第 <u>33</u> 節 ライフライン応急対策(電話)</b>
(略)	(略)
3・34 第 <u>32</u> 節 ライフライン応急対策 (携帯電話) (略)	第 <u>34</u> 節 ライフライン応急対策(携帯電話) (略)
3 · 35 第 <u>33</u> 節 ライフライン応急対策(電力)	<b>第 <u>35</u> 節 ライフライン応急対策(電力)</b>
(略)	(略)
3 · 36 第 <u>34</u> 節 ライフライン応急対策(ガス)	第 <u>36</u> 節 ライフライン応急対策(ガス)
(略)	(略)
3 · 37 <b>第 <u>35</u> 節 ライフライン応急対策(石油)</b>	第 <u>37</u> 節 ライフライン応急対策(石油)
(略)	(略)
3 · 38 <b>第 <u>36</u> 節 ライフライン応急対策(水道)</b>	第 38 節 ライフライン応急対策(水道)
(略)	(略)
3 · 39 <b>第 <u>37</u> 節 ライフライン応急対策(下水道)</b>	第 39 節 ライフライン応急対策(下水道)
(略)	(略)
3 · 40 第 <u>38</u> 節 工業用水道施設の応急対策	第 <u>40</u> 節 工業用水道施設の応急対策
(略)	(略)
3・41 第 <u>39</u> 節 危険物等施設の応急対策	第 <u>41</u> 節 危険物等施設の応急対策
(略)	(略)
3 · 42 第 <u>40</u> 節 火災対策	第 <u>42</u> 節 火災対策
(略)	(略)

章•節 修正案 現行 3 • 43 第 41 節 廃棄物処理 第 43 節 廃棄物処理 【災対本部】災対生活環境部、災対土木部、災対都市建設部 【災対本部】災対生活環境部、災対土木部、災対都市建設部 【災対各地区本部】衛生班 【災対各地区本部】衛生班 【関係機関】 【関係機関】 • 県(生活環境部) • 県(生活環境部) 自衛隊 • 自衛隊 ・いわき市環境整備事業協同組合、協同組合いわき市環境保全センター、福島県浄化槽協会、 ・いわき市環境整備事業協同組合、協同組合いわき市環境保全センター、福島県浄化槽協会、 福島県解体工事業協同組合、その他廃棄物の収集運搬処理業者等 いわき市建設業協同組合、福島県解体工事業協同組合、その他廃棄物の収集運搬処理業者等 (略) 3 各主体の責務 3 各主体の責務 (1) 市民の役割 (1) 市民の役割 ① 災害に伴う生活ごみの処理 ② 災害に伴う生活ごみの処理 (略) イ 災害に伴う生活ごみ(燃やすごみ・燃やさないごみ・大型ごみ) については、市の指示す イ 災害に伴う生活ごみ(燃やすごみ・燃やさないごみ・大型ごみ)については、市の指示する る分別、指定場所(仮置場 )等への排出に協力する。 分別、指定場所(仮置場・<mark>臨時集積所</mark>)等への排出に協力する。 (略) (略) (2) 市の役割 (2) 市の役割 (略) (略) ③ がれき類処理 ③ がれき類処理 ア 災対法第 64 条第2項(応急公用負担等)に規定する状況に該当する場合で、隣家や道 ア 災対法第64条第2項(応急公用負担等)に規定する状況に該当する場合で、隣家や道路 路などへの倒壊の危険がある家屋については、自衛隊などの協力も得て優先的に解体処理 などへの倒壊の危険がある家屋については、 を実施する。 を実施する。 イ がれき類が大量に発生する場合は、<br/>
集積場を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や イ がれき類が大量に発生する場合は、<mark>仮置場</mark>を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や 消臭・防虫対策、土壌調査等集積場周辺の環境対策を適切に実施する。 消臭・防虫対策、土壌調査等集積場周辺の環境対策を適切に実施する。 (略) (略) 4 業務の内容 4 業務の内容 (1) 被害状況調査·把握 (4) 被害状況調査・把握 市(災対生活環境部)は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、 市(災対生活環境部)は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、いわき地方 振興局を経由して県(生活環境部)へ報告する。 県(生活環境部)へ報告する。 (5) 地震・津波に伴う廃棄物処理 (2) 地震・津波に伴う廃棄物処理 (1) 共通事項 ① 共通事項 (略) (略) ウ 集積場所の確保等 ウ 集積場所の確保等 被害状況に応じて概ね各地域ごとに災害ごみの集積場を確保する。また、被災程度に応 被害状況に応じて概ね各地域ごとに災害ごみの仮置場を確保する。また、事前に届出が ある場所に、市民が臨時集積所を設置した場合、その管理・運営に対し必要なサポート じ災害ごみを収集するための臨時的な仮置場を確保する。

章•節	現行	修正案
	(略) ウ 仮置場の設置 災害が大規模で、通常のごみ集積所における収集が困難な場合は、必要に応じて <mark>強陸</mark> の仮置場を設置する。 エ 地区住民の協力 <u>盛時の</u> 仮産場の周知等は、回覧やFMいわきでの放送、市ホームページへの掲載等を通じて行い、地域住民に協力を要請する ③ し尿処理 (略) イ し尿処理施設の応急復旧 <u>あらかじめ備蓄した応急復旧資機材を活用して可能な応急復旧を行うとともに、</u> ブラントメーカー等関連会社の協力を得ながら応急復旧体制の整備を図る。 ウ 仮設トイレ等の設置 いわき市環境事業整備協同組合や民間のリース業界等と連携を図りながら、遊難所や下水道の使用が不可能な地域を中心として仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレの機種は、確がい者や高齢者など要配慮者が使用することに留意して選定する。 ④ がれき類の処理 ア 災害対策基本法第 64 条第 2 項の規定(応急公用負担等)に基づく緊急を要する危険家屋の解体については、いわき市建設業協同組合や自衛隊 に協力を要請する。 (3) 建物関係障害物の除去 ア 災す性活環境部、災対部市建設部は、 山崩れ、がけ崩れ、浸水等により住家内またはその周辺に土砂等が流入した場合、災害救助法に定められた範囲内において、市建設業協同組合等の協力のもと障害物の除去を行い、必要最小限の日常生活を営みうる状態を確保する。	

章•節	現行	修正案
3 - 44	第 <u>42</u> 節 非常用食糧等の供給 (略)	<b>第 <u>44</u> 節 非常用食糧等の供給</b> (略)
3 • 45	<b>第 <u>43</u> 節 全国からの救援物資への対応</b> (略)	<b>第 <u>45</u> 節 全国からの救援物資への対応</b> (略)
3 • 46	第 <u>44</u> 節 <b>緊急輸送対策</b> (略)	<b>第 <u>46</u> 節 緊急輸送対策</b> (略)
3 • 47	<b>第 <u>45</u> 節 義援金の受入・配分</b> (略)	<b>第 <u>47</u> 節 義援金の受入・配分</b> (略)
3 • 48	<b>第 <u>46</u> 節 災害警備措置</b> (略)	<b>第 48 節 災害警備措置</b> (略)
3 • 49	第 <u>47</u> 節 行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬 (略)	<b>第 49 節 行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬</b> (略)
3 • 50	第 <u>48</u> 節 学校等における応急対策 (略)	第 <u>50</u> 節 学校等における応急対策 (略)
3 • 51	<b>第 <u>49</u> 節 文化財応急対策</b> (略)	<b>第 <u>51</u> 節 文化財応急対策</b> (略)
3 • 52	第 <u>50</u> 節 <b>商工業に対する応急対策</b> (略)	<b>第 <u>52</u> 節 商工業に対する応急対策</b> (略)
3 • 53	<b>第 <u>51</u> 節 ボランティアとの協働</b> (略)	<b>第 <u>53</u> 節 ボランティアとの協働</b> (略)
	4 業務の内容(1) いわき市社会福祉協議会(略)	4 業務の内容         (1) いわき市社会福祉協議会         (略)
	オ ボランティアの受け付け、登録を行い、被災者ニーズとのマッチング( <u>派遣</u> 先、活動内容 の決定)を行う。	オ ボランティアの受け付け、登録を行い、被災者ニーズとのマッチング( <u>活動</u> 先、活動内容 の決定)を行う。
	(略)	(略)

章•節	現行	修正案
	ク その他、 <mark>被災者ニーズ</mark> に基づいた活動を行う。	ク その他、 <u>被災者・地域のニーズ</u> に基づいた活動を行う。
3 • 54	第 <u>52</u> 節 労務等の確保・供給 (略)	第 <u>54</u> 節 労務等の確保・供給 (略)
3 • 55	第 <u>53</u> 節 <b>災害救助法による救助</b> (略)	第 <u>55</u> 節 災害救助法による救助 (略)
3 <b>·</b> 56	<b>第 <u>54</u> 節 災害応援計画</b> (略)	第 <u>56</u> 節 災害応援計画 (略)

#### いわき市地域防災計画(風水害対策編)新旧対照

# 章•節

#### 現行

#### 修正案

#### 1・3 第1章 総則

#### 第3節 自然条件

#### 2 気象

本州の太平洋側の気候に属し、沿岸部に位置しているため、海洋の影響を受け易く気温較差は年間を通して少ない。

年降水量の平年値は、おおむね 1,400mm 程度で、まとまった降雪は、南岸低気圧の影響により、 $2\sim3$  月頃に年に数回湿った雪やみぞれが降ることがある。

風速は、年平均3m/s以下で沿岸地方としては比較的弱い。風向きは北よりの風が卓越し、東西方向の風は極めて少ない。

小名浜 平年												
	気圧		降水量		気温		蒸気圧	相対湿度	風向	] - 風速	日照時間	
m =	(hF	Pa)	(mm)	(°C)		(hPa)	(%)	(m/s)		(時間)		
要素	現地 平均	海面 平均	合計	平均	日最高	日最低	平均	平均	平均	最多風向	合計	
統計期間	1981~	1981~	1981~	1981~	1981~	1981~	1981~	1981~	1981~	1990~	1981~	
初店一块川町	2010	2010	2010	2010	2010	2010	2010	2010	2010	2010	2010	
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	21	30	
1月	1015.2	1015.9	52.8	3.8	8.4	-0.5	4.8	58	3.1	北北西	189.8	
2月	1015.1	1015.8	58.0	4.0	8.5	-0.2	4.9	59	3.2	北北西	177.9	
3月	1015.2	1015.9	107.5	6.6	10.9	2.3	6.2	63	3.2	北北西	185.5	
4月	1014.1	1014.8	125.3	11.3	15.5	7.1	9.4	69	3	北	188.8	
5月	1011.9	1012.6	142.0	15.2	18.9	11.7	13.4	77	2.7	南	188.6	
6月	1009.4	1010.0	148.7	18.4	21.8	15.7	17.7	83	2.3	南	142.1	
7月	1008.7	1009.3	150.4	22.0	25.2	19.6	22.7	86	2.2	南	147.9	
8月	1010.1	1010.7	135.5	24.2	27.5	21.7	25.2	84	2.4	南	185.7	
9月	1012.9	1013.6	188.2	21.5	25.0	18.6	20.7	80	2.6	北	139.5	
10月	1016.2	1016.9	173.8	16.4	20.5	12.5	14.0	74	2.6	北	152.7	
11月	1017.5	1018.2	82.4	11.1	15.7	6.6	9.3	68	2.7	北北西	160.5	
12月	1016.2	1016.8	44.4	6.4	11.1	1.9	6.1	62	2.9	北北西	183.6	
年	1013.5	1014.2	1408.9	13.4	17.4	9.8	12.9	72	2.8	北	2042.5	

#### 1 • 4

#### 第4節 風水害の被害想定

- 2 土砂災害警戒区域等の指定状況
- ■土砂災害警戒区域等指定箇所·地区別(令和<u>3</u>年<u>3</u>月現在)

地区	地すべり	急傾斜地 の崩壊	土石流	計
平	<u>0</u>	<u>182</u>	<u>30</u>	<u>212</u>
小名浜	<u>0</u>	<u>162</u>	14	<u>176</u>
勿来	<u>3</u>	74	<u>29</u>	<u>106</u>
常磐	<u>8</u>	92	14	<u>114</u>

#### 第1章 総則

#### 第3節 自然条件

#### 2 気象

本州の太平洋側の気候に属し、沿岸部に位置しているため、海洋の影響を受け易く気温較差は年間を通して少ない。

年降水量の平年値は、おおむね 1,440mm 程度で、まとまった降雪は、南岸低気圧の影響により、 $2 \sim 3$  月頃に年に数回湿った雪やみぞれが降ることがある。

風速は、年平均3m/s 程度で沿岸地方としては比較的弱い。風向きは北よりの風が卓越し、東西方向の風は極めて少ない。

小名浜(福島県) 平年値(年・月ごとの値) 主な要素											
要素	気圧 降水量			気温		蒸気圧	相対湿度	風向	・風速	日照時間	
女术	現地平均	海面平均	合計	平均	日最高	日最低	平均	平均	平均	最多風向	合計
	(hPa)	(hPa)	(mm)	(℃)	(℃)	(℃)	(hPa)	(%)	7-2	以少压吗	(時)
統計期間	1991~	1991~	1991~	1991~	1991~	1991~	1991~	1991~	1991~	1991~	1991~
10001743103	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2008
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	1015	1015.6	57.3	4.1	8.6	-0.1	4.8	58	3.7	北北西	193.4
2月	1015.4	1016.1	54	4.3	8.9	0.1	5	59	3.5	北北西	180.3
3月	1014.9	1015.6	108.4	7.1	11.5	2.8	6.4	62	3.7	北北西	191.4
4月	1013.7	1014.3	125.2	11.6	15.8	7.4	9.5	68	3.7	北	192.8
5月	1011.8	1012.4	146.1	15.8	19.6	12.3	13.8	76	3	南	193
6月	1009	1009.6	149.5	19.1	22.6	16.4	18.4	83	2.6	南	150.3
7月	1008.6	1009.2	160.7	22.5	25.8	20.1	23.5	86	2.4	南	151.1
8月	1009.9	1010.6	122.6	24.5	27.9	22	25.7	84	2.6	南	183.1
9月	1013	1013.6	192.3	22	25.4	19	21.3	80	2.7	北	144.5
10月	1016.4	1017	193.1	16.9	20.9	13.2	14.5	75	2.7	北	147.3
11月	1017.7	1018.3	80.3	11.5	16.1	7.1	9.6	69	3	北北西	162.4
12月	1016.2	1016.8	51.3	6.6	11.1	2.1	6.2	62	3.4	北北西	179
年	1013.5	1014.1	1440.7	13.8	17.9	10.2	13.2	72	3.1	北北西	2068.6
「@」のíi	直のついた数	数値は参考	値							資	料:気象庁

#### 第4節 風水害の被害想定

- 2 土砂災害警戒区域等の指定状況
- ■土砂災害警戒区域等指定箇所·地区別(令和6年4月現在)

地区	地すべり	急傾斜地の 崩壊	土石流	計	
平	<u>6</u>	<u>197</u>	<u>29</u>	<u>232</u>	
小名浜	<u>1</u>	<u>171</u>	14	<u>186</u>	
勿来	<u>5</u>	74	<u>35</u>	<u>114</u>	
常磐	9	92	14	<u>115</u>	

				٠٠٩٧٥								
章•節	現行						修正案					
	内郷	4	<u>73</u>	<u>27</u>	<u>104</u>	内郷	<u>7</u>	<u>77</u>	<u>28</u>	<u>112</u>		
	四倉	<u>0</u>	<u>41</u>	18	<u>59</u>	四倉	<u>2</u>	<u>42</u>	18	<u>62</u>		
	遠野	2	<u>48</u>	<u>67</u>	<u>117</u>	遠野	<u>6</u>	<u>47</u>	<u>69</u>	<u>122</u>		
	小川	0	26	33	59	小川	0	26	33	59		
	好間	1	<u>1</u> 32 5	5	38	好間	3	32	5	<u>40</u>		
	三和	0	<u>107</u>	<u>69</u>	176	三和	0	<u>108</u>	<u>74</u>	<u>182</u>		
	田人	0	33	82	115	田人	1	33	82	<u>116</u>		
	川前	0	54	37	91	川前	0	54	37	91		
	久之浜·大久	1	<u>37</u>	<u>15</u>	<u>53</u>	久之浜·大久	<u>2</u>	<u>38</u>	<u>18</u>	<u>58</u>		
	計	<u>19</u>	<u>961</u>	440	<u>1,420</u>	計	42	<u>991</u>	<u>456</u>	<u>1,489</u>		
<b>第4</b> 1 2 :	第2章 災害予防 第4節 都市の防災構造化 2 各主体の責務 (略) (6) 市の役割				第2章 災害予防 第4節 都市の防災 2 各主体の責務 (略) (6) 市の役割	<b>冓造化</b>						

(略)

② 災害に強い都市基盤づくり

(略)

イ 道路・橋梁の整備

(略)

d 道路環境の整備

交差点改良、道路改良及び排水の整備等、区間に応じた災害に対する補強整備を行うほか、道路の路面の損傷については逐次補修に努める。

また、良好な道路環境を維持するため、<u>道路の緑化を推進し、</u>特に延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、地区により樹種の選定に配慮する。(略)

e 橋梁防災対策

<u>橋梁の</u> 長寿命化や架け替え時期の平準化を図り、整備を順次 進めていくとともに、災害時の避難経路及び緊急輸送路の確保のため、橋梁の耐震化 を順次進めるなど、防災対策に努める。 (略)

② 災害に強い都市基盤づくり

(略)

イ 道路・橋梁の整備

(略)

d 道路環境の整備

交差点改良、道路改良及び排水の整備等、区間に応じた災害に対する補強整備を行うほか、道路の路面の損傷については逐次補修に努める。

また、良好な道路環境を維持するため、<u>道路の緑化に際し、</u>特に延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、地区により樹種の選定に配慮する。(略)

e 橋梁防災対策

<u>車道橋や人道橋の橋梁に係る</u>長寿命化や架け替え時期の平準化を図り、整備を順次 進めていくとともに、災害時の避難経路及び緊急輸送路の確保のため、橋梁の耐震化 を順次進めるなど、防災対策に努める。

章•節	現行	修正案
2 • 6	第6節 情報伝達手段の多重化	第6節 情報伝達手段の多重化
	【本庁】総合政策部、	【本庁】総合政策部、 <u>危機管理部、</u> 総務部、 <u>保健福祉部、</u> 消防本部
	【支所】市民課または市民福祉係、総務係、市民係	【支所】市民課または市民福祉係、総務係、市民係
	【関係機関】県(総務部、土木部、危機管理部、いわき地方振興局、いわき建設事務所)	【関係機関】県(総務部、土木部、危機管理部、いわき地方振興局、いわき建設事務所)
	(略)	(略)
	2 各主体の責務及び業務の内容	2 各主体の責務及び業務の内容
	(3) 市の役割	(3) 市の役割
	(略)	(略)
	カ 各システムの連動による情報伝達手段の多重化	カ 各システムの連動による情報伝達手段の多重化
	防災行政無線とJーALERT、携帯電話の緊急速報メール及び防災メール、FM放送	防災行政無線とJーALERT、携帯電話の緊急速報メール及び防災メール、FM放送
	などとの自動連携による伝達手段の多重化を図り、緊急情報を住民等に確	及び、市公式 SNS などとの自動連携による伝達手段の多重化を図り、緊急情報を住民等に確
	実に周知または伝達できるよう努める。	実に周知または伝達できるよう努める。
	(新設)	キ 避難情報自動電話発信システムの活用
		高齢者等避難などの避難情報が発令された場合、土砂災害警戒区域、河川洪水浸水想定区
		域に居住する避難行動要支援者等を対象に、早期に避難行動を開始できるよう、自動電話に
		て避難を促す、避難情報自動電話発信システムを活用することとし、平時においては、未登
		録の対象者へ対し、同システムの周知・広報に努める。
	<u>キ</u> 停電対策	<u></u>
	(略)	(略)
	<u>ク</u> 通信機器の配備及び調達体制の整備	<u>ケ</u> 通信機器の配備及び調達体制の整備
	(略)	(略)
2 • 8	第8節 避難所事前対策	第8節 避難所事前対策
	(略)	(略)
	2 各主体の責務	2 各主体の責務
	(2) 市の役割	(2) 市の役割
	(略)	(略)
	避難所については、災害時に迅速かつ円滑な開設が可能となるよう、あらかじめ開設に必	避難所については、災害時に迅速かつ円滑な開設が可能となるよう、あらかじめ開設に必
	要な資機材等を備蓄するとともに、施設管理者や地元行政区、自主防災組織等の協力のも	要な資機材等を備蓄し、施設管理者や地元行政区、自主防災組織等の協力のも
	と開設・運営体制の確立に <mark>努める。また、</mark> 市民や観光客等に避難所等の場所を周知する	と開設・運営体制の確立に努める <u>とともに、</u> 市民や観光客等に避難所等の場所を周知する
	ため、避難所案内板等の整備を行う。	ため、避難所案内板等の整備を行う。
		また、河川洪水浸水想定区域内において、区域外への安全な避難が困難となることが想定
		される場合、緊急一時避難場所として浸水想定水位以上の高さの建物(公共施設の2階など)
		を指定し、蹴破りドアを設置するなど、市民を取残さない避難体制の整備を行う。

章•節	現一行	修正案
	さらに、社会福祉事業者等の協力を得ながら、要配慮者が避難・滞在可能となる福祉避難	さらに、社会福祉事業者等の協力を得ながら、要配慮者が避難・滞在可能となる福祉避難
	所を指定する。	_ 所を指定する。
	(新設)	【在宅避難者への対応】
		市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難
		となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じて、在宅避難者が利用しやすい場所へ
		在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する
		よう努めるものとする。
		【車中泊避難者への対応】
		市は、やむを得ず車中泊等により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あら
		かじめ、地域の実情に応じ、車中避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難
		者の支援方策を検討するよう努めるものとする。
		その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、車中泊避難者の支援に
		必要な物資の備蓄に努めるものとする。
	3 業務の内容	3 業務の内容
	(1) 避難所等の指定・整備	(1) 避難所等の指定・整備
	② 避難場所	② 避難場所
	(略)	(略)
	(新設)	エ 2階以上の建物部分を緊急一時避難場所として指定する場合、浸水が想定される水位
		<u>以上の高さが確保されていること。</u>
	(略)	(略)
	(3) 避難誘導体制の整備	(3) 避難誘導体制の整備
	③ 表示板や誘導サイン等の整備	③ 表示板や誘導サイン等の整備
	市は、防災マップ等の作成・配布を通じて避難所等を住民等に周知するほか、避難誘導	市は、防災マップ等の作成・配布を通じて避難所等を住民等に周知するほか、避難誘導
	を円滑に進めるため、避難所表示板等を整備するとともに、適切な維持管理を行う。	を円滑に進めるため、避難所表示板等を整備するとともに、適切な維持管理を行う。
		また、垂直避難可能な緊急一時避難場所として指定する場合は、蹴破りドアを整備する
		など、避難を円滑に行うための環境整備に努める。
	(略)	(略)
	⑥ 要配慮者への対応	⑥ 要配慮者への対応
	(略)	(略)
	(新設)	<u>ウ 避難情報自動電話発信システムを活用し、早期避難のため、迅速な情報伝達を行うた</u>
		<u>め、未登録者への周知・広報を行う。</u>

章•節 修正案 現行 2・35 第 35 節 廃棄物処理体制の整備 第35節 廃棄物処理体制の整備 【本庁】生活環境部 【本庁】生活環境部 【関係機関】 【関係機関】 ・いわき市環境整備事業協同組合、協同組合いわき市環境保全センター、福島県浄化槽協会、 ・いわき市環境整備事業協同組合、協同組合いわき市環境保全センター、福島県浄化槽協会、 いわき市建設業協同組合、福島県解体工事業協同組合、廃棄物の収集運搬処理業者等 廃棄物の収集運搬処理業者等 2 各主体の青務及び業務の内容 2 各主体の青務及び業務の内容 (略) (略) (2) 市の役割 (2) 市の役割 (略) (略) ② し尿処理体制の整備 ② し尿処理体制の整備 ア 主要な避難所には、断水や下水道施設等の損傷時にも使用可能な簡易トイレ等を備 ア 主要な避難所には、断水や下水道施設等の損傷時には簡易トイレを設置する。 蓄する。なお、車椅子対応用のトイレの設置にも配慮する。 なお、車椅子対応用のトイレの設置にも配慮する。 イ 下水道施設等の復旧に時間を要する場合を想定し、レンタル業界等と協定を締結し、災 イ 下水道施設等の復旧に時間を要する場合を想定し、 害時に仮設トイレを確保できる体制を整備する。 災害時に仮設トイレを確保できる体制を整備する。 (略) (4) 防災関係機関の役割 (4) 防災関係機関の役割 (略) (略) ③ いわき市建設業協同組合 ③ いわき市建設業協同組合・福島県解体工事業協同組合 会員への緊急連絡体制を構築するとともに、応援協定に基づき市から要請があった場 会員への緊急連絡体制を構築するとともに、応援協定に基づき市から要請があった場 合は、すみやかに損壊家屋の解体等に従事できる体制を整備する。 合は、すみやかに損壊家屋の解体等に従事できる体制を整備する。 2・36 | 第36節 備蓄体制の整備 第36節 備蓄体制の整備 2 各主体の青務及び業務の内容 2 各主体の青務及び業務の内容 (5) 市の役割 (5) 市の役割 公的備蓄 公的備蓄 ア 防災備蓄倉庫等の整備 ア 防災備蓄倉庫等の整備 a 休日・夜間も含めた初動対応の迅速化と避難所機能の充実を図るため、地区災害対 a 休日・夜間も含めた初動対応の迅速化と避難所機能の充実を図るため、地区災害対 策本部(本庁・支所)や主要避難所(小、中学校、地区体育館等)に防災備蓄倉庫を 策本部(本庁・支所)や主要避難所(小、中学校、地区体育館等)に防災備蓄倉庫を 設置し、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目(非常用発電機、 設置し、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目(非常用発電機、 投光機、携帯トイレ、ストーブ、間仕切り (パーティション)、毛布、炊き出し道具 投光機、携帯トイレ、ストーブ、間仕切り(パーティション)、毛布、炊き出し道具 等)や燃料(ガソリン缶詰、灯油)、非常用食糧及び飲料水等を備蓄する。 等)や燃料(ガソリン缶詰、灯油)、非常用食糧及び飲料水等を備蓄する。 なお、孤立する恐れのある集落や、長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限 されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について把握するものとする。

### 3・1 第3章 災害応急対策

章•節

#### 第1節 災害対策本部の組織・運営

1 計画の目的

大雨や洪水、暴風などの災害発生時において、市及び防災関係機関は、平時に各部署が持つ 専門知識や人的ネットワークを最大限に活かし、被災者の救援・救助を強力に推進する体制を 整える。

現行

なお、別に定める「いわき市水防計画書」の水防本部設置基準を満たした場合の水防活動は、 市災害対策本部要綱に基づき組織・事務分掌に基づき、災害対策本部(以下「災対本部」とい う。)及び災害対策各地区本部(以下「災対各地区本部」という。)の体制で災害対応にあたる。 (186)

- 3 災害対策本部及び災害対策各地区本部の設置・廃止基準
- (1) 設置基準及び設置場所

(略)

ア 職員配備体制と配備内容は、以下のとおりとする。

配備体制と参集職員

	配備内容				
	配備時期	参集職員	災害対策本部		
警体一般,我们就是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个		災害対策課長、危機管理課長 各部非常連絡員(統括主幹等) 危機管理部(災害対策課、危機管理課、原子力対策課) 総合政策部(広報広聴課) 土木部(河川課) その他各部長が指名する者 災対各地区本部(総務班)	各部各支所の連絡を密に し、災害対策本部第1配 備体制に円滑に移行でき る体制とする。		

### 修正案

#### 第3章 災害応急対策

#### 第1節 災害対策本部の組織・運営

1 計画の目的

大雨や洪水、暴風などの災害発生時において、市及び防災関係機関は、平時に各部署が持つ 専門知識や人的ネットワークを最大限に活かし、被災者の救援・救助を強力に推進する体制を 整える。

(削除)

(略)

- 3 災害対策本部及び災害対策各地区本部の設置・廃止基準
- (1) 設置基準及び設置場所

(昭)

ア 職員配備体制と配備内容は、以下のとおりとする。

配備体制と参集職員

			配 備 内 容	
		配備時期	参集職員	災害対策本部
7. 5.	警体制	① 気象警報 (大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪(※1))が発表された場合② 福島県から、本市沿岸に水防法第16条に基づく水防警報(海岸)が発令された場合(※2)③ 台風等の接近により風水害の発生が予想といる場合で危機管理の発生が必要と判断した場合※1 対象となるのは、災対本部及び高齢者等避難を発令した地域を管轄する災対各地区本部とする。 ※2 参集する対象は(災対統括部(統括班)、災対小名浜地区本部、災対内之浜・大久地区本部)とする。	災害対策課長、危機管理課長 各部非常連絡員 (統括主幹等) 危機管理部 (災害対策課、危機管理課、原子力対策課) 総合政策部 (広報広聴課) 土木部 (河川課) その他各部長が指名する者 災対各地区本部 (総務班)	各部各支所の連絡を密に し、災害対策本部第1配 備体制に円滑に移行でき る体制とする。

節	現一行						修正案			
	第配体	■ 風水害により、市内の一部で被害が発生した場合または発生が予想され。 ■ 高齢者等避難を発令した場合、 ■ もしくは、自主避難所を開設した場合。 ※ 対象となるのは、 災対本部及び高齢者等避難を発表した地域を管轄する災対各地区本部、または、自主避難所を開設した地域を所管する地区本部	(上記に加え) 危機管理部長 総合政策部長 総務部長 保健福祉部長 こどもみらい部長 土木部長 教育部長 危機管理部次長 生活排水対策室長 災害対策課、危機管理課、原子力対策課及び河川課の 全職員 各部長が指名する者 災対各地区本部長・副本部長及び各班長並びに避難所 班員	災害対策本部を第1配備体で第2配備体制に移行でき		第配体	① 風水害により、市内の一部で被害が発生した場合または発生が予想される場合。② 高齢者等避難を発令、または発令を決定した場合(※1)。③ 自主避難所を開設、または、開設を決定した場合(※2)※1 暴風警報及び暴風雪警報は、陸上を対象として発表された場合に限る※2 対象となるのは、災対統括班、広報班及び、自主避難所を開設した地域を管轄する災対各地区本部とする	(上記に加え) 危機管理部長 総合政策部長 総務部長 保健福祉部長 こどもみらい部長 土木部長 教育部長 危機管理部次長 生活排水対策室長 災害対策課、危機管理課、原子力対策課及び河川課の 全職員 各部長が指名する者 災対各地区本部長・副本部長及び各班長並びに避難 所班員	災害対策本部を第1配係体制で設置し、状況に応じて第2配備体制に移行できる体制とする。	
	第2配備体制	風水害により、市内 の広範囲で被害が発生し た場合または発生が予想 され、 避難指示を発令した 場合 ※ 対象となるのは、災 対本部及び避難指示を発 表した地域を管轄する災 対各地区本部	(上記に加え) 市長 副市長 代表監査委員 各部の部長・副部長、各班の班長・副班長 災対各地区本部の全職員	災害対策本部を第2配備 体制で設置し、状況に応 じて第3配備体制に移行 できる体制とする。		第 2 配備体制	● 本部とする ① 風水害により、市内の広範囲で被害が発生した場合または発生が予想される場合 ② 避難指示を発令、または、発令を決定した場合 ※ 対象となるのは、災対本部及び避難指示を発令した地域を管轄する災対各地区本部	(上記に加え) 市長 副市長 代表監査委員 各部の部長・副部長、各班の班長・副班長 災対各地区本部の全職員	災害対策本部を第2配係体制で設置し、状況に応じて第3配備体制に移行できる体制とする。	
	第3 配備体制		全職員(ただし、病休、休職、産休・育休及び出向中の職員を除く。)	災害対策本部を第3配備 体制で設置し、全組織を あげて対応する。 (新設)		第3	① 気象特別警報が発表された場合 ② 風水害により市内の全域で被害が発生、または、発生が予想される場合 ③ 本部長が災害に対し、市職員が総力を挙げて対応することが必要と判断した場合	全職員(ただし、病休、休職、産休・育休及び出向中の職員を除く。)	災害対策本部を第3配備体制で設置し、全組織をあげて対応する。  ※ 緊急安全確保(警戒レベル5)の発令時は、 既に災害が発生又は急遽しており、職員の参集は危険を及ぼすことから、市内の被害状況や気象が況を踏まえ、第3配備体制の配備は災害発生前の参集を基本とする。	

### 章•節 現行 3・4 第4節 気象情報等の伝達 3 業務の内容 (1) いわき市に関する注意報警報等の種類と概要 ① 一般の利用に適合する予報及び警報 (略) (b) 土砂災害警戒情報 福島県(河川港湾総室)と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報 (土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、 市町村町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とな るよう、市町村ごとに発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所について は、「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」、土砂アラート(福島県 土砂災害情報システム)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要と される警戒レベル4に相当。 (新設) (c) 記録的短時間大雨情報 (略) 警報・注意報発表基準一覧表 令和<u>5</u>年<u>6</u>月<u>8</u>日現在 発表官署 福島地方気象台 府県予報区 福島県 いわき市 一時細分区域 浜通り 市町村等をまとめた地域 浜通り南部 仁井田川流域=14.2,新川流域=11.2,好間川流域=16.4,鮫川流域=37.6, 流域雨量指数基準 大久川流域=14.滑津川流域=9.3.藤原川流域=8.蛭田川流域=6.9. 三夜川流域=2.5,宮川流域=5.1,障子川流域=1.7 仁井田川流域=(5,14,2),新川流域=(5,8,4),好間川流域=(5,16,4), 鮫川流域=(8,30.1),大久川流域=(5,11.2),滑津川流域=(5,9), 複合基準 ※1 藤原川流域=(5,6.5),蛭田川流域=(8,5.5),夏井川流域=(8,36.1), 三夜川流域=(5,2.5),宮川流域=(5,5.1), 指定河川洪水予報 福島県夏井川[小川・鎌田]

(省略)

### 修正案

#### 第4節 気象情報等の伝達

- 3 業務の内容
- (1) いわき市に関する注意報警報等の種類と概要
  - ① 一般の利用に適合する予報及び警報

(b) 土砂災害警戒情報

福島県(河川港湾総室)と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村ごとに発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については、「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」、土砂アラート(福島県土砂災害情報システム)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(c) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激 しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使っ て解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表され る。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で 発表される。

(d) 記錄的短時間大雨情報

(略)

警報·注意報発表基準一覧表 令和6年5月23日現在 発表官署 福島地方気象台

	府県予報区	福島県							
いわき市	一時細分区域	浜通り							
	市町村等をまとめた地域浜通り南部								
	(省略)								
			仁井田川流域=14.2,新川流域=11.2,好間川流域=16.4,鮫川流域=37.6,						
		流域雨量指数基準	大久川流域=14,滑津川流域=9.3,藤原川流域=8,蛭田川流域=6.9,						
			三夜川流域=2.5,宮川流域=5.1,障子川流域=1.7						
			仁井田川流域=(5,14.2),新川流域=(5,8.4),好間川流域=(5,16.4),						
	洪水	複合基準 ※1	鮫川流域=(8,30.1),大久川流域=(5,11.2),滑津川流域=(5,9),						
		後口 <del>型</del> 竿 ※ I	藤原川流域=(5,6.5),蛭田川流域=(8,5.5),夏井川流域=(8,36.1),						
			三夜川流域=(5,2.5),宮川流域=(5,5.1), <mark>障子川流域=(5,1.4)</mark>						
		指定河川洪水予報 による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]						
			(省略)						
	•	•							

章•節	現行	修正案				
3 • 5	<ul> <li>第5節 洪水予報・水防警報の伝達</li> <li>3 業務の内容 (略) (3) 県の役割 (略)</li> <li>② 水位情報周知河川(仁井田川、好間川、新川、藤原川、鮫川、蛭田川</li> <li>)</li> </ul>	<ul> <li>第5節 洪水予報・水防警報の伝達</li> <li>3 業務の内容 (略) (3) 県の役割 (略)</li> <li>② 水位 周知河川(仁井田川、好間川、新川、藤原川、鮫川、蛭田川、大久川、滑津川、矢田川)</li> </ul>				
3 • 6	第6節 災害情報の収集・伝達 (略) 10 県及び関係機関の連絡先 県または国(総務省消防庁)へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡により行う。	第6節 災害情報の収集・伝達 (略) 10 県及び関係機関の連絡先 県または国(総務省消防庁)へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡により行う。				
	「被害状況の報告先]   「被害状況の報告先]   「以害対策課)NTT回線	県(災害対策課)NTT回線 024-521-7194 (FAX) 024-521-7920 総合情報通信ネットワーク 衛星系 810-201-2632, 2633, 2640 (防災電話/防災 FAX からかける場合) 衛星系 (FAX) 810-201-5523 地上系 (FAX) 811-201-5523 地上系 (FAX) 811-201-5523 県(いわき地 NTT回線 0246-24-6203 (FAX) 0246-24-6228 方振興局) 総合情報通信ネットワーク 衛星系 810-800-452~454 衛星系 (FAX) 811-800-720 地上系 (FAX) 811-800-720 地域衛星通信ネットワーク 810-048-500-9043421 (FAX) 810-048-500-9049033 (防災電話/防災 FAX からかける場合)				
3 • 8	<ul> <li>第8節 広報</li> <li>3 業務の内容 (略)</li> <li>(5) 要配慮者への対応 (略) (新設)</li> </ul>	<ul> <li>第8節 広報</li> <li>3 業務の内容         <ul> <li>(略)</li> <li>(5) 要配慮者への対応</li> <li>(略)</li> <li>力 高齢者等避難などの避難情報が発令された場合、土砂災害警戒区域、河川洪水浸水想定区域に居住する避難行動要支援者等を対象に、避難情報自動電話発信システムを活用し、早期に避難行動を開始できるよう、自動電話にて避難を促す。</li> </ul> </li> </ul>				

節	現 行 第 10 第 選業対策								
10 第 10 節 避難対策				第 10 貿	f j	<b>壁難対策</b>			
	警戒レベル3	が予見される場合 【土砂災害】 ① 大ので、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	超え、避難判断水位に到達すること 砂災害)が発表され、かつ、土砂災 「警戒(赤)」(警戒レベル3相当) 総続により土砂災害の危険度分布が 所レベル4相当)になる見込みで 避難経路等の事前通行規制等の基準 下別され、当該地区において孤立 とが想定される場合	河川の水位情報(今後の予測等)の伝達被害状況等の収集 高齢者等避難の発令(緊急速報メール、防災メール、市ホームページ、SNS、 消防団の広報等) 避難所の開設・避難者の受け入れ、避難者名簿の作成 住民等の避難状況確認 福祉避難所の開設及び移送の準備 避難指示発令の検討(対象地域、発令時間、周知方法等) 関係機関等への情報提供		整戒レベル3	が予見される場合 【土大大書】 ① 大色災害警報(土 書ののりのであり、(禁事を受い、(禁事を受い、(禁事を受い、(禁事)」(等ののできる。 ② を受い、(禁事を受い、)。 ② を受い、といる。 【河川レベル3高側をでいる。	超え、避難判断水位に到達すること でが災害)が発表され、かつ、土砂災 にが災害)が発表され、かつ、土砂災 に警戒(赤)」(警戒レベル3相当) 継続により土砂災害の危険度分布が を放レベル4相当)になる見込みで 避難経路等の事前通行規制等の基準 で予測され、当該地区において孤立 とが想定される場合	河川の水位情報(今後の予測等)の伝達被害状況等の収集 高齢者等避難の発令(緊急速報メール、防災メール、市ホームページ、SNS、避難情報自動電話発信システム、消防団の広報等) 避難所の開設・避難者の受け入れ、避難者名簿の作成 住民等の避難状況確認 福祉避難所の開設及び移送の準備 避難指示発令の検討(対象地域、発令時間、周知方法等) 関係機関等への情報提供
(略) 4 避 (略) (2) (略)	避難	<b>指示等</b> 指示の発令 砂災害	(略)		(略) (略) <b>4 避難の指示等</b> (略) (2) 避難指示の発令 (略) イ 土砂災害				
		避難情報		発令の基準			避難情報		発令の基準

<b></b>			現行			修正	案
	警戒レベル 4	避難指示	① 土砂災害警戒情報が発表され、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル4相当)となり、降雨の継続により土砂災害の危険度が高まる又は高い状態に留まる場合 ② 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような激しい雨を伴う台風等の接近が予想され、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような激しい雨を伴う台風等の接近が予想され、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合  ④ 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合	警戒レベル4	避難指示	険(紫)」(警戒レベル4相当)とい状態に留まる場合 ② 警戒レベル4避難指示の発令れ、夜間から明け方に接近・通道。 ③ 警戒レベル4避難指示の発令れ、立退き避難が困難となる暴励。 ④ 福島県で線状降水帯による大阪域において、夜間から明け方に登る場合 ⑤ 気象庁から隣接自治体等におし、線状降水帯発生情報)が発表で合。 ※ 市内を南部と北部に分けたよ	が必要となるような激しい雨を伴う台風等の接近が予想さ風を伴い接近・通過することが予想される場合雨の半日程度前予測情報が気象庁より発表され、かつ、本市強い降雨等により、立退き避難が困難となることが予想されいて記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報され、かつ、数時間後に本市へ影響を及ぼすと予想される場
	警戒レベル5	緊急安全確保	① 大雨特別警報 (土砂災害) が発表された場合 ② 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当) となった場合 ③ 土砂災害の発生が確認された場合 ————————————————————————————————————	警戒レベル5	緊急安全確保	③ 土砂災害の発生が確認された場	害切迫(黒)」(警戒レベル5相当)となった場合
	(略) (3) 開詞 (略) (新設)	<b>所の開設</b> 設時の留意事項		(略) (3) 開 (略) <u>才</u> <u>所</u>		3 <u>避難所班は、避難所</u> におけ	ける生活環境が常に良好なものであるよう <u>避業</u> レベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める
1	(略) (4) 運行 (略) ⑪ ā	<u></u> 避難所運営委員	に対する支援 会は、自宅での生活が可能であるものの、食料等の調達が困難な在宅被 に対しても、消防団や民生委員、自主	12 避難 (略) (4) 運 (略)	営上の留意事項 在宅被災者 <mark>及び</mark> 避難所運営委員	<mark>『車中泊避難者</mark> に対する支援 資会は、自宅での生活が可能	そ とであるものの、食料等の調達が困難な在宅を <mark>行う者</mark> に対しても、消防団や民生委員、自主

章•節	現行	修正案
		また、在宅被災者及び車中泊避難者の実態把握に努め、食料等の必要な物資数等を集約
		し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援に係る情報を提供するもの
		<u>とする。</u>
	(新設)	② 避難が長期化する者に対する支援
		<u>避難生活が長期化した場合など必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置</u>
		の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、受療機会や保健師等巡回相談の実施状況、暑さ・寒さ
		対策の必要性、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や、衛生状
		態の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事や、入浴・洗濯に必要となる水の確保、
		福祉的支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
	◎ ペット対策	◎ ペット対策
	(新設)	市は、指定緊急避難場所や避難所にペットと同行避難した被災者について、適切に受け
		<u>入れるともに、避難所等におけるペットの受入れ状況を含む避難状況等の把握に努めるも</u>
		<u>のとする。</u>
	<u>市は、</u> 県獣医師会等関係団体の協力のもと、飼い主とともに避難したペットについて、	<u>また、</u> 県獣医師会等関係団体の協力のもと、飼い主とともに避難したペットについて、
	飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。	飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
	(略)	(略)
	(新設)	15 車中泊避難者への支援
		自動車や仮設テントなどは、自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、
		今後の災害時においても多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。
		災対各地区本部避難所班は、次のとおり、車中泊避難者の実態把握に努めるとともに、必要
		に応じて食糧・物資等の提供、情報の提供、避難所情報の提供などの支援に努める。
		特に、水分不足や運動不足等から静脈血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)を引き起こし
		やすくなるため、その予防方法を周知するよう努めるものとする。
		ア・車中泊避難者の状況調査
		a 避難所運営委員会は、校庭などで車中泊をしている避難者の把握に努める。
		b 災対各地区本部避難所班は、行政区や自主防災組織等の協力を得て、指定避難所外にい
		<u>る避難者(場所、人数、支援の要否・内容等)の把握に努める。</u>
		イ 車中泊避難者への支援
		災対各地区本部避難所班及び医療班は、車中泊避難者に対し、次の支援を行う。
		・新たな <u>避難先の提供(避難所等、テント、ユニットハウスなど)</u>
		<ul><li>・食料や物資の供給</li><li>なたな研究を提入するはおいます。</li></ul>
		・健康管理に関する情報提供、保健指導
		・FMラジオ等を利用した情報の提供
		<u>ウ 静脈血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)の予防</u>
		<u>運動不足やトイレに行く回数を減らすため、水分摂取を控えることなどから、エコノミ</u>

章•節          現 行	修正案
(新設)	一クラス症候群を発症する人が出るおそれがある。このため、災対地区本部避難所班及び医療班は、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、以下の事項について避難者に呼びかける。 ・時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。 ・十分にこまめに水分を取る。 ・アルコールを控える。できれば禁煙する。 ・ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。 ・かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもむ。 ・眠るときは足をあげる。 エ 排気ガス車内充満の予防 就寝時における排ガスの車内充満等の危険性等について注意喚起を行う。
15 指定避難所以外の施設に避難者がいる場合の対応 (略)	16 指定避難所以外の施設に避難者がいる場合の対応 (略) イ 災対各地区本部避難所班及び医療班は、指定外避難所への避難者に対し、次の支援を行う。 (略) ・健康管理に関する情報提供、保健指導 第 17 節 水防活動等 (いわき市水防計画) 1 計画の目的
大雨、波浪、高潮等を原因とした洪水、浸水、土砂災害等の発生が予想される場合、水防水 部がこれを警戒、防御し、被害を最小限に食い止める。 ————————————————————————————————————	<u>いわき市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、雨水出水などの水災等に対し、その被害を軽減することを目的に、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づく水防計画を本節に定める。</u>
<達成目標>   国、県、市は連携し、洪水、土砂災害、高潮に警戒し、関係機関と協力して被害の拡大防止のための水防活動に努める。   市は、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、防災マップ等に基づき、住民に対する 避難のための高齢者等避難、避難指示の発令及び避難誘導等を実施する。	〈達成目標〉 市は、国・県と連携し、洪水、土砂災害、高潮に警戒するとともに、関係機関の協力 を得て、被害の拡大防止のための水防活動に努める。 市は、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、防災マップ等に基づき、住民に対する 避難のための高齢者等避難、避難指示の発令及び避難誘導等を実施する。

至•節	現行	修正案
	2 各主体の責務 (1) 市民の役割 ア 水防管理者(市長)や消防機関の長が要請したときは、水防に従事する。 イ 堤防その他の施設が決壊または決壊のおそれのある箇所を発見した時、土砂崩れ等の前	本防計画の体系>
	3 業務の内容 (1) いわき市の水防体制 別に定める「いわき市水防計画書」に基づき、気象の予・警報の内容及び風水害被害の 状況に応じて、市は配備体制を整える。 (2) 消防団の非常配備 水防管理者が消防団に発する配備指令は、概ね次表の基準で行う。	3 災害対策本部の設置  1 災害対策本部設置基準 (1) 法第 16 条による水防警報が通知されたとき。 福島県知事は、以下の河川及び海岸について、洪水または高潮によって災害が起きる恐れがあるときは、水防法第 1 6 条の規定により水防警報を発表し水防の必要がある旨の警告をおこなう。
	配備指令 配備内容 配備内容 配備時期	【水防警報指定河川・海岸(市内 10 河川、久之浜地区海岸~永崎地区海岸)】 ① 福島県知事指定河川(市内 10 河川)

章•節		現行	
	<u>待機</u>	消防団員を待機させ、次の段階に入	水防に関係ある気象の予報で警報が
		り得る体制	発表されるような状況の場合
			海岸警報が発表された場合
	準備	消防団長は、水防上重要な箇所及び	河川水位がなお上昇し、はん濫注意
		堤防巡視等のため、一部団員を出動	水位を超えるおそれがあるとき
		させる。	
	出動	消防団の全員が、警戒配備につく。	河川水位がはん濫注意水位を超え、
			さらに上昇のおそれがあり出動の必
			要を認めたとき
	<u>解除</u>	消防団員の全員が配備体制を解除す	河川水位がはん濫注意水位を下回
		<u>3.</u>	り、上昇のおそれがなくなったとき
	※ 配備打	旨令は、水防管理者が自らの判断で行う	もののほか、次の場合にも発する。
		水防警報指定河川について、水防警報	
		知事から緊急に配備指示があったとき	<u> </u>
		<u>   常配備の基準となる水位</u>	
		指定河川及び水位周知河川)の水位観	<u> 測所ごとに定められている。</u>
		土砂災害危険箇所の警戒	
			<u>、出動にあたっては、次の危険箇所等に</u>
		<u>配備を行う。</u>	
	① <u>河川施設</u> ア 河川水位:	がはん濫注意水位に近づいている箇所	
	-	水被害を生じた箇所	
	-	上の弱堤箇所	
		<u>エッ弱を画所</u> 上からの弱堤箇所	
	-	<u>ニペラシの英国の</u> 防止の観点からの低標高箇所	
		構造物の設置箇所	
	② 土砂災害危		
		<del></del> 険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地詞	崩壊危険箇所
	イ砂防関係が	·····································	
	(5) <u>警戒区域</u> $\sigma$		
			る場合において、市民の生命または身体
	<u>に対する危</u>	険を防止するため特に必要と認めると	き、消防吏員及び消防団員は、警戒区域
	を設定し、	災害応急対策に従事する者以外の者に	対して当該区域への立ち入りを制限し若
	<u>しくは禁止</u>	し、または当該区域からの退去を命ず	<u>3.</u>

### 修正案

### ア 夏井川

発表担当者	·V	ヽゎ	ŧ	電話 < 建設事務所長 受報担当者い かき 市長 備 考 0246-22-1111		11	FA 2			-746																	
河 川 名	直通0246-22-1242 いわき市災害X 国									害対	<b>策課</b>																
夏 井 川			岸 いわき市小川町上小川字川古屋(新橋) から 海 まで 岸 いわき市小川町塩田字平石(新橋) から 海 まで																								
水防警報の対象となる	畚	見測	所	〒 名	í		地		先		名			種		別		水 防 待機水 (指定水	、位	注意	濫 意 水 位 戒水位)			危険	濫 水 位 (水位)	-	画洪 水量 (㎡/S)
観測所	H				+	かき		-			-		+				4	2. 00n		_	. 40m	4. 20n			'5m		1, 200
	氃	展 田	水	( 位	Z V	いわき	市	平与	子鎌	田日	町 17	7 番 5	也テ	· V	メ		9	3. 70n	1	4	. 50m	7. 50n	n -{		00m		2,200 ≱ \Z
	畚	見測	所	下 名	1	待	;	機		準		備		出		動		解	除		水	位	业	-	- 100	书	
水 防 警 報 の 範 囲		ΝЛΙ	水	、 位	L , 位	317	濫治に対	主意水 幸する	e i	70.	ta L	見の	1 8	、な こそれ	· +2	上見.	かと		と下 り必!	り水 要が	水位は11 数字をり う						情報を以
	金	兼 田	水	、 位	L , 位	317	濫注に対	主意水 幸する	6 1	70.	to L	見の	8 1	、な こそれ	· +2	上見.	のと		と下 り必!	り水 要が	水位は11 数字をり う						情報を以

### イ 仁井田川

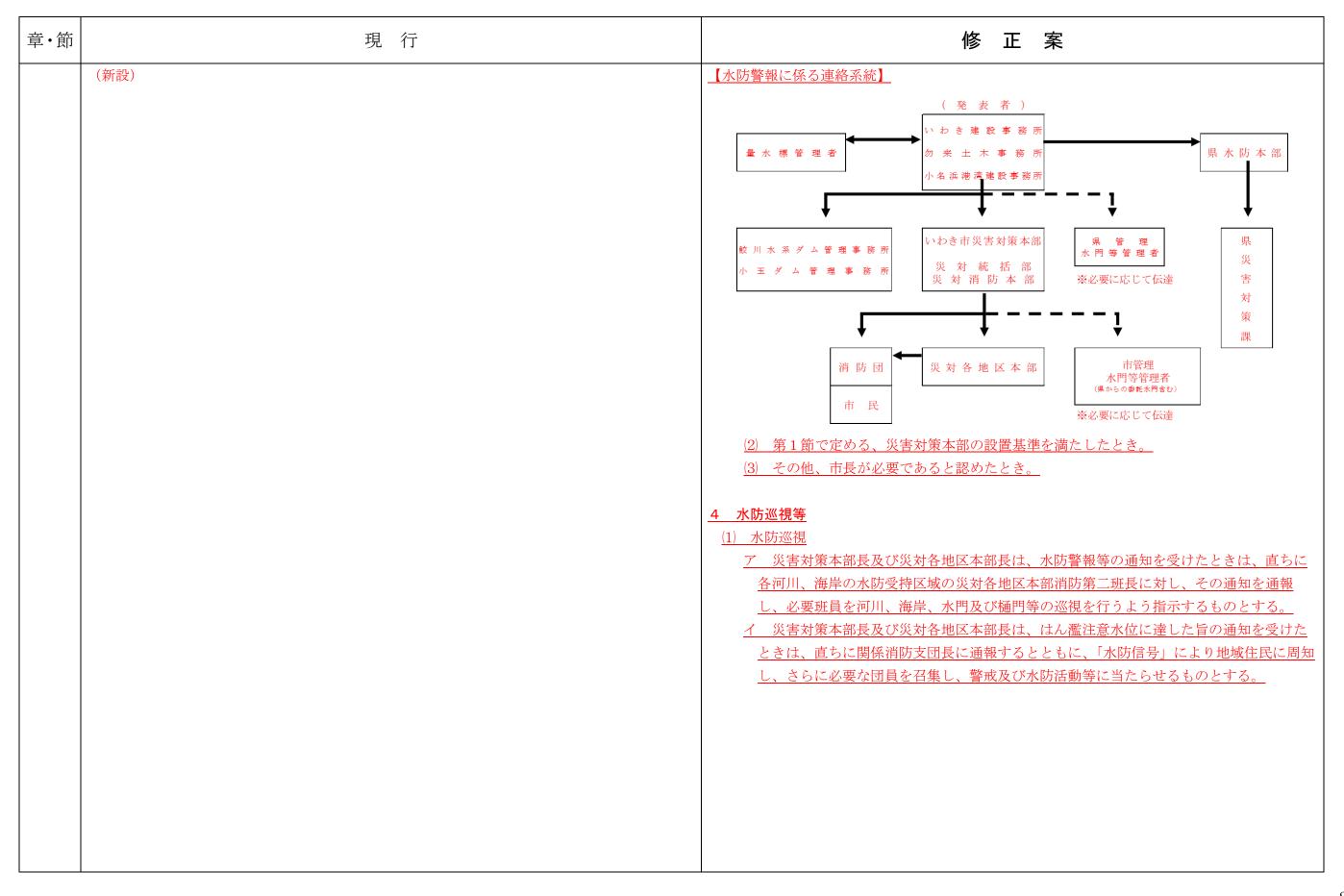
				電話	FAX							
発表 担当者	いわき建	き設事務所長受報担当者い	わき市長備 考	0246-22-1111	0246-22-7461							
				直通0246-22-1242	いわき市災害対策課							
河 川 名		区		間								
仁 井 田 川												
水防警報の 対象となる	観測所名	地 先 名	水 防 種 別 待機 7 (指定水	団 氾 濫 氾 K 位 注 意 水 位 危 険 か								
観測所	戸田水位	いわき市四倉町戸田字北高柳	(,,,,,									
	観測所名	待 機 準 備	出 動 解	除水位	そ の 他 特 に 必 要 な 事 項							
水 防 警 報 の 範 囲		水位2.10 m に達 水位2.10 m に達 し、氾濫注意水 し、なお上昇のお 位以上に達する それがあるとき と思われるとき		を下り水 数字を以って行 の必要が う								

#### 章•節 現行 修正案 (6) 市民等に対する避難情報等 ウ 新川 市長に、その命を受けた市職員または水防従事者は、災害に際し、危険な地域または危 発表担当者 いわき 建設事務所長受報担当者 険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、または安全な場所に収 直通0246-22-1242 いわき市災害対策課 容する。 E岸 いわき市内郷内町四方北(JR橋) から いわき市平北白土宇宮田(古川橋) まで 5岸 いわき市内郷綴町川原田(JR橋) から いわき市平南白土宇古宿(高橋) まで 市民、地下施設、要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等または自衛水防組織に 計画洪水量 対する高齢者等避難、避難指示は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失し 水防警報の 地 先 名 観測所 ないようにする。特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ警察官等の 協力を求め、適切な措置を講じる。 観測所名 待 機 準 備 出 動 解 除 水 位 (7)被害拡大防止活動 水防警報の 数字を以って行 、氾濫注意2 、たお上昇の たおト昇 これがあるとき 3それがあると 堤防が決壊し、またはこれに準ずる事態が発生したときは、市はただちにその状況を関 係機関(いわき地域振興局長、いわき建設事務所長、いわき中央、東、南警察署長)等に 通報する。 国、県及び市は、決壊後も可能なかぎり氾濫による被害の拡大防止に努める。 工 好間川 (8) 要配慮者への対応 ě 表 担 当 者 わき建設事務所長受報担当者 わき 市長 0246-22-1111 市は、洪水や浸水及び土砂災害等の発生のおそれのある地域または発生が予測される地 いわき市災害対策課 域に対する避難誘導にあたっては、要配慮者を優先させるなどの配慮に努める。 岸 いわき市好間町北好間宇独古内(独古内橋上流170m) から 夏井川合流点 まて 岸 いわき市好間町上好間宇岩穴(岩穴吊橋上流約300m) から 夏井川合流点 まて 間 水防警報の 観測 所名 対象となる観測所 わき市好間町上好間字大堰 解 除 1 測 所。 待 機 準 備 出 動 水 位 水防警報の ルース: 00 iii に し、なお上昇の: それがあるとき 数字を以って行 子間 水位

章•節	現行				僧	逐 正	案			
	(新設)	才 藤原川	<u>                                     </u>					電話	FA	X
		発 表 担 当 者	いわき建	設事務所長	受報担当者い	わき市長	1	0246-22-1111 直通0246-22-1242	0246-22-	-7461
		河 川 名藤 原 川	左岸 いわき	市常磐白鳥町北蟹	区 打(蟹打橋) から	いわき市小名浜野	·田(岩崎川合流)	間 点) まで		
		(下船尾)藤原川				ハわき市小名浜島(st				
		(南富岡)			合流点) から 1	ハわき市泉町下川字 			濫泡濫	計画洪水量
		水防警報の 対象となる	観測所名			種別	待機水位;	注 意 水 位 危 (警戒水位) (書	<ul><li>濫 氾 濫</li><li>険 水 位 危 険 水 位</li><li>十 画水位) (危険水位)</li></ul>	(m²/S)
		観測所		いわき市常磐西郷いわき市小名浜南		テ レ メ ー タ テ レ メ ー タ	2.50m 2.70m	2. 70 m 3. 10m	3. 46m 3. 44m	400
			観測所名	待 機	準 備	出動	解除	水位	そ の 他 必 要 な	特 に 事 項
		水防警報の	下船尾水位	し、 氾濫注意水	し、なお上昇のお		意水位を下り	り水 数字を以っ	毎に  適宜、出水情報を て行 知する	以て状況を通
		<b>範</b> 囲	南富岡水位	し、氾濫注意水	し、なお上昇のお	i 水位3.10mに達 はし、なお上昇の おそれがあると き	意水位を下り	り水 数字を以っ	間毎に 適宜、出水情報を て行 知する	以て状況を通
		力 鮫川	勿来土;	木事務所長	受報担当者い	わき市長		電話 0246-22-1111 直通0246-22-124	FA 0246-22 2 いわき市災	-7461
		河 川 名	た岸 いわき	市仁井田町松原(村	区 ( ) なら 海	<b>キ</b> で		H	•	
		鮫 川	右岸 いわき	市沼部町宿(沼部橋	新) から 注	海 まで	水防団	氾 濫氾	濫犯濫	
		水防警報の 対象となる 観測所	観測所名	地	先 名	種 別	待機水位(指定水位)		険 水 位     危 険 水 位       計画水位)     (危険水位)	
			松原水位観測所名		井田町松原 準備	京 テ レ メ ー タ 出 動	7 3.50m 解除		5.78m 5.30m	-
		水防警報の		水位3.50mに達 1 辺避注音水	水位 3.50 m に追		を 水位がはん を で を で を 下 り	監注 水位は1時間 り水 数字を以る	『毎に 適官、出水情報を	

章•節	現行	修正案
	(新設)	<u>キ 蛭田川</u>
		発表担当者     の来土木事務所長受報担当者いわき市長備考       0246-22-1111     0246-22-7461       直通0246-22-1242     いわき市災害対策課
		河 川 名     区       匿     田 川       左岸     いわき市勿来町酒井関根前(観音橋) から 海 まで 右岸 いわき市錦町重殿(錦橋) から 海 まで
		水 防 団 池 濫 池 濫 池 濫 計 画洪 水量   特機 水 位 注 意 水 位 危 険 水 位   ( 産 水 位 ) ( 産 産 水 位 ) ( 産 水 位
		複測所名 待機 準備 出動 解除 水位 その他特に 必要な事項
		水 防 警 報 の 範       本位2.20 m に達 水位2.20 m に達 水位2.50 m に達 水位がはん濫注 水位は1時間毎に 適宜、出水情報を以て状況を通し、 に置注意水 し、 なお上昇のおし、 なお上昇の意 水位を下り水 数字を以って行知する         窪 田 水 位       位以上に達するとき         と思われるとき       まそれがあるとき         さ と思われるとき       まそれがあるとと
		<u>ク 大久川</u>
		電話 FAX 発表担当者いわき建設事務所長受報担当者いわき市長備考 0246-22-1111 0246-22-7461 直通0246-22-1242 いわき市災害対策課
		河 川 名     区     間       大 久 川 左岸 いわき市大久町大久字柴崎 から 海 まで 右岸 いわき市大久町大久字柴崎 から 海 まで
		水 防 団 氾 濫 氾 濫 氾 濫 別 所名 地 先 名 種 別 待機 水 位 注 意 水 位 危 険 水 位 計画洪水量 対象となる 観測所 名 地 先 名 種 別 (指定水位) (警戒水位) (計画水位) (危険水位) (㎡/S)
		大久水位いわき市大久町大久字脇テレメータ 1.20m     1.50m     2.00m     2.30m     260       観測所名 待機     準備     出動     解除     水位     その他特に必要な事項
		木 防 警 報 の 範         木位1.20 m に達 木位1.50 m に達 木位がはん濫注 木位は1時間毎に 適宜、出水情報を以て状況を通し、氾濫注意木し、なお上昇のおし、なお上昇の意水位を下り木 数字を以って行 知する せいかあるとき おそれがあると おそれがあると おそれがあると おそれがあると おそれがあると さくなったとき
		ケ 矢田川
		電話 FAX
		発表担当者いわき建設事務所長受報担当者いわき市長備考     0246-22-1111     0246-22-1111     0246-22-1461       直通0246-22-1242     いわき市災害対策課       河川名     区
		矢 田 川 左岸 いわき市常磐上矢田町頭田 から 藤原川合流点 まで 右岸 いわき市常磐上矢田町頭田 から 藤原川合流点 まで
		水防警報の 対象となる 観測所名   地 先 名   種 別   水 防 団 氾 濫氾 濫
		観測所名 待 機 準 備 出 動 解 除 水 位 そ の 他 特 に 必 要 な 事 項
		水 防 警 報 の 節 囲       水 位 2.10 m に達 水 位 2.10 m に達 水 位 2.80 m に 達 水 位 がは ん 濫注 水 位 は 時間毎に 適宜、出水情報を以て状況を通し、 氾濫注意水 し、 なお上昇の 意 水 位 を下り水 数字を以って行知する         範 島 水 位       皮 島 水 位

章•節	現行	修正案
	(新設)	<u>コ 滑津川</u>
		電話 FAX 発表担当者いわき建設事務所長受報担当者いわき市長備考 0246-22-1111 0246-22-7461 直通0246-22-1242 いわき市災害対策課
		河 川 名 区 間
		清 津 川 左岸 いわき市平中山字柿ノ目 から 海 まで 右岸 いわき市平中山字赤 から 海 まで
		水防警報の   対象となる   観測所名   地 先 名   種 別   (指定水位) (警戒水位) (計画水位) (元険水位 (㎡/S)
		上高久水位いわき市平上高久字五反田デレメータ 1.40m     2.00m     2.40m     140       観測所名 待機 準備 出動 解除 水位 必要な事項
		水 防 警 報 の 水位1.40 m に達 水位2.40 m に達 水位2.00 m に達 水位2.00 m に達 水位2 i
		範 田上高久水位 位以上に達する それがあるとき おそれがあると 防作業の必要が うなくなったとき
		② 福島県知事指定海岸
		<u>久之浜地区海岸~永崎地区海岸</u>
		いわき建設事務所長     電話     FAX
		発表担当者小名浜港湾建設事務所長受報担当者いわき市長備考0246-22-11110246-22-7461共同発表表直通0246-22-1242いわき市災害対策課
		海岸名区間
		久 之 浜 海 岸       北端 いわき市久之浜町久之浜字東町(大久川) から         久 之 浜 地 区 海 岸       南端 いわき市久之浜町田之網字静 まで
		四 倉 漁 港 海 岸 四 倉 地 区 海 岸 北端 いわき市四倉町字東四丁目(境川) から
		四 倉 海 岸 南端 いわき市四倉町上仁井田宇東山(仁井田川) まで 仁井田地区海岸
		磐 城 海 岸 北端 いわき市永崎町字川畑(天神前川) から 永崎地区海岸 南端 いわき市永崎字橋出 まで
		水防警報の対象となる。 観 測 所名 地 先 名 種 別 基準波高 H1/3(m)
		四倉漁港いわき市四倉町字六丁目 自 記 4.00
		観測所名     待機     出動     解除     波高     その他特に 必要な事項       水防警報の範囲     波高が4.00mに達し、高潮波浪によ波浪による危波高は1時間毎 四倉漁港なお上昇のおそれがあり被害のおそ険がなくなっに数字を以っ
		四 倉 漁 港 なお上昇のおそれがあ り 被害のおそ 険がなくなっ に数字を以っ るとき れがあるとき たとき て行う
		※ 参集する対象は(災対統括部(統括班)、災対小名浜地区本部、災対四倉地区本部、災対
		<u>久之浜・大久地区本部)とする。</u>



章•節	現行	修正案
	(新設)	(2) 水防信号 水防信号は、福島県水防信号規則(昭和24年福島県規則第91号)の規定に基づき、 次により行うものとする。
		ア 信号の種類及び内容 水防信号の種類及びその内容は、次のとおりとする。
		信号の種類 信号の内容 ( ) は市の運用 第 1 信号 ( ) は市の運用 第 1 信号 ( ) は 市の運用 第 1 信号 ( ) に達したことを知らせるもの。 ( 高齢者等避難が発令され避難所が開設されたとき )
		第 2 信 号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。 ※ 携帯電話等による周知が困難な場合のみ
		第 3 信 号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。 ※ 携帯電話等による周知が困難な場合のみ ※ 要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。 (避難指示・緊急安全確保が発令された時)
		イ 信号の方法 水防信号は、次に定める区分及び方法に従って発する。
		信号の種類 警 鐘 信 号 サイレン信号(余韻防止符) 第 1 信 号 〇休止 〇休止 〇休止 5秒 15秒 5秒 15秒
		○       ○         ○
		第 3 信 号 〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇 約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○一休止 ○一休止 ○一休止
		第 4 信 号 乱打
		ii 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 iii 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。
		5 水防施設及び水防資材
		1 水防倉庫及び備蓄資材 災害対策本部長及び災対各地区本部長は、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、必要に 応じ各地区に水防倉庫及び水防資材置場を設置し、一定基準の水防資材を常時備蓄しておく
		<u>ものとする。</u>

章•節	現行	修正案
(新設)		(1) 各地区に設置する水防倉庫は次のとおりとする。
		地区 倉庫名 所在地 管理者
		1 小 名 浜 小 名 浜 支 所 水 防 倉 庫 小名浜花畑町15-1 災対小名浜地区本部長
		2 勿 来 勿 来 支 所 水 防 倉 庫 錦町大島1 災対勿来地区水防部長
		3 常 磐常磐水防倉庫常磐関船町作田1 災対常磐地区本部長
		4 内 郷 内 郷 支 所 水 防 倉 庫 内郷綴町榎下46-2 災対内郷地区本部長
		5 四 倉四倉水防倉庫四倉町字八日十日125-1 災対四倉地区本部長
		6 遠 野 遠 野 支 所 水 防 倉 庫 遠野町根岸字白幡40-1 災対遠野地区本部長
		7 小 川 寸 所 水 防 倉 庫 小川町高萩字小路尻19-10 災対小川地区本部長
		8 好 間支所水防倉庫好間町中好間字中川原29-1 災対好間地区本部長
		9 三 和 三 和 支 所 水 防 倉 庫 三和町下市萱字竹ノ内114-1 災対三和地区本部長
		10 田 人 田 人 支 所 水 防 倉 庫 田人町旅人字下平石191 災対田人地区本部長
		11   川   前   川 前 支 所 水 防 倉 庫   川前町川前字五林6   災対川前地区本部長
		12 久之浜・大久 久 之 浜 支 所 水 防 倉 庫 久之浜町久之浜字中町32 災対久之浜・大久地区本部長
		13 平 夏井川河川防災ステーション 好間町川中子字落合96-2 災対土木部長
		(2) 各水防倉庫の水防資材の備蓄基準は、次のとおりとする。         機器名数量         スコップ60丁掛矢6丁サタ5丁         はのう数※1,000数         ビニールシート(5.4m*7.2m)       10枚         ビニールシート(5.4m*7.2m)       25 巻         両ツルハシ 5 丁
		ペーン チ 5 T (3) 災対各地区本部消防第二班が水防活動中、状況の急変等により水防本部長に資材輸送
		の要請するいとまがないときは、災対各地区本部消防第二班長の判断により、当該地域 の業者等から資材を調達するものとし、事後において、その旨を災害対策本部長に報告 するものとする。

<u>「を設置する。</u> 管 理 者 災対土木部長
" 女 十 本 如 耳
※ 女 十 木 邨 長
-1111
災 対 勿 来 -2111 地 区 本 部 長
災 対 常 磐 −2111 地 区 本 部 長
災 対 内 郷 −2111 地 区 本 部 長
災 対 四 倉 −2111 地 区 本 部 長
災 対 遠 野 −2111 地 区 本 部 長
災 対 小 川 -1111 地 区 本 部 長
災 対 三 和 -2111 地 区 本 部 長
災 対 田 人 -2111 地 区 本 部 長
災対久之浜·大久 -2111 地 区 本 部 長
ダス)、好間地区は福島県の雨量
<u>) による。</u> gが発表された場合は、
www.yesy.com
9 3 6 2 2 3

章•節	現行	修正案									
	(新設)	3 水門等の操作 (1) 河川区間の水門等 (洪水)     水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めるととも     に、操作責任者は、気象情報等及び洪水子報・水防警報が発表されたとき、又は、雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたとき     は、各施設の操作要領等に基づき、的確な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるも     のとする。     河川区間の水門は、地域防災計画資料額 (10 水防計画に関する資料   別表第2) の     とおり (2) 河口部の水門(波浪・高潮)     市が管理する準用河川河口部の水門の所管課及び施設管理者は、常に当該施設が十分     その機能を発揮できるように努めるとともに、操作責任者は、液液・高潮の各警報が     発表されたとき、操作員の安全を最優先にしたうえで、的確な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。     準用河川河口部の水門は次のとおりである。     本籍									

章•節	現行			修正案			
章・節 (新設)	現 行	本       上警子       (1) 重       種 別       場 防 高       堤 防 断 面       法	成又は防御を必要とする区 要水防区域の評定基準は、 重 A 水防上最も重要な区間 計画高水流量規模の洪水のっ は計画高潮位)が現況の堤防にのの場では計画高潮値)が現況の場所では計画の場所であるいはある。 現況の場所の場所であるいはあるいはあるいはあるが、計画の天端幅の2分の1末満の箇所。	か、いわき市域内の河川及で域を指定し、水防活動を行次のとおりとする。  要  B 水防上重要な区間  計画高高高高高高高高高高高高高高高高高高高高高高高高差が堤防のと記りと、現間のと、現間のと、現間のといのが、では計画をおいいでは、ではいるのが、といるのが、といるのが、といるのが、といるのが、といるのが、といるの対策が暫定施工	う <u>。</u> 度	こ海岸等で	
		防 断 面	端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。 法崩れ又はすべりの実績が	端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。 法崩れ又はすべりの実績が			

章•節	現行			修正案	
	(新設)	種別	重	要	度
			A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要 注 意 区 間
		漏	漏水の履歴があるが、その 対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤 跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤	
		水		体の土質からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、 所要の対策が未施工の箇所。	
		水衝	水衝部にある堤防の前面の 河床が深掘れしているが、そ の対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の 工作物の突出箇所で、堤防護	河床が深掘れにならない程度 に洗掘されているが、その対 策が未施工の場所。	<u> </u>
		洗洗	岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の		
		掘	危険に瀕した実績があるが、 その対策が未施工の箇所。		
		I	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な 堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。	物の桁下高が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の 堤防にあっては計画高潮位)	
		作	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)	との差が堤防の計画余裕高に 満たない場所。	
		物	以下となる箇所。		
		工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事 箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
		被 旧 是 川 跡 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
		<u> </u> 陸			陸閘が設置されている箇所。
			1	l	

章•節	現行		修正	案
(新設)		(海岸)		
		種別	重	要度
			A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
		堤 防 高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が密集し、かつ接近している 所。	世 既設堤防高が計画堤防高であるが、背後地に公共 施設及び人家が多く特に注意を要する箇所。
		洗掘	侵食などにより堤脚又は、護岸の根固めが洗掘している箇所。 又は消波工など沈下散乱し、効果が減少して 危険が予想される箇所。	た 侵食などにより、堤脚前面が洗掘の恐れがある箇 所。
		給合的	侵食の著しい箇所、又は波浪等により堤防、 護岸を越波する恐れのある箇所で背後地に重力 な被害を与えると予想される危険な箇所。 又は、根固め消波工などが沈下散乱し最も危 険な箇所。(人命の被害が主体)	し、背後施設に波浪等による被害が予想される危険 な箇所。(財産被害が主体)
		<u>土砂</u> 災害警		及び土砂災害特別警戒区域については、土砂 本法に基づく対応をすべきものであるが、災 が成活動等を行うものとする。

章•節	現一行					•	修	Œ	案				
(新設)				災害対策	策本部長は	の通報につい は、水防警報等 その通知をi	テの通知				xに掲げる災!	対消防本	部及び災
		_		水位観測) 水防活動		とする量水標							
		3.1 11	番号	河 川 名	量水標の名称	量水標の位置	水 防 団 ? 待 機 ? 水 位 ?	D 濫 主 意 水 位	避 判 水 位	2 濫 危 険 位	堤防高 通報 务	管理者名	自記音通の別
			1-1	大久川(上流)※1	大久雨量水位	大久町大久字脇	1. 01	1. 01	1. 35	1. 47	1.73 いわき建設 事務所	いわき建設 事務所	テレメーター
			1-2	大久川(下流)	大久雨量水位	大久町大久字脇	1. 20	1. 50	2. 00	2. 30	2.63 いわき建設 事務所	いわき建設 事務所	テレメーター
			2	仁井田川	下神谷水位	平下神谷字亀下	4. 20	4. 60	5. 50%1	6. 00%1	6.80 いわき建設 事務所	いわき建設 事務所	テレメーター
			3	仁井田川	須賀橋水位	四倉町細谷字堀込	3. 60	4. 10	4. 40% 1	4. 90% 1	5.70 いわき建設 事務所	いわき建設 事務所	テレメーター
			4	仁井田川	戸田水位	四倉町戸田字北高柳	2. 10	2. 60	3. 02	3, 21	4.34 いわき建設 事務所	いわき建設 事務所	テレメーター
			5	夏井川	小川水位	小川町上小川字 彦太郎内5-6	2. 00	2. 40	3. 00	3. 75	5.20 <mark>いわき建設 事務所</mark>	いわき建設 事務所	テレメーター
			6	夏井川	鎌田水位	平字鎌田町17	3. 70	4. 50	6. 35 7	. 00 (7. 35) * 2	8.70 <mark>いわき建設</mark> 事務所	いわき建設 事務所	テレメーター
			7	夏井川	中神谷水位	平中神谷字前河原	3. 80	5. 10	6. 90%1	7. 40%1	8.69 いわき建設 事務所	いわき建設 事務所	テレメーター
			8-1	好間川 ※3	好間水位	好間町上好間字大堰	2. 00	2. 20	2. 58	3, 53	2.98 <mark>いわき建設 事務所</mark>	いわき建設 事務所	テレメーター
			8-2	好間川 ※3	n.	n	2. 00	2. 20	3. 35	3, 53	5.06 いわき建設 事務所	いわき建設 事務所	テレメーター
			9	新川	内郷水位	内郷白水町蛭内73-1	2. 00	2. 50	2. 70%1	3. 20%1	4.02 いわき建設 事務所	いわき建設 事務所	テレメーター
			10	新川	梅本水位	平字梅本	2. 50	3. 30	4. 58	5. 01	6.19 いわき建設 事務所	いわき建設 事務所	テレメーター
			11-1	滑津川(上流)※4	上高久水位	平上高久字五反田	0. 82	0. 82	0. 90	1. 10	1.42 <mark>いわき建設 事務所</mark>	いわき建設 事務所	テレメーター
			11-1	滑津川(下流)	上高久水位	平上高久字五反田	1. 40	2. 00	2. 20	2. 40	4. 15 勿来土木 事務所	鮫川水系ダム 管理事務所	テレメーター
			12	矢田川	鹿島水位	小名浜林城字塚前	2. 10	2. 80	3. 90	4. 20	5.80 いわき建設 事務所	いわき建設 事務所	テレメーター
			13	藤原川	下船尾水位	常磐西郷町落合	2. 50	2. 70	3. 01	3. 46	5.48 いわき建設 事務所	いわき建設 事務所	テレメーター
			14	藤原川	南富岡水位	小名浜南富岡字中前	2. 70	3. 10	3. 24	3. 44	5.77 いわき建設 事務所	いわき建設 事務所	テレメーター
			15	釜戸川	田部水位	渡辺町田部字六反田	2. 90	3. 30	4. 30	4. 60	5.70 いわき建設事務所	いわき建設 事務所	テレメーター
			16	鮫川	松原水位	仁井田町松原	3. 50	4. 70	4. 70	5. 30	7.00 勿来土木 事務所	勿来土木 事務所	テレメーター
			17	蛭田川	窪田水位	勿来町窪田十条	2. 20	2. 50	3. 07	3. 31	5.05 勿来土木 事務所	勿来土木 事務所	テレメーター
		<u>×</u>		<u> 選難判断水</u> 目する。	は、はん	濫危険水位が	未設定	ぎの河	川につい	ハては、	市が独自に	暫定水位	を設定し
		*			の鎌田水	位については	、福島	県が	はん濫乱	<b></b>	を 7.35m かり	5 7.00m	に変更し
						見直しが未実							
						的に運用する							
		<u> </u>				難情報発令区							
						部区間は堤防							
						広報等の避難 ☑間とする。	<u> 佰期を</u>	1丁り	ものとす	」 <u>る。【</u> 芽	丁  前]ノリ 8-2 <b>]</b> (	<u> / ) 避難情</u>	<u> </u>
						<u>△剛こりる。</u>  難指示発令に	あたっ	ってけ	現地出	沢を確	認のト 宝繭	iするこ	ととする
			•\ 1	111 <u>1</u> 171 (T	<u> - 1/10/ √ / 20</u>	·√m1H++,\∩ I+ (C		- < 10		VDu C FE	, <sub>рго</sub> , - / - / - / / / / / / / / / / / / / /		/ 00

章•節	現 行	修正案
	(新設)	(2) その他の長水標  ***********************************

章•節	現行	修正案
	(新設)	8 費用負担と公用負担
		1 費用負担(法第41条)
		本市の水防に関する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。
		ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてそ
		<u>の費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、福島県知事にあっせん</u>
		を申請するものとする。
		(1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
		(2) 法第42条の規定により、著しく利益をうける他の市町村の一部負担
		2 公用負担 (法第 28 条)
		水防のため必要あるときは、災害対策本部長、災害対策本部副本部長(いわき市消防団
		長)、又は災対消防本部長は、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けた者に
		<u>対し、時価により損失を補償しなければならない。</u>
		・ 必要な土地の一時使用
		・ 土石、竹林、その他の資材の使用
		・ 車両、その他の運搬具又は器具の使用
		・ 工作物その他の障害物の処分
		(1) 公用負担権限証明書
		水防法第28条により公用負担を命じる権限を行使する者は、災害対策本部長、災害対策
		本部副本部長(いわき市消防団長)、又は災対消防本部長は、その身分を示す証明書を、そ
		<u>の他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合は</u>
		<u>これを提示すべきものとする。</u>
		第  号
		公用負担権限証明書 第28条 水防のため緊急の必要があるときは、
		水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、
		○○○消防団 水防の現場において必要な土地を一時使用 トー・スクルの次せた 佐田 トー・スクルの次せた 佐田 トー・スクルの次せた 佐田 トー・スクルの次せた 佐田 トー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		氏 名 し、土石、竹木、その他の資材を使用し、 若しくは収用し、車馬その他の運搬具若し
		上記の者○○○区域における水防法第28条 くは器具を使用し、又は工作物その他の障
		第1項の権限行使を委任することを証明する。 害物を処分することができる。
		年 月 日 2 水防管理団体は、前項の規定により損失
		いわき市水防管理者を受けた者に対し、時価によりその損失を
		いわき市長 〇〇 〇〇 印   補償しなければならない。

章•節	現。行	修正案
	(新設)	(2) 公用負担命令票 水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次のよう な命令票を目的物の所有者又はこれらに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。
		第 号 公 用 負 担 命 令 票
		1 目 的 物 種 類 ○○○○ 数量 ○○○○ 2 負担の内容 使 用、 収 用、 処 分
		年月日〇〇〇様
		いわき市長 ○○ □ □ 事務担当者 ○○ □ □
3 - 27	第 27 節         建物の被害状況調査、建物の安全確認調査           1         計画の目的           風水害発生後、迅速に被災建築物の被害状況調査を実施し、被災建築物の倒壊、部材の	第27節 住家等被害概況調査           1 計画の目的           風水害発生後、迅速に住家等被害概況調査を実施し、被災地域の被害概況、住家等の被害概
3 • 27		1 計画の目的   風水害発生後、迅速に住家等被害概況調査を実施し、被災地域の被害概況、住家等の被害概況等を把握し、発災以降の各種対応に向けた市災害対策本部の基礎的な資料にするとともに、復
3 - 27	1 計画の目的  風水害発生後、迅速に被災建築物の被害状況調査を実施し、被災建築物の倒壊、部材の等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。  公益財団法人日本建築士会連合会(以下、「連合会」という)が定める建築士会の災害 (要綱)及び同要綱に基づく活動マニュアルに基づき、安全確認調査を実施する。  <達成目標>	1 計画の目的   風水害発生後、迅速に住家等被害概況調査を実施し、被災地域の被害概況、住家等の被害機   況等を把握し、発災以降の各種対応に向けた市災害対策本部の基礎的な資料にするとともに、後   旧~復興期に向けた被災者支援施策の実施に向けた有効な情報収集を行うことを目的とする。
3 • 27	1 計画の目的  風水害発生後、迅速に被災建築物の被害状況調査を実施し、被災建築物の倒壊、部材の等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。  公益財団法人日本建築士会連合会(以下、「連合会」という)が定める建築士会の災害(要綱)及び同要綱に基づく活動マニュアルに基づき、安全確認調査を実施する。  <達成目標> 被害状況調査 の実施スケジュールは、概ね以下のとおりとする。	1 計画の目的   風水害発生後、迅速に住家等被害概況調査を実施し、被災地域の被害概況、住家等の被害権   況等を把握し、発災以降の各種対応に向けた市災害対策本部の基礎的な資料にするとともに、役   旧~復興期に向けた被災者支援施策の実施に向けた有効な情報収集を行うことを目的とする。
3 • 27	1 計画の目的  風水害発生後、迅速に被災建築物の被害状況調査を実施し、被災建築物の倒壊、部材の等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。 公益財団法人日本建築士会連合会(以下、「連合会」という)が定める建築士会の災害(要綱)及び同要綱に基づく活動マニュアルに基づき、安全確認調査を実施する。          	加水害発生後、迅速に住家等被害概況調査を実施し、被災地域の被害概況、住家等の被害権を関係を担握し、発災以降の各種対応に向けた市災害対策本部の基礎的な資料にするとともに、利用~復興期に向けた被災者支援施策の実施に向けた有効な情報収集を行うことを目的とする。     (全達成目標 >
3 - 27	1 計画の目的  風水害発生後、迅速に被災建築物の被害状況調査を実施し、被災建築物の倒壊、部材の等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。  公益財団法人日本建築士会連合会(以下、「連合会」という)が定める建築士会の災害(要綱)及び同要綱に基づく活動マニュアルに基づき、安全確認調査を実施する。  <達成目標> 被害状況調査 の実施スケジュールは、概ね以下のとおりとする。	1 計画の目的   風水害発生後、迅速に住家等被害概況調査を実施し、被災地域の被害概況、住家等の被害権   況等を把握し、発災以降の各種対応に向けた市災害対策本部の基礎的な資料にするとともに、後   旧~復興期に向けた被災者支援施策の実施に向けた有効な情報収集を行うことを目的とする。
3 - 27	1 計画の目的         風水害発生後、迅速に被災建築物の被害状況調査を実施し、被災建築物の倒壊、部材の等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。         公益財団法人日本建築士会連合会(以下、「連合会」という)が定める建築士会の災害(要綱)及び同要綱に基づく活動マニュアルに基づき、安全確認調査を実施する。         (要綱)及び同要綱に基づく活動マニュアルに基づき、安全確認調査を実施する。         <達成目標>         被害状況調査の実施スケジュールは、概ね以下のとおりとする。         災害後1日       被災状況調査開始         川 ~1週間       被災状況調査活動終了         川 1週間以降~       住宅等の応急復旧に対する相談業務への移行	1 計画の目的   風水害発生後、迅速に住家等被害概況調査を実施し、被災地域の被害概況、住家等の被害権   況等を把握し、発災以降の各種対応に向けた市災害対策本部の基礎的な資料にするとともに、役   旧~復興期に向けた被災者支援施策の実施に向けた有効な情報収集を行うことを目的とする。
3 - 27	1 計画の目的  風水害発生後、迅速に被災建築物の被害状況調査を実施し、被災建築物の倒壊、部材の等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。 公益財団法人日本建築士会連合会(以下、「連合会」という)が定める建築士会の災害(要綱)及び同要綱に基づく活動マニュアルに基づき、安全確認調査を実施する。  〈達成目標〉 被害状況調査 の実施スケジュールは、概ね以下のとおりとする。 災害後1日 一次状況調査開始 一次大況調査活動終了	1 計画の目的   風水害発生後、迅速に住家等被害概況調査を実施し、被災地域の被害概況、住家等の被害権   没等を把握し、発災以降の各種対応に向けた市災害対策本部の基礎的な資料にするとともに、後   旧~復興期に向けた被災者支援施策の実施に向けた有効な情報収集を行うことを目的とする。
3 - 27	1 計画の目的         風水害発生後、迅速に被災建築物の被害状況調査を実施し、被災建築物の倒壊、部材の等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。         公益財団法人日本建築士会連合会(以下、「連合会」という)が定める建築士会の災害(要綱)及び同要綱に基づく活動マニュアルに基づき、安全確認調査を実施する。         (要綱)及び同要綱に基づく活動マニュアルに基づき、安全確認調査を実施する。         ※書成目標>         被害状況調査の実施スケジュールは、概ね以下のとおりとする。         災害後1日       被災状況調査開始         川 ~1週間       被災状況調査活動終了         川 1週間以降~       住宅等の応急復旧に対する相談業務への移行         安全確認調査の実施スケジュールは、概ね以下のとおりとする。	加水害発生後、迅速に住家等被害概況調査を実施し、被災地域の被害概況、住家等の被害権を関係を担握し、発災以降の各種対応に向けた市災害対策本部の基礎的な資料にするとともに、利用~復興期に向けた被災者支援施策の実施に向けた有効な情報収集を行うことを目的とする。     (全達成目標 >
3 - 27	1 計画の目的  風水害発生後、迅速に被災建築物の被害状況調査を実施し、被災建築物の倒壊、部材の等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。 公益財団法人日本建築士会連合会(以下、「連合会」という)が定める建築士会の災害(要綱)及び同要綱に基づく活動マニュアルに基づき、安全確認調査を実施する。  <達成目標> 被害状況調査 の実施スケジュールは、概ね以下のとおりとする。 災害後1日 被災状況調査開始 加 で1週間 被災状況調査活動終了 加 1週間以降~ 住宅等の応急復旧に対する相談業務への移行  安全確認調査の実施スケジュールは、概ね以下のとおりとする。 災害後~1週間 被災情報収集と体制整備	1 計画の目的   風水害発生後、迅速に住家等被害概況調査を実施し、被災地域の被害概況、住家等の被害権   況等を把握し、発災以降の各種対応に向けた市災害対策本部の基礎的な資料にするとともに、役   旧~復興期に向けた被災者支援施策の実施に向けた有効な情報収集を行うことを目的とする。

章•節	現行	修正案
	2 業務の内容	2 業務の内容
	(1) 市民・企業等の役割	災対財政部と災対都市建設部は連携し、発災から3日以内に住家等被害概況調査を実施し、
	安全確認調査の目的を理解し、被災した建築物の使用にあたっては、判定の結果に基づき	災対統括部へ調査結果を報告する。
	<u>二次災害の防止に努める。</u>	なお、本調査における各部の役割や詳細等については、「災害初動期における住家等被害状
	(2) 市の役割	<u>沢調査マニュアル」に定めるものとする。</u>
	ア 災害状況等の情報収集を行い、安全確認調査実施の要否を決定する。	【主な調査内容】
	イ 市職員のほか、建築士等の協力のもと安全確認調査を実施し、その結果を被災者等	・ 浸水エリアの特定(被害規模によるゾーニング、浸水高の把握)
	<u>〜伝達するとともに、貼り紙をするなどにより注意喚起等を行う。なお、調査員の確</u>	・ 住家被害の概要把握(被害戸数及び、床上・床下浸水の把握)
	保が困難な場合は、県に支援を要請する。	<ul><li>・ その他必要な事項</li></ul>
	ウ 災対都市建設部は、判定結果の集計を行い、県に報告するとともに、災対財政部 (り	
	災班)に情報を提供し、復旧期におけるり災証明書発行のための被害家屋等認定調査	
	の実施計画策定に活用する。	
	(3) 県の役割	
	市からの要請に基づき、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する判定活	
	動を支援する。	
	ア 被害が大規模で、多数の都道府県の応援が必要であると判断したときは、国土交通	
	省及び公益財団法人日本建築士会連合会東北ブロック会(以下、「ブロック会」という)	
	に応援を要請する。	
	イ 調査活動に必要な情報収集を行い、市に情報提供する。	
	<u>ウ 調査結果の集計、整理、記録作成を行う。</u>	
	3 業務の内容	
	(1) 市の業務	
	① 情報の収集	
	災対都市建設部は、建築物等の被害概況について予備調査を行い、調査実施の要否を決	
	<u>定する。</u>	
	② 業務実施計画の作成	
	ア 予備調査をもとに調査対象となる建物の概数及び必要となる調査員の数を把握す	
	<u>る。</u>	
	イ 福島県建築士会いわき支部等の建築関係団体に対する依頼のほか、県に要請し、調査	
	に必要な調査員を確保する。	
	ウ 住民への周知、広報を行う。	
	③ 判定・支援の実施	
	ア 業務実施計画に基づき調査を実施し、結果を集約して県に報告する。	
	<u>イ 市は、調査に必要な資機材を確保し、調査員に供給する。</u>	

章•節	現 行	修正案
	(2) 県の業務 市から調査員の応援要請があったときは、福島県建築士会等の建築関係団体に協力を要	(削除)
	請するほか、国土交通省、ブロック会幹事県に広域支援を要請する。	
3 • 28	<u>第 27 節−2 宅地の危険度判定</u>	第 <u>28</u> 節 <u>宅地の危険度判定</u>
	(略)	(略)
3 • 29	第 <u>28</u> 節 <u>応急住宅対策</u>	第 <u>29</u> 節 <u>応急住宅対策</u>
	<ul><li>(略)</li><li>3 業務の内容</li></ul>	<ul><li>(略)</li><li>3 業務の内容</li></ul>
	(8) 被災住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)(県・市)	(8) 被災住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)(県・市)
	① 応急修理の対象者	① 応急修理の対象者
	ア 以下の全ての要件を満たす世帯	ア 以下の全ての要件を満たす世帯
	a 準半壊、半壊 <u>または</u> 大規模半壊の被害を受けたこと。	a 準半壊、半壊、 <mark>中規模半壊または</mark> 大規模半壊の被害を受けたこと。
3 • 30	第 <mark>29</mark> 節 り <b>災証明書発行対策</b> (略)	<b>第 <u>30</u> 節 <u>り災証明書発行対策</u></b> (略)
3 • 31	第 30 節 鉄道業者の応急対策 (略)	第 <u>31</u> 節 鉄道業者の応急対策 (略)
3 • 32	第 <u>31</u> 節 バス事業者の応急対策 (略)	第 <u>32</u> 節 バス事業者の応急対策 (略)
3 • 33	第 32 節 コミュニティ放送事業者の応急対策 (略)	第 33 節 コミュニティ放送事業者の応急対策 (略)
3 • 34	<b>第 <u>33</u> 節 ライフライン応急対策(電話)</b> (略)	<b>第 34 節 ライフライン応急対策(電話)</b> (略)
3 • 35	<b>第 34 </b> 節 ライフライン応急対策(携帯電話) (略)	第 <u>35</u> 節 ライフライン応急対策(携帯電話) (略)

章•節	修正案
3・36 <b>第 <u>35</u> 節</b> ライフライン応急対策(電力)	第 36 節 ライフライン応急対策(電力)
(略)	(略)
3 · 37 <b>第 <u>36</u> 節 ライフライン応急対策(ガス)</b>	<b>第 <u>37</u> 節 ライフライン応急対策(ガス)</b>
(略)	(略)
3 · 38 <b>第 <u>37</u> 節 ライフライン応急対策(石油)</b>	<b>第 <u>38</u> 節 ライフライン応急対策(石油)</b>
(略)	(略)
3 · 39 <b>第 <u>38</u> 節 ライフライン応急対策(水道)</b> (略)	<b>第 <u>39</u> 節 ライフライン応急対策(水道)</b> (略)
3 · 40 第 39 節 ライフライン応急対策(下水道)	第 <u>40</u> 節 ライフライン応急対策(下水道)
(略)	(略)
3・41 第 <u>40</u> 節 工業用水道施設の応急対策	第 <u>41</u> 節 工業用水道施設の応急対策
(略)	(略)
3・42 <b>第 <u>41</u> 節 危険物等施設の応急対策</b> (略)	第 <u>42</u> 節 危険物等施設の応急対策 (略)
3 · 43 第 <u>42</u> 節 火災対策	<b>第 <u>43</u> 節 火災対策</b>
(略)	(略)
3・44 第 43 節 廃棄物処理  【災対本部】災対生活環境部、災対土木部、災対都市建設部  【災対各地区本部】衛生班  【関係機関】 ・県(生活環境部) ・自衛隊 ・いわき市環境整備事業協同組合、協同組合いわき市環境保全センター、福島県浄化槽協会  「福島県解体工事業協同組合、その他廃棄物の収集運搬処理業者等  (略)	<u>いわき市建設業協同組合、</u> 福島県解体工事業協同組合、その他廃棄物の収集運搬処理業者等 (略)
2 各主体の責務(1) 市民の役割	2 各主体の責務(1) 市民の役割

章•節	現。行	修正案
	① 災害に伴う生活ごみの処理	② 災害に伴う生活ごみの処理
	(略)	(略)
	イ 災害に伴う生活ごみ(燃やすごみ・燃やさないごみ・大型ごみ) については、市の指示す	イ 災害に伴う生活ごみ(燃やすごみ・燃やさないごみ・大型ごみ) については、市の指示す
	る分別、指定場所(仮置場)等への排出に協力する。	る分別、指定場所(仮置場 <u>・臨時集積所</u> )等への排出に協力する。
	(略)	(略)
	(2) 市の役割	(2) 市の役割
	(略)	(略)
	③がれき類処理	③ がれき類処理
	ア 災対法第64条第2項(応急公用負担等)に規定する状況に該当する場合で、隣家や道	ア 災対法第64条第2項(応急公用負担等)に規定する状況に該当する場合で、隣家や道
	路などへの倒壊の危険がある家屋については、 <mark>自衛隊などの協力も得て</mark> 優先的に解体	路などへの倒壊の危険がある家屋については、
	処理を実施する。	処理を実施する。
	イ がれき類が大量に発生する場合は、 <mark>集積場</mark> を設置するとともに、ごみの飛散防止対策	イ がれき類が大量に発生する場合は、 <mark>仮置場</mark> を設置するとともに、ごみの飛散防止対策
	や消臭・防虫対策、土壌調査等集積場周辺の環境対策を適切に実施する。	や消臭・防虫対策、土壌調査等集積場周辺の環境対策を適切に実施する。
	(略)	(略)
	3 業務の内容	3 業務の内容
	(1) 被害状況調査・把握	(1) 被害状況調査・把握
	市(災対生活環境部)は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、 <u>いわき地方</u>	市(災対生活環境部)は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、
	<u>振興局を経由して</u> 県(生活環境部)へ報告する。	県(生活環境部)へ報告する。
	(2) 風水害に伴う廃棄物処理	(2) 風水害に伴う廃棄物処理
	① 共通事項	① 共通事項
	(略)	(略)
	ウ 集積場所の確保等	ウ 集積場所の確保等
	被害状況に応じて概ね各地域ごとに災害ごみの <u>集積場</u> を確保する。 <u>また、被災程度に</u>	被害状況に応じて概ね各地域ごとに災害ごみの <u>仮置場</u> を確保する。 <u>また、事前に届出</u>
	<u>応じ災害ごみを収集するための臨時的な仮置場を確保する。</u>	がある場所に、市民が臨時集積所を設置した場合、その管理・運営に対し必要なサポ
		<u>ートを実施する。</u>
	② 生活ごみの処理	② 生活ごみの処理
		(略)
	ウ 仮置場の設置	ウ 仮置場の設置
	災害が大規模で、通常のごみ集積所における収集が困難な場合は、必要に応じて <mark>臨</mark>	災害が大規模で、通常のごみ集積所における収集が困難な場合は、必要に応じて
	<u>時の</u> 仮置場を設置する。	
	エ 地区住民の協力	エ 地区住民の協力
	<u>臨時の</u> 仮置場の周知等は、回覧やFMいわきでの放送、市ホームページへの掲載等	仮置場の周知等は、回覧やFMいわきでの放送、市ホームページへの掲載等
	を通じて行 <u>い、地域住民に協力を要請する</u>	を通じて行 <u>う。</u>
	③ し尿処理	③ し尿処理 (mg)
	(略)	(略)

章•節	現 行	修正案
	イ し尿処理施設の応急復旧 あらかじめ備蓄した応急復旧資機材を活用して可能な応急復旧を行うとともに、プ	イ し尿処理施設の応急復旧 プ
	ラントメーカー等関連会社の協力を得ながら応急復旧体制の整備を図る。 ウ 仮設トイレ等の設置 いわき市環境事業整備協同組合や民間のリース業界等と連携を図りながら、避難所や下水道の使用が不可能な地域を中心として仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレの機種は、障がい者や高齢者など要配慮者が使用することに留意して選定する。 ④ がれき類の処理 ア 災害対策基本法第 64 条第2項の規定(応急公用負担等)に基づく緊急を要する危険家屋の解体については、いわき市建設業協同組合や自衛隊 に協力を要請する。  ② 建物関係障害物の除去 ア 災対生活環境部、災対都市建設部は、 山崩れ、がけ崩れ、浸水等により住家内またはその周辺に土砂等が流入した場合、災害救助法に定められた範囲内において、市建設業協同組合等の協力のもと障害物の除去を行い、必要最小限の日常生活を営みうる状態を確保する。	ラントメーカー等関連会社の協力を得ながら応急復旧体制の整備を図る。 ウ 仮設トイレ等の設置 いわき市環境事業整備協同組合 等と連携を図りながら、避難所 や下水道の使用が不可能な地域を中心として仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレの機種は、障がい者や高齢者など要配慮者が使用することに留意して選定する。 ④ がれき類の処理 ア 災害対策基本法第 64 条第2項の規定(応急公用負担等)に基づく緊急を要する危険家屋の解体については、いわき市建設業協同組合・福島県解体工事業協同組合等に協力を要請する。  ③ 建物関係障害物の除去 ① 障害物の除去 ア 災対都市建設部は、災対生活環境部と連携し、山崩れ、がけ崩れ、浸水等により住家内またはその周辺に土砂等が流入した場合、災害救助法に定められた範囲内において、市建
3 • 45	第 <u>44</u> 節 非常用食糧等の供給 (略)	第 <u>45</u> 節 非常用食糧等の供給 (略)
3 • 46	<b>第 <u>45</u> 節 全国からの救援物資への対応</b> (略)	第 <u>46</u> 節 全国からの救援物資への対応 (略)
3 • 47	<b>第 <u>46</u> 節 緊急輸送対策</b> (略)	<b>第 <u>47</u> 節 緊急輸送対策</b> (略)
3 • 48	<b>第 <u>47</u> 節 義援金の受入・配分</b> (略)	第 <u>48</u> 節 義援金の受入・配分 (略)
3 • 49	第 <u>48</u> 節 <b>災害警備措置</b> (略)	<b>第 <u>49</u> 節 災害警備措置</b> (略)
3 • 50	第 <u>49</u> 節 行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬 (略)	第 <u>50</u> 節 行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬 (略)

章•節	現行	修正案
3 • 51	第 <u>50</u> 節 学校等における応急対策 (略)	第 <u>51</u> 節 学校等における応急対策 (略)
3 • 52	第 <u>51</u> 節 文化財応急対策 (略)	第 <u>52</u> 節 文化財応急対策 (略)
3 • 53	第 <u>52</u> 節 <b>商工業に対する応急対策</b> (略)	第 <u>53</u> 節 商工業に対する応急対策 (略)
3 • 54	<ul> <li>第 53 節 ボランティアとの協働 (略)</li> <li>4 業務の内容 (1) いわき市社会福祉協議会 (略)  オ ボランティアの受け付け、登録を行い、被災者ニーズとのマッチング(派遣先、活動内容の決定)を行う。 (略) ク その他、被災者ニーズ に基づいた活動を行う。</li> </ul>	<ul> <li>第 54 節 ボランティアとの協働 (略)</li> <li>4 業務の内容 (1) いわき市社会福祉協議会 (略)  オ ボランティアの受け付け、登録を行い、被災者ニーズとのマッチング(活動先、活動内容の決定)を行う。 (略) ク その他、被災者・地域のニーズに基づいた活動を行う。</li> </ul>
3 • 55	第 <u>54</u> 節 労務等の確保・供給 (略)	第 <u>55</u> 節 労務等の確保・供給 (略)
3 • 56	第 <u>55</u> 節 <b>災害救助法による救助</b> (略)	第 <u>56</u> 節 災害救助法による救助 (略)
3 • 57	第 56 節 災害応援計画 (略)	第 57 節 災害応援計画 (略)

章 • 節		現行計画		修正理由			修 正 案	
1章•	3 緊急事態	における判断基準			3	緊急事態	における判断基準	
5 節	施できるよう以下 (1) 緊急事態区分 初期対応段階にお 設定し、原子力事 分と原災法の枠組 緊急事態区分の 層防護を構成する 力施設の状態等に	原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。  1) 緊急事態区分及び緊急活動レベル(EAL: Emergency Action Level)  初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。緊急事態区分と原災法の枠組み等との関係は下表1のとおり。  緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断を原子力事業者が判断するための基準として、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル(以下「EAL」という。)。原子力事業者は、EALに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画等に基づく通報・報告等を関係機関に行う。				きるよう以下 緊急事態区分 対応段階にお し、原子力事	び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階の判断基準に基づき意思決定を行う。 及び緊急活動レベル(EAL: Emergency Action ける避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応み等との関係は_表1のとおり。	n Level) に開始するため、緊急事態区分を
	(表 1)緊急事態	区分 <mark>の説明</mark>		記載の	(表	1)緊急事態	区分と原災法の枠組みの関係	
	区分	概要	原災法との関係	適正化		区分	概要	原災法との関係
	警戒事態	公衆への放射線による影響やその恐れが緊急のものでは無いが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態				警戒事態 れが緊急の 施設におけ	公衆への放射線による影響やその恐れが緊急のものでは無いが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態	
	施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線に よる影響をもたらす可能性のある事 象が生じた状態	原災法第 10 条			施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線に よる影響をもたらす可能性のある事 象が生じた状態	原災法第 10 条
	全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線に よる影響をもたらす可能性が高い事 象が生じた状態	原災法第 15 条 (原子力緊急事態宣 言)			全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線に よる影響をもたらす可能性が高い事 象が生じた状態	原災法第 15 条 (原子力緊急事態宣 言)
				- (表1)の - 前より転 - 記	<u>層防</u> 力施 原	護を構成する 設の状態等に	どの段階に該当するかの判断を原子力事業者各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の基づき設定される緊急時活動レベル(以下「 、EAL に応じて、原災法及び原子力事業者防災 う。	の状態、外的事象の発生等の原子 EAL」という。)は表2のとおり。

章 • 節		現行	計画		修正		修	E 案		
					参照:参考資料「原子力災害対策指針」(抜粋)(P.87参照)					
					参考資料	第2-(2)	一表 2 各緊急事態区	分を判断するEALの枠	<u>は組みについて</u>	
	(表2)原子力発電所の状況に応じた防護措置を実施する主な基準		を明示	(+ a)		ED 42 -+	-45 O   EN -014-014			
	(表2) <u>原千刀発電所</u>	の状況に応じた防護措直	<u>を実施する王な基準</u>			(表2)		<u> </u>	「態区分と EAL の枠組み	
	区分	福島第一原子力発電	福島第一原子力発電	福島第一原子力発電		緊急事態				
		所·福島第二原子力発	所(1.2.5.6号機)、	所 (3.4 号機) ※1	県地域防	区分	the Dale		A	
		電所共通	福島第二+原子力発電		災計画に	EAL	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
			所(1~4号機)		合わせた	<u>分類</u>				
	警戒事態	○発電所所在町で震	使用済燃料貯蔵槽の		整理区分	使用済み	•使用済燃料貯蔵槽の	・使用済燃料貯蔵槽の	•使用済燃料貯蔵槽の	
		度6以上の地震が発	水位を維持できない、		の変更	燃料貯蔵槽	水位を維持できない、	水位が照射済燃料集	水位が照射済燃料集	
		生した場合。	または当該貯水槽の				または当該貯水槽の	合体の頂部から上方	合体の頂部の水位ま	
		○福島県において大	水位を一定時間測定				水位を一定時間以上	2 mの水位まで低下	で低下した場合。	
		津波警報が発令され	できない場合。				測定できない場合。	<u>した場合。</u>		
		た場合。				外的事象	・発電所所在町で震度			
	施設敷地緊急事態	敷地境界付近におい	使用済燃料貯蔵槽の				6 弱以上の地震が発			
		て、5 μ Sv/h 以上 (※	水位が放射済み燃料				生した場合。			
		2)の放射線量を検出	集合体の頂部から上				・福島県において大津			
		した場合。	方2mの水位まで低				波警報が発表された			
			下した場合。				場合。			
	全面緊急事態	敷地境界付近におい	使用済燃料貯蔵槽の			周辺監視区域放射線		・敷地境界付近におい	・敷地境界付近におい	
		て、5 μ Sv/h 以上 (※	水位が放射済み燃料			<u>量率</u>		て、5 μ Sv/h 以上(※	て、5 μ Sv/h 以上(※	
		2)の放射線量を2地	集合体の頂部の水位					1)の放射線量を検出	1)の放射線量を2地	
		点以上または、10分	まで低下した場合。					した場合。	点以上または10分	
		間以上継続して検出							間以上継続して検出	
		した場合。							<u>した場合。</u>	
						その他事象	・オンサイト総括が警			
							戒を必要と認める当			
							該原子炉施設の重要			
							な故障等が発生した			
							場合。			

章 • 節		現行計画	修正理由		修 正 案			
۱۲۱۹			/王田					
1章・	関係機関	事務又は業務の大綱		関係機関	事務又は業務の大綱			
8節	東北管区警察局	<ul><li>(1) 災害状況の把握と報告連絡に関すること。</li><li>(2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。</li><li>(3) 関係職員の派遣に関すること。</li><li>(4) 関係機関との連絡調整に関すること。</li></ul>	S1 44 /4 92	東北管区警察局	<ul><li>(1) 災害状況の把握と報告連絡に関すること。</li><li>(2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。</li><li>(3) 関係職員の派遣に関すること。</li><li>(4) 関係機関との連絡調整に関すること。</li></ul>			
			記載位置を建制順	東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。			
	東北財務局福島財務事務所	<ul><li>(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</li><li>(2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。</li></ul>	に修正	東北財務局福島財務事務所	<ul><li>(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</li><li>(2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。</li></ul>			
		(3) 災害発生時における国有財産の無償貸与に関すること。			(3) 災害発生時における国有財産の無償貸与に関すること。			
	東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関 との連絡調整に関すること。	See John VI. IIII	東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関 との連絡調整に関すること。			
			記載位置を建制順	福島労働局	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。			
	東北農政局	<ul><li>(1) 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</li><li>(2) 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。</li><li>(3) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</li></ul>	に修正	東北農政局	<ul><li>(1) 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</li><li>(2) 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。</li><li>(3) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</li></ul>			
	関東森林管理局	<ul><li>(1) 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関すること。</li><li>(2) 国有林野内の放射性物質の汚染対策に関すること。</li></ul>		関東森林管理局	<ul><li>(1) 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関すること。</li><li>(2) 国有林野内の放射性物質の汚染対策に関すること。</li></ul>			
	東北農政局	応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する		東北農政局	応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する			
	福島支局 いわき駐在所	こと。		福島支局 いわき駐在所	こと。			
	東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の 需給に関すること。 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関するこ と。		東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 (2) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の 需給に関すること。 (3) 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関するこ と。			

章 • 節		現 行 計 画	修正理由		修 正 案
	東北地方環境事務所	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力	記載位置を建制順		
	関東東北産業保安監督部	に関すること。 電気の安全確保に関する指導監督に関すること。	を産制順に修正	関東東北産業保安監督部	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。
	東北支部			東北支部東北地方整備局	(1) 国道の通行確保に関すること。
	東北運輸局福島運輸支局	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に	記載位置を建制順	整城国道事務所 東北運輸局福島運輸支局	(2) 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。         (1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に
		関する情報収集及び伝達に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調	に修正		関する情報収集及び伝達に関すること。 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調
	東北運輸局福島運輸支局 (小名浜庁舎)	整及び支援に関すること。 海上輸送機関との連絡調整に関すること。		東北運輸局福島運輸支局 (小名浜庁舎)	整及び支援に関すること。 海上輸送機関との連絡調整に関すること。
	東京航空局福島空港出張所	(1) 航空機の安全航行に関すること。 (2) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。		東京航空局 福島空港出張所	(1) 航空機の安全航行に関すること。 (2) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。
	仙台管区気象台(福島地方 気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層活動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 こと。		仙台管区気象台(福島地方 気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層活動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 こと。
	福島海上保安部	(1) 船舶に対する広報に関すること。 (2) 船舶に対する情報提供及び海上における治安の維持に関すること。 (3) 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 (4) 海上における救助・救急に関すること。		福島海上保安部	(1) 船舶に対する広報に関すること。 (2) 船舶に対する情報提供及び海上における治安の維持に関すること。 (3) 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 (4) 海上における救助・救急に関すること。

		現行計画		修正理由			修 正 案	
		(5) 緊急輸送を行うための支援に関	すること。				(5) 緊急輸送を行うための支援に関	すること。
東北総	合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運	用管理に関すること。					
東北地	方整備局	(1) 国道の通行確保に関すること。		記載位置				
磐城国	道事務所	(2) 道路情報表示による災害情報の	提供に関すること。	を建制順				
	_			に修正	東北地	方環境事務所	原子力発電所の災害に関する情報	収集及び防災に係る協力
							に関すること。	
福島労	<u>働局</u>	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導	に関すること。					
		(2) 労働災害調査、労働者の労災補	賞に関すること。					
-		_			東北防		(1) 災害時における自衛隊及び在日	米軍との連絡調整に関す
				県計画に			<u>ること。</u>	
				合わせた			(2) 災害時における所管財産の使用	に関する連絡調整に関す
				追加			<u>ること。</u>	
							(3) 原子力艦の原子力災害に関する	通報を受けた場合の関係
							地方公共団体への連絡に関するこ	<u>と。</u>
国は、 している	緊急事態を「警戒事	<b>緊急事態区分と防護措置について</b> 態」「施設敷地緊急事態」及び「全i	面緊急事態」の3つに区分		国は、している	緊急事態を「警戒事	<b>緊急事態区分と防護措置について</b> 「態」「施設敷地緊急事態」及び「全i	面緊急事態」の3つに区分
区 国分の		置を講ずる事象の基準 <b>枠は国が定めたもの</b>	防護措置の概要		区国分の		置を講ずる事象の基準 : <b>枠は国が定めたもの</b>	防護措置の概要
_	準備体制に相当した	ない安全確保協定に基づく通報。	情報の収集		_	準備体制に相当した	ない安全確保協定に基づく通報。	情報の収集
事態等	した場合。	いて震度5弱又は5強の地震が発生 こ影響を及ぼすおそれがある核物質	情報の収集		事態等	した場合。	いて震度5弱又は5強の地震が発生 こ影響を及ぼすおそれがある核物質	情報の収集

章 • 節		現行計画		修正理由		修正案	
ZIV.	警戒事態	警戒事象 ・発電所所在町において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ・発電所所在町沿岸を含む津波予報区(福島県)において、大津波警報が発表された場合。 ・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該 貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない場合。	体制構築や情報収集を 行い、住民避難のための 準備を開始する。	12.7	警戒事態	警戒事象 ・発電所所在町において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ・発電所所在町沿岸を含む津波予報区(福島県)において、大津波警報が発表された場合。 ・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該 貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない場合。	体制構築や情報収集を 行い、住民避難のための 準備を開始する。
	緊急事態	特定事象(原災法第 10 条の通報すべき基準) ・敷地境界付近の放射線測定設備において、1時間あたりの数値に換算して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量を検出した場合。 ・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済み燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合。 など	PAZ内の住民等の避 難準備及びより時間を 必要とする住民等の避 難を実施する等の防護 措置を行う。	記載の統一	緊急事態	特定事象(原災法第 10 条の通報すべき基準) ・敷地境界付近の放射線測定設備において、1時間あたりの数値に換算して得た数値が、毎時5マイクロシーベルト_以上の放射線量を検出した場合。 ・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済み燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合。	PAZ内の住民等の避 難準備及びより時間を 必要とする住民等の避 難を実施する等の防護 措置を行う。
	全面緊急事態	原災法第 15 条の原子力緊急事態宣言発令の基準 ・敷地境界付近等の放射線測定設備において、1時間あたりの数値に換算した数値が、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量を2地点以上または 10 分間以上継続して検出した場合。 ・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。	PAZ内の住民避難実 施等、UPZ及び以遠 で、放射性物質放出後の 防護措置実施に備えた 準備を開始。継続される 空間放射線量率などに 基づく防護措置を実施。	記載の統一	全面緊急事態	原災法第 15 条の原子力緊急事態宣言発令の基準 ・敷地境界付近等の放射線測定設備において、1時間あたりの数値に換算した数値が、毎時5マイクロシーベルト 以上の放射線量を2地点以上または 10 分間以上継続して検出した場合。 ・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。	PAZ内の住民避難実 施等、UPZ及び以遠 で、放射性物質放出後の 防護措置実施に備えた 準備を開始。継続される 空間放射線量率などに 基づく防護措置を実施。
2章・6節	(1) <b>オフ</b> 市は、 トセンタ	- フサイトセンターにおける体制 アサイトセンターにおける立ち上げ準備 への協力 施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及 アーにおける立ち上げ準備を支援するため 、原 の参画等に係る職員の派遣体制、必要な資機材等を整備す	び県と連携して、オフサイ 子 <u>力災害合同対策協議会</u> 機	記載の適正化	(1) <b>オフ</b> 市は、 トセンタ	プサイトセンターにおける体制 サイトセンターにおける 活動への協力 施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国及 アーに	び県と連携して、オフサイ_機
	(3) 原子	- <b>力災害合同対策協議会への職員の派遣体制</b>			(3) 原子	·力災害合同対策協議会への職員の派遣体制	

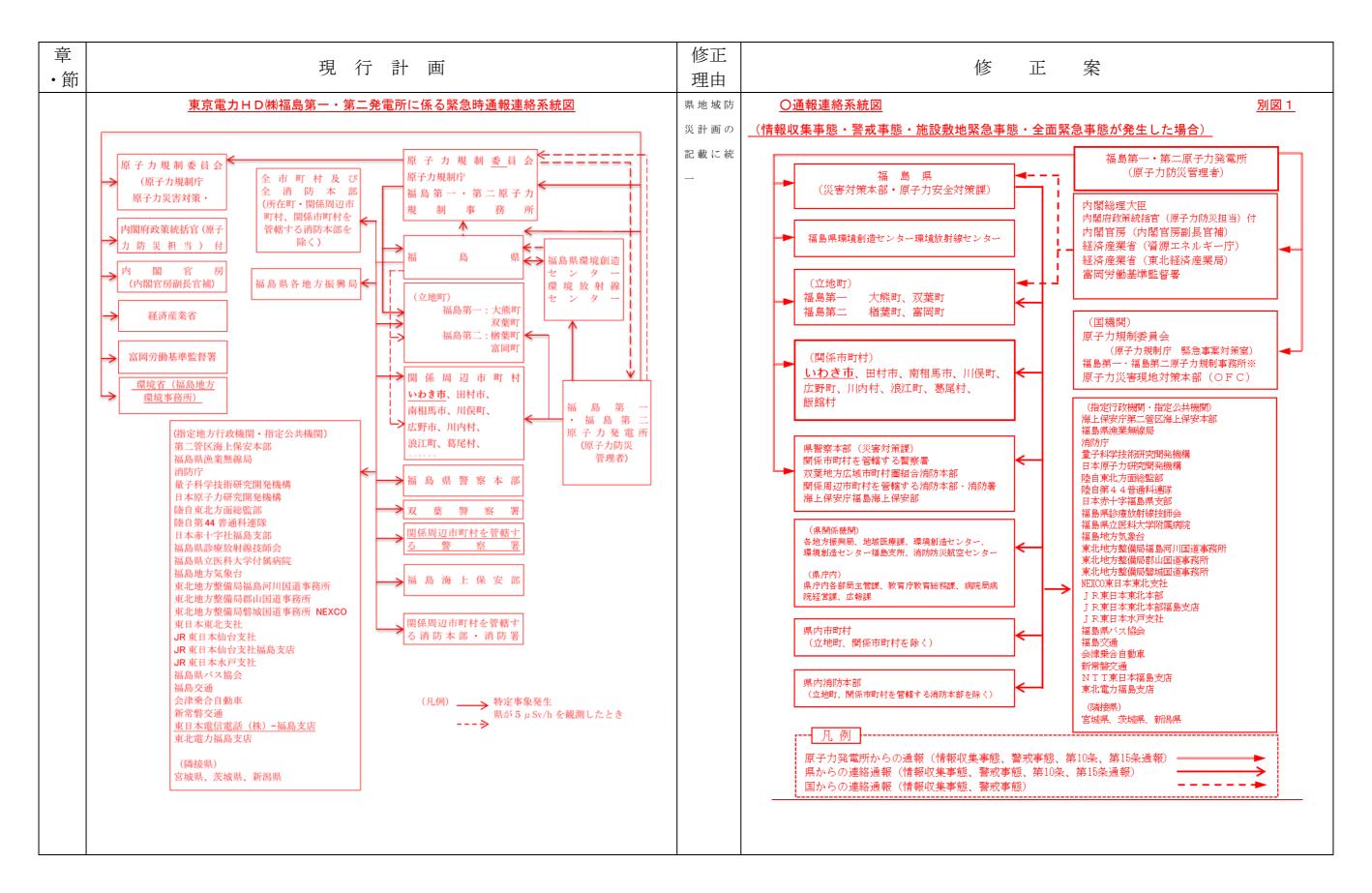
i	現 行 計 画	修正理由	修正案
	市は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第 23 条の規定により、当該事態に関する情		市は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第 23 条の規定により、当該事態に関する情
	報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国 <mark>及び県</mark>	記載の	報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国
	等とともに 原子力災害合同対策協議会 <u>をオフサイトセン</u>	適正化	<u>がオフサイトセンターに設置する</u> 原子力災害合同対策協議会
	ターに設置することと定められている。		に県とともに参画する。
	また、国の防災基本計画では、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会		また、国の防災基本計画では、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会
	のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握		のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握
	等を担う「機能班」を設け、国、県、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村関係		等を担う「機能班」を設け、国、県、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村関係
	機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされていることから、市は、 <mark>機</mark>		│ │機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされていることから、市は、_
	能班に配置する職員及びその役割、権限等について、原子力防災専門官等と協議して定める		
	ものとする。		職員を迅速に配置するため、配置職員を指定する。
	【原子力災害合同対策協議会の構成】		【原子力災害合同対策協議会の構成】
	同協議会は、国の現地災害対策本部、県、関係周辺都道府県、所在市町村及び関係周辺市町		同協議会は、国の現地災害対策本部、県、関係周辺都道府県、所在市町村及び関係周辺市町
	村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から		村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から
	権限を委任された者から構成され、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門		権限を委任された者から構成され、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門
	家が必要に応じ出席することとされている。		家が必要に応じ出席することとされている。
	7 広域的な応援協力体制の拡充・強化		7 広域的な応援協力体制の拡充・強化
	市は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査(「居住者、車両、ペット 携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)会場等の確保などについて、市町村間の広域的な応援協力体制の拡充・強化を図るものとする。また、大規模な災害等による同時被災を避けるため、また、放射性物質の拡散により市外への避難が必要となる可能性を考慮し、遠方に所在する市町村との応援協定締結に努めるものとする。 さらに、市は、原子力事業者との緊急時における協力内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口及び連絡方法を取	「防災基本計画」改 正を反映	市は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査(「居住者、車両、 <u>家庭動物</u> 、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)会場等の確保などについて、市町村間の広域的な応援協力体制の拡充・強化を図るものとする。また、大規模な災害等による同時被災を避けるため、また、放射性物質の拡散により市外への避難が必要となる可能性を考慮し、遠方に所在する市町村との応援協定締結に努めるものとする。 さらに、市は、原子力事業者との緊急時における協力内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口及び連絡方法を取りませる。
	り決めておくものとする。 なお、本市における広域応援協定等の締結状況は資料編に記載する。		り決めておくものとする。 なお、本市における広域応援協定等の締結状況は資料編に記載する。
	り決めておくものとする。		

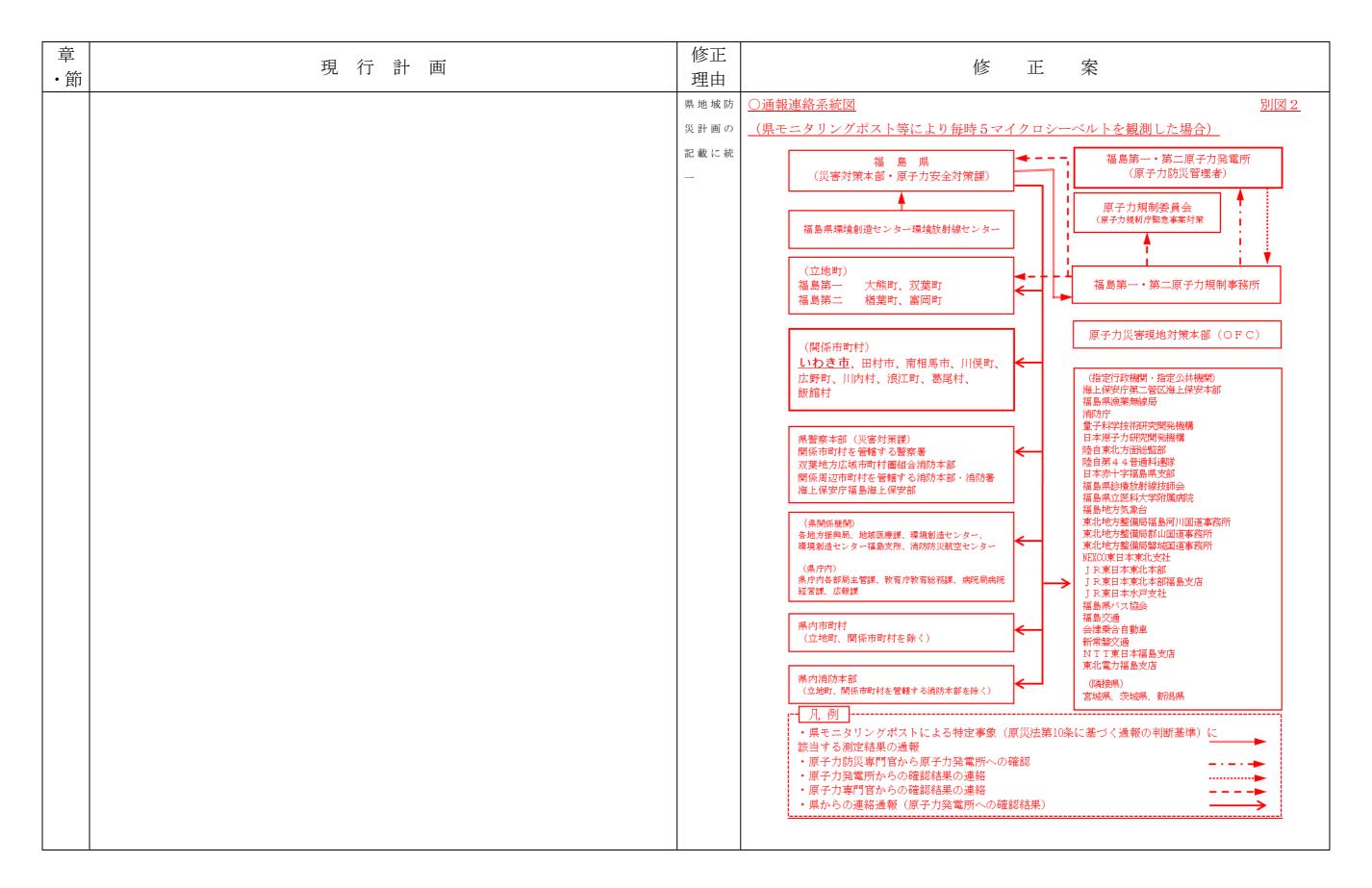
かに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。

かに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。

章 • 節	現行計画	修正 理由	修正案
	なお、対策指針では特定原子力施設である福島第一原発に関する対策として安定ョウ素剤の服用は必要ないとされたこと、福島第二原発については廃止措置が決定したものの、当面の間、使用済燃料が敷地内で保管されること、さらに、市の50キロ圏内には東海第二発電所があることなどを勘案して、今後も引き続き事前配備を継続するかどうかなどの方策を検討することとする。		なお、対策指針では特定原子力施設である福島第一原発に関する対策として安定ョウ素剤の服用は必要ないとされたこと、福島第二原発については廃止措置が決定したものの、当面の間、使用済燃料が敷地内で保管されること、さらに、市の50キロ圏内には東海第二発電所があることなどを勘案して、今後も引き続き事前配備を継続するかどうかなどの方策を検討することとする。
	(1) 事前配布体制の整備		(1) 事前配布体制の整備
	ア 市は、市民等に対して緊急時に安定ヨウ素剤を配布するものとし、県と連携し、平 常時から庁舎等において備蓄を行うものとする。ただし、緊急時に速やかに受け取る ことが困難な住民等に対しては、円滑に防護措置を講じることができるよう、事前配 布するものとする。		ア 市は、市民等に対して緊急時に安定ヨウ素剤を配布するものとし、県と連携し、平 常時から庁舎等において備蓄を行うものとする。ただし、緊急時に速やかに受け取る ことが困難な住民等に対しては、円滑に防護措置を講じることができるよう、事前配 布するものとする。
	イ 市は、緊急時に速やかに受け取ることが困難な住民等に対する安定ョウ素剤の事前 配布を行うにあたっては、窓口での説明や動画視聴等の方法により、服用・管理方法 のほか禁忌者 やアレルギー等の注意点等を周知し、必要量のみを配布す るものとする。	「原子力 災害対策 指針」改正	イ 市は、緊急時に速やかに受け取ることが困難な住民等に対する安定ョウ素剤の事前 配布を行うにあたっては、窓口での説明や動画視聴等の方法により、服用・管理方法 のほか 服用不適切者やアレルギー等の注意点等を周知し、必要量のみを配布す るものとする。
	ウ 市は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制 の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。	を反映	ウ 市は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制 の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。
	(2) 緊急時における配布体制の整備		(2) 緊急時における配布体制の整備
	ア 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ョウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き等についてあらかじめ定めるとともに、 配布用の安定ョウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。	「原子力災害対策	ア 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き等についてあらかじめ定めるとともに、 配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。
	イ 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ョウ素剤を配布する際、服用の効果、服用対象者、禁忌者 等に関する説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。	指針」改正を反映	イ 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際、服用の効果、服用対象者、 <u>服用不適切者</u> 等に関する説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。
	(イ) 県は、発電所からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等に	県地域防	(4) 県は、発電所からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等によ
	より施設敷地緊急事態の通報を行うべき数値(5マイクロシーベルト/時。ただし避難指示	災計画に	り施設敷地緊急事態の通報を行うべき数値( <u>毎時</u> 5マイクロシーベルト
	区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量(3ヶ月平均)+毎時 5マイクロシーベルト/時検出時)の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡す	合わせたの記載の	
	<u>リメイフ ピマニ * *// ド/ 时候山时</u> / ツ快山で先兄しに勿可は、但りに原丁刀刃火导門目に連給 9	- / 山 · 大 · /	

章 • 節	現行計画	修正 理由	修 正 案
	るものとされている。	統一	のとされている。 <u>ただし、避難指示区域に設置しているモニタリングポスト等については、バ</u>
3章・			ックグラウンドの毎時の放射線量 (3か月平均) +毎時5マイクロシーベルトの検出を発見し
2 節			た場合とする。
	県から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携して、発電所の		なお、県から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携して、発電所の
	原子力防災専門官に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について国、県 [危機管理総室]		原子力防災専門官に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について国、県
	及び関係市町村に連絡することとされている。		及び関係市町村に連絡することとされている。
			※参照「別図 2 通報連絡系統図(県モニタリングポスト等により毎時 5 マイクロシーベルトを
			検出した場合)」(P.40参照)





ij	現行	計 画	修正理由		修	正案		
1 災害	1 災害対策本部等の設置基準			1 災害対策本部等の設置基準				
	本部等は、次の基準により設置での設置基準】	するものとする。		災害対策本部等に 【本部等の設置基	は、次の基準により設置	するものとする。		
緊急事態	長区分 市の準備体制	業務従事職員等		緊急事態区分	市の準備体制	業務従事職員等		
_	_	原子力対策 課職員	組織改正による修	_	_			
情報収集事態	態等 警戒体制 (情報収集事態)	各部非常連絡員(統括主幹等) 危機管理部(危機管理課、災害対策課) 総合政策部(広聴広報課) 各災害対策地区本部(総務班) その他各部長が指名する職員	正		情報収集事態等	警戒体制 (情報収集事態)	各部非常連絡員(統括主幹等) 危機管理部(危機管理課、災害対策課) 総合政策部(広聴広報課) 各災害対策地区本部(総務班) その他各部長が指名する職員	
警戒事態	警戒体制 (警戒事態)	(上記に加え) 危機管理部長		警戒事態	警戒体制 (警戒事態)	(上記に加え) 危機管理部長		
施設敷地緊急	急事態 災害対策本部 (緊急事態体制)	全職員		施設敷地緊急事態	災害対策本部 (緊急事態体制)	全職員		
全面緊急事態	災害対策本部 (非常事態体制)			全面緊急事態	災害対策本部 (非常事態体制)			
原子力対		<b>置</b> 紫の発生を認知した場合又は発生の通報連絡を受 本制(情報収集事態)の設置を指示するものとす	組織改正による修	<u>危機</u> 管けた場合、直ちに関		<b>置</b> 態の発生を認知した場合又は発生の通報連絡を 体制(情報収集事態)の設置を指示するものと		
ア 発電 イ 国、 ウ 災害 エ その	  (情報収集事態)における所掌	及び関係部局、防災関係機関への情報提供	正	ア 発電所の事故 イ 国、県及び関 ウ 災害対策本部 エ その他必要な	牧等に関する情報の収集。 関係機関との緊密な情報。 『の立ち上げ準備	事務は、次のとおりとする。 及び関係部局、防災関係機関への情報提供 交換		

ij		現行計画	修正理由		修正案
	ア <u>原子力対策</u> 課長 認めたとき。	解除は、概ね次の基準によるものとする。 が、発電所の事故等が終結し、対策の必要がなくなったと は災害対策本部が設置されたとき。	組織改正による修正	ア <u>危機管理</u> 課長 認めたとき。	解除は、概ね次の基準によるものとする。 長が、発電所の事故等が終結し、対策の必要がなくなったと は災害対策本部が設置されたとき。
	(3) 災害現地対策本部の設置			(3) 災害現地対策本部の設置	<u> </u>
	め、必要に応じて副本部長 部長」という。)とする原 をオフサイトセンターに設 イ 現地対策本部長は、本部 対策本部職員を指揮監督す	長の命を受け、現地対策本部における事務を総括し、現地	記載の適正化	め、必要に応じて副本部長 部長」という。)とする原 をオフサイトセンターに影 イ 現地対策本部長は、本部 対策本部職員を指揮監督す ウ 災害対策本部を廃止した 現地対策本部長	『長の命を受け、現地対策本部における事務を総括し、現地
	現地対策本部職員	<u>原ナ刀刈束諜職員の中から</u> 本部長が指名する    者		現地対策本部職員	
	5 オフサイトセンターとの (1) 施設敷地緊急事態発生認知			5 オフサイトセンターとの (1) 施設敷地緊急事態発生認知	
	市は、施設敷地緊急事態が発生	<b>上した場合、<u>原子力防災専門官及び原子力事業者等と連携を</u></b>	記載の	市は、施設敷地緊急事態が発	生した場合、
		めるとともに、 <u>直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備へ</u>	適正化	事故の状況把握に努	らめるとともに、
		国がオフサイトセンターにて開催する現地事故対策連絡会		※)* 土曜日 ~ 写出 かき	_国がオフサイトセンターにて開催する現地事故対策連絡会
	する。	場合には、次の職員をオフサイトセンターに派遣するものと 大況に応じ現地事故対策連絡会議に出席し、市が行う応急対		する。 さらに、派遣された職員は、	場合には、次の職員をオフサイトセンターに派遣するものと 状況に応じ現地事故対策連絡会議に出席し、市が行う応急を の準備状況等について随時連絡するなど、国等との連絡・訓

章 • 節	現行計画		修正理由			案
	現地事故対策連絡会議へ派遣する職員	副本部長の中から本部長が指名する者 本部長が指名する者			現地事故対策連絡会議へ派遣する職員 機能班の活動に従事する職員	副本部長の中から本部長が指名する者 本部長が指名する者
	(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応  市は、「原子力緊急事態宣言」が発出されたことにより現地事故対策連絡会議が廃止され、 オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、 原則として現地事故対策連絡会議へ派遣していた職員を出席させ、原子力緊急事態に関する 情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。また、次の職員を 原子力災害合同対策協議会の事務局である  機能班の活動に従事 させるものとする。		記載の適正化	(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応  市は、「原子力緊急事態宣言」が発出されたことにより現地事故対策連絡会議が廃止され、 オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、 原則として現地事故対策連絡会議へ派遣していた職員を出席させ、原子力緊急事態に関する 情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。また、次の職員を 原子力災害合同対策協議会  の組織とともに設置される機能班の活動に従事 させるものとする。		
	原子力災害合同対策協議会へ <u>の</u> 出席 — 機能班の活動 <u>への</u> 従事	副本部長の中から本部長が指名する者 本部長が指名する者			原子力災害合同対策協議会へ_出席 <u>する職員</u> 機能班の活動 <u></u> に従事 <u>する職員</u>	副本部長の中から本部長が指名する者 本部長が指名する者
3章· 4節	避難の指示を受けたときは、当該指示に従い、住示するものとする。ただし、国が原子力災害の観災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場で避難等を行うものとする。その際には、国及でペット を飼育している住民等についる飼い主によるペット 家庭動物との同行過また、市長は、内閣総理大臣から指示がない段階	長は、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出し、内閣総理大臣から屋内退避、の指示を受けたときは、当該指示に従い、住民等に対し速やかに屋内退避又は避難を指るものとする。ただし、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で自然を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から独自の判断難等を行うものとする。その際には、国及び県と緊密な連携を行うものとする。		市難す害避しいた	屋内退避及び避難の決定  「長は、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言の指示を受けたときは、当該指示に従い、住るものとする。ただし、国が原子力災害の観察原因とする緊急の避難等が必要となった場談等を行うものとする。その際には、国及び家庭動物を飼育している住民等について、主による 家庭動物との同行避難を呼び、市長は、内閣総理大臣から指示がない段階にときには、速やかに住民等に対し屋内追	民等に対し速やかに屋内退避又は避難を指 点から屋内退避指示を出している中で自然 場合には、人命最優先の観点から独自の判断 が県と緊密な連携を行うものとする。 には、市は災害の実態に応じて、県と連携し、 がかけるものとする。 皆で、緊急に屋内退避、避難が必要と自らが

ī	現行計画	修正理由	修正案
2 屋	内退避又は避難の方法		2 屋内退避又は避難の方法
(1) 屋内	<u>P退避</u>		(1) 屋内退避
した場合 外にいる 示するも なお、 退避を行	は、内閣総理大臣から屋内退避の指示を受けた場合又は自らが屋内退避を必要と判断 会は、屋内退避区域内の住民等に屋外に出ないように指示するものとする。また、屋 3 住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか又は近くの公共施設等に退避するよう指 5 のとする。 新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、市長は、自宅等で屋内 すう住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が こいる間は原則換気を行わないよう指示するものとする。	「防災基本計画」の 改正を反映	市長は、内閣総理大臣から屋内退避の指示を受けた場合又は自らが屋内退避を必要と判断した場合は、屋内退避区域内の住民等に屋外に出ないように指示するものとする。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。  なお、  感染症流行下においては、市長は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。
	<b>ペット の同行避難</b> 市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による <u>ペット</u> との同行避難 と呼びかけるものとする。	「防災基本計画」の 改正を反映	キ 家庭動物の同行避難 市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による <u>家庭動物</u> との同行避難 を呼びかけるものとする。
会 (表 (表)	新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下における避難 新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。	主場	ク <u>感染症流行下における避難</u> 感染症流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手続いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
(3) 良好	<u>子な生活環境づくり</u>		(3) 良好な生活環境づくり
じるなと た、衛生 さらに、	県の協力のもと、食事供与の状況やトイレの設置状況等を把握し、必要な対策を講 ご避難先避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう努めるものする。ま :状態の確認のため、必要に応じて、保健所職員による巡回指導等を行うものとする。 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、 设設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保及		市は、県の協力のもと、食事供与の状況やトイレの設置状況等を把握し、必要な対策を講じるなど避難先避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう努めるものする。また、衛生状態の確認のため、必要に応じて、保健所職員による巡回指導等を行うものとする。さらに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保及

び配食等の状況を把握し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

び配食等の状況を把握し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

章 • 節	現行計画	修正理由	修正案
	また、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内	「防災基	また、
	の動線を整理するとともに、避難所の3つの密(密閉・密集・密接)を防ぐよう努めるもの	本計画」の	の動線を整理するとともに、避難所の3つの密(密閉・密集・密接)を防ぐよう努めるもの
	とする。積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備	改正を反	とする。積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備
	えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供で	映	えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供で
	きる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。夏季に置いては、		きる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。夏季に置いては、
	避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・		避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・
	スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。孤立する		スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。孤立する
	恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十 分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。		恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十
			分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。
	なお、 <u>ペット</u> を連れて避難するケースも増えていることから、そのためのスペー		なお、 <u>家庭動物</u> を連れて避難するケースも増えていることから、そのためのスペー
	ス確保にも配慮するものとする。		ス確保にも配慮するものとする。
	(7) 旅館等への移動		(7) 旅館等への移動
	市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等が見込まれる場合又は <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。		   市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等が見込
			まれる場合又は  感染症対策に鑑み、必要に応じて、旅館や
			ホテル等への移動を避難者に促すものとする。
	(9) 応急仮設住宅		<u>(9) 応急仮設住宅</u>
	市は、災害救助法が適用とならない場合、又は適用を受けて県から委任を受けた場合にお	「防災基	市は、災害救助法が適用とならない場合、又は適用を受けて県から委任を受けた場合にお
	いて、応急仮設住宅の建設にあたっては、二次災害や <u>ペット</u> の受入れに十分配慮す	本計画」の	いて、応急仮設住宅の建設にあたっては、二次災害や <u>家庭動物</u> の受入れに十分配慮す
	るとともに、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及	改正を反	るとともに、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及
	び県に資機材の調達を要請するものとする。	映	び県に資機材の調達を要請するものとする。
	また、県と連携して被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居に努めるものとする。		また、県と連携して被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居に努めるものとする。